

平成28年度研究報告書

児童相談所における弁護士役割と 位置づけに関する研究

| | |
|-------|-----------------------|
| 研究代表者 | 影山 孝 (東京都児童相談センター) |
| 共同研究者 | 池田 清貴 (くれたけ法律事務所) |
| | 金子 祐子 (横浜よつば法律事務事務所) |
| | 浜田 真樹 (浜田・木村法律事務所) |
| | 久保 樹里 (元大阪市子ども相談センター) |
| | 信田 力哉 (相模原市児童相談所) |
| | 川松 亮 (子どもの虹情報研修センター) |
| | 富田貴代子 (子どもの虹情報研修センター) |
| | 根岸 弓 (子どもの虹情報研修センター) |

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成28年度研究報告書

児童相談所における弁護士役割と
位置づけに関する研究

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| I. 問題と目的 | 1 |
| II. 方法 | 1 |
| 1. 質問紙の作成 | 2 |
| 2. 質問紙調査の実施 | 2 |
| 3. 回収率 | 2 |
| 4. 本報告に記載する数値について | 2 |
| III. 用語の整理 | 2 |
| 1. 児相弁護士 | 2 |
| 2. 本庁弁護士 | 2 |
| 3. 弁護士 | 2 |
| IV. 質問紙調査の結果 | 3 |
| 1. 各自治体における「児童虐待」に関する受付・対応等件数について | 3 |
| (1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項 | 3 |
| (2) 回答結果 | 3 |
| (3) 小括 | 10 |
| 2. 弁護士による相談体制について | 11 |
| (1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項 | 11 |
| (2) 回答結果 | 11 |
| (3) 小括 | 13 |
| 3. 中央児童相談所の児相弁護士による地域児童相談所への相談体制について | 14 |
| (1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項 | 14 |
| (2) 回答結果 | 14 |
| (3) 小括 | 14 |
| 4. 弁護士との連絡窓口 | 15 |
| (1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項 | 15 |
| (2) 弁護士との連絡窓口になっている児童相談所の回答結果 | 16 |
| (3) 弁護士との連絡窓口になっている担当部門・担当者の回答結果 | 17 |
| (4) 小括 | 18 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| 5. 児相弁護士の採用方法・雇用形態について | 19 |
| (1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意点 | 19 |
| (2) 回答結果 | 19 |
| (3) 小括 | 21 |
| 6. 児相弁護士への報酬について | 23 |
| (1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項 | 23 |
| (2) 回答結果 | 23 |
| (3) 小括 | 25 |
| 7. 児童弁護士に依頼している業務 | 27 |
| (1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項 | 27 |
| (2) 児童福祉法第 28 条及び親権停止・喪失、管理権喪失申立について | 28 |
| (3) 未成年後見人申立について | 30 |
| (4) 臨検・捜索について | 32 |
| (5) 触法少年の家裁送致対応 | 33 |
| (6) 刑事告訴対応 | 34 |
| (7) 刑事手続きの説明 | 36 |
| (8) 保護者面接への同席状況 | 37 |
| (9) 訪問調査への弁護士同行 | 38 |
| (10) 個別ケース検討会議への出席 | 39 |
| (11) 児童福祉審議会諮問への弁護士のかかわり | 39 |
| (12) 行政訴訟への対応 | 40 |
| (13) 会議への参加状況 | 40 |
| (14) その他の弁護士がおこなっている主な業務 | 41 |
| 8. 弁護士による相談体制をとるメリットについて | 43 |
| (1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項 | 43 |
| (2) 弁護士による相談体制をとるメリットについての回答結果 | 43 |
| (3) 「⑧その他(自由記述)」の回答結果 | 44 |
| (4) 各自治体が回答した該当項目数と回答割合 | 45 |
| (5) 小括 | 45 |
| 9. 児相弁護士による相談体制をとる際の課題 | 46 |
| (1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項 | 46 |
| (2) 回答結果 | 46 |
| (3) 小括 | 47 |
| 10. 児相弁護士に依頼したい業務について | 49 |

| | |
|----------------------------------|----|
| (1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項 | 49 |
| (2) 回答結果 | 49 |
| (3) 小括 | 50 |
| 11. 児相弁護士による相談体制を整えるために必要な条件について | 53 |
| (1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項 | 53 |
| (2) 回答結果 | 53 |
| (3) 小括 | 55 |
| IV. 考察 | 56 |
| 1. 児童相談所における弁護士配置の状況 | 56 |
| 2. 児相弁護士に依頼している業務 | 56 |
| 3. 弁護士相談のメリット | 57 |
| 4. 弁護士配置の課題 | 57 |
| 5. 弁護士に依頼したい業務と弁護士配置のための必要条件 | 57 |
| 6. 今後に向けて | 58 |
| 共同研究者（弁護士）による取り組み | |
| 1. 東京都内の児童相談所における弁護士の役割 | 59 |
| (1) 配置状況 | 59 |
| (2) 業務内容・勤務形態 | 59 |
| (3) 弁護士側の体制 | 59 |
| 2. 大阪における弁護士の児童相談所へのかかわり | 59 |
| 3. 神奈川県内の児童相談所における弁護士の役割 | 60 |
| 4. 虐待を受けた子どもへの法的援助 | 61 |
| 5. 日弁連における児童虐待対応への取組み | 62 |
| 資料編：アンケート集計結果 | |
| 1. 全国児童相談所弁護士相談体制調査 集計結果 | 63 |
| 2. 自由記述の回答 | 80 |
| 3. アンケート調査票 | 93 |

I. 問題と目的

児童相談所でのソーシャルワークにおいて、法的な対応が求められることが多くなってきており、そのために弁護士と連携して対応する機会も増えてきているものと思われる。こうした相談対応状況の中、全国の児童相談所では弁護士を常勤配置する自治体がある一方で、児童相談所業務の中に弁護士を十分位置づけることができていない自治体もある。弁護士が配置されることで、児童相談所の業務にどのような効果が生まれているのか、また弁護士と協働した取り組みをするうえでの課題は何かということについて、現状を整理したうえであり方を検討することが必要となっている。

本研究では、全国の中央児童相談所に対する質問紙調査や児童相談所のヒアリングをもとに、弁護士の果たすべき役割と必要な位置づけについてのモデルを示すことを目的とした。

2016年度（平成28年度）は、児童相談所への弁護士配置状況や弁護士の業務へのかかわり方等を明らかにすることを目的として、全国の中央児童相談所を対象に、質問紙調査を実施することとした。その結果を踏まえて、平成28年度後半から平成29年度にかけては、いくつかの児童相談所に対してヒアリング調査を実施する予定である。

なお、本研究がスタートした直後の2016年（平成28年）5月27日に児童福祉法の改正が行われ、児童相談所への弁護士配置又は準ずる措置が法定化された。同年10月1日から施行されたことによって、各児童相談所では弁護士の雇用・契約等の形態が変化するなど、過渡期にぶつかってしまったが、質問紙法については改正法施行前の状況についての調査であることを付記しておく。

II. 方法

1. 質問紙の内容

質問票により児童相談所設置自治体における「児童虐待に関する相談件数等」を聞き、そのうえで「弁護士の配置状況」「中央児童相談所に弁護士が配置されている場合に、地域児童相談所への相談体制」「弁護士との連絡窓口」「児童相談所弁護士の採用方法と雇用形態」「弁護士への報酬」を聞き、さらに「児童相談所弁護士に依頼している業務」を細かく聞き、「児童相談所弁護士による相談体制をとるメリット」「児童相談所弁護士による相談体制をとる際の課題」「児童相談所弁護士に今後依頼したい業務について」「児童相談所弁護士による相談体制を整えるために必要な条件について」調査をおこなった。

2. 質問紙調査の実施

2016年（平成28年）9月5日、全国の児童相談所設置自治体の中央児童相談所（69児童相談所）を対象に、郵送による質問紙調査を実施した。質問紙調査への回答は、いずれも職員にお願いした。

なお、本調査は、全国児童相談所長会の協力を得て実施した。

3. 回収率

回収率は100%（69児童相談所）であり、すべての中央児童相談所から回答を得ることができた。

4. 本報告書に記載する数値について

結果に記載する数値は回答されたものであるが、一部明らかに疑義があるものについては、当該自治体に確認のうえ、修正をおこなった。

比率はすべて小数点以下第2位を四捨五入し、小数第1位までの値を示している。

Ⅲ．用語の整理

1. 児相弁護士

常勤・非常勤・契約を問わず、児童相談所専属の弁護士

2. 本庁弁護士

児童相談所設置自治体の庁内法務部等に配置されている弁護士

3. 弁護士

児相弁護士、本庁弁護士を問わず、弁護士一般

（文責：影山孝）

IV. 質問紙調査の結果

1. 各自治体における「児童虐待」にかんする受付・対応等件数について

(1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項

① 設問の概要と目的

質問票「**I**貴自治体における『児童虐待』に関する受付・対応等件数について」では、各都道府県・政令指定都市・中核市の全児童相談所における、児童虐待に関する相談等の受付・対応件数をきいた。具体的には、以下の14項目である。「虐待相談受付件数」、「虐待相談対応件数」、「保護者の同意のない一時保護件数」、「児童福祉法第28条第1項第1号請求件数」、「児童福祉法第28条第2項請求件数」、「親権停止請求件数」、「親権喪失請求件数」、「管理権喪失請求件数」、「後見人選任請求件数」、「後見人解任請求件数」、「面会通信制限件数（児童虐待防止法第12条に基づく行政処分に限る）」、「住所情報の制限件数」、「出頭要求件数」、「立入調査件数」である。

また、本設問の目的は、各自治体の児童虐待に関する業務負担量および法的対応の経験の有無を明らかにすることである

② 回答率

本設問には、69自治体全てから回答が得られた（回答率100%）。

③ 回答にかんする留意事項

回答結果は、2014（平成26）年度と2015（平成27）年度のものである。なお、「児童福祉法第28条第1項第1号請求件数」から「管理権喪失請求件数」までの5問は、請求件数と、承認された内件数についてきいている。但し、請求件数のみグラフ化してまとめた。請求した事案が年度を超えて審判が出されるケースも多く、請求件数と承認件数が年度内で合致していないこと、また、承認されなかったケースのうち見相が取り下げた件数を把握できていないこともあり、承認件数のグラフについては割愛した。

(2) 回答結果

① 虐待相談受付件数及び虐待相談対応件数

児童虐待受付件数について、2014（平成26）年度は最も少ない鳥取県児童相談所が128件、最も多い東京都児童相談所が8,216件であり、その差は約64.2倍あった。また、2015（平成27）年度は最も少ない福島県児童相談所が212件、最も多い大阪府児童相談所が10,676件とその差は約50.4倍となっている。児童虐待対応件数についてみても、2014（平成26）年度で最も少ない鳥取県児童相談所が30件であり、最も多い大阪府児童相談所は7,874件で、その差は約262.5倍である。また、2015（平成27）年度では最も少ない鳥取県児童相談所は34件、最も多い大阪府児童相談所が10,427件で、その差は約306.7倍となっている¹。2014（平成26）年度と2015（平成27）年度を比較して、受付件数

が増えているのが56自治体、減っているのが13自治体であった。

また、相談受付件数が2,000件を超えている自治体が10自治体(そのうち1自治体は2015年度に2,000件越え)であり、いずれも首都圏、中部圏、近畿圏と大都市圏に集中している。

② 保護者の同意のない一時保護の件数

「保護者の同意のない一時保護」については、「回答不能・不明」と答えた自治体が6自治体あった(札幌市、東京都、三重県、和歌山県、長崎県、熊本市)。件数としては最も多い大阪府が1,001件(2014年度)ある一方で、2年連続で0件である自治体が11件あった。

③ 児童福祉法第28条1項1号および2項の申立件数

28条申立件数については、新規申立(28条1項1号)について、2年連続で10件以上の申立を行っている自治体が4自治体(東京都、大阪府、兵庫県、福岡市)であり、2年連続で申立がなかった自治体が10自治体あった。更新申立(28条2項)について2年連続して10件以上の申立をおこなった自治体はなかったが、いずれかの年度に10件以上の申立があった自治体が2自治体であり(東京都、大阪府)、一方で2年連続して申立がなかった自治体が35自治体あった。

④ 親権停止および親権喪失、管理権喪失にかんする申立件数

親権停止については、2年間で申立が行われた最大が11件2015(平成27)年度であり、申立なしの割合が2014(平成26)年度で81.2%、2015(平成27)年度で73.9%であった。親権喪失については、2年間での申立件数1件(2014年度、2015年度とも)が最大であり、申立なしの割合が2014(平成26)年度が98.6%、2015(平成27)年度が97.1%であった。管理権喪失申立は2年間を通じて最大2件(2015年度)であり、申立なしの割合が2014(平成26)年度は100.0%、2015(平成27)年度は98.6%であった。

⑤ 後見人選任および解任請求、面会通信制限、住所情報の制限、出頭要求、立入調査にかんする件数

後見人選任・解任請求、面会通信制限、出頭要求、立入調査の件数は表1.1.と表1.2.のとおりである。住所制限については、2014(平成26)年度で最大実施が30件であったのが、2015年(平成27)年度は391件と増えている。しかし、未実施自治体の割合では、2014(平成26)年度が68.1%、2015(平成27)年度が66.7%であり、特定の自治体において活用されている。

1 なお、2015年度(平成27年度)国勢調査によれば、鳥取県児童相談所と大阪府児童相談所管内の人口は約15.4倍である。

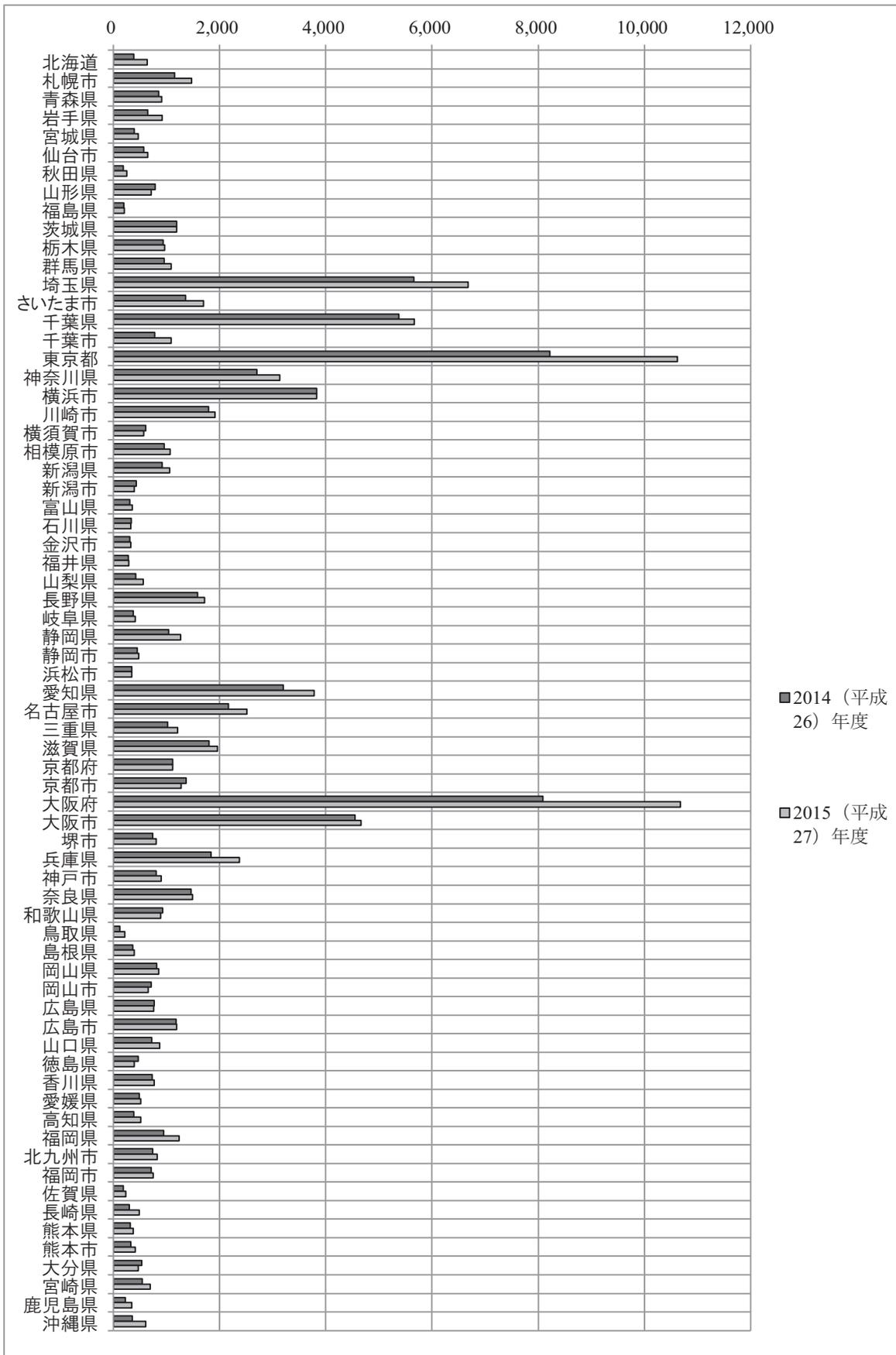


図 1.1. 「虐待相談受付件数」

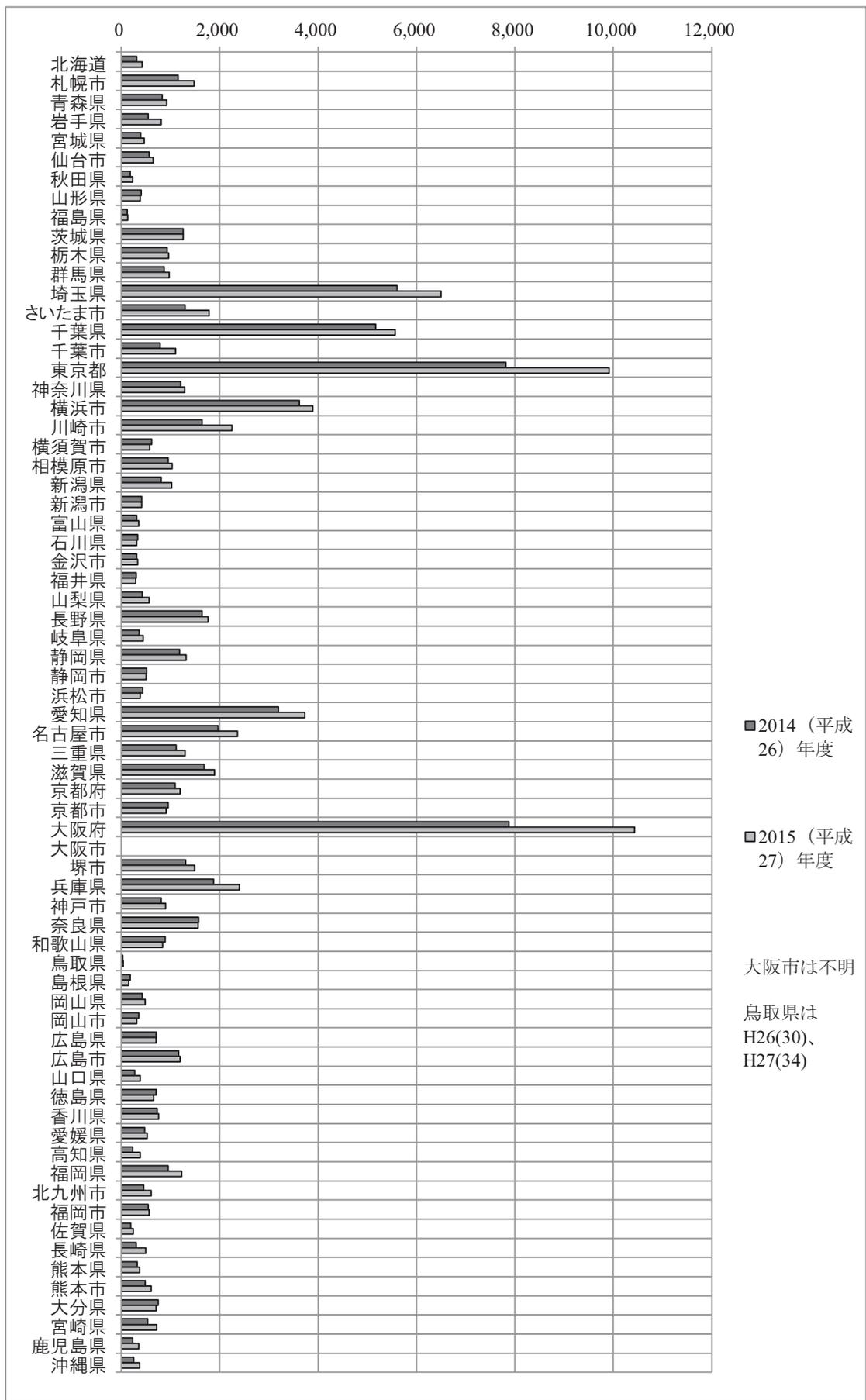


図 1.2. 「虐待相談対応件数」



図 1.3. 「保護者の同意のない一時保護件数」

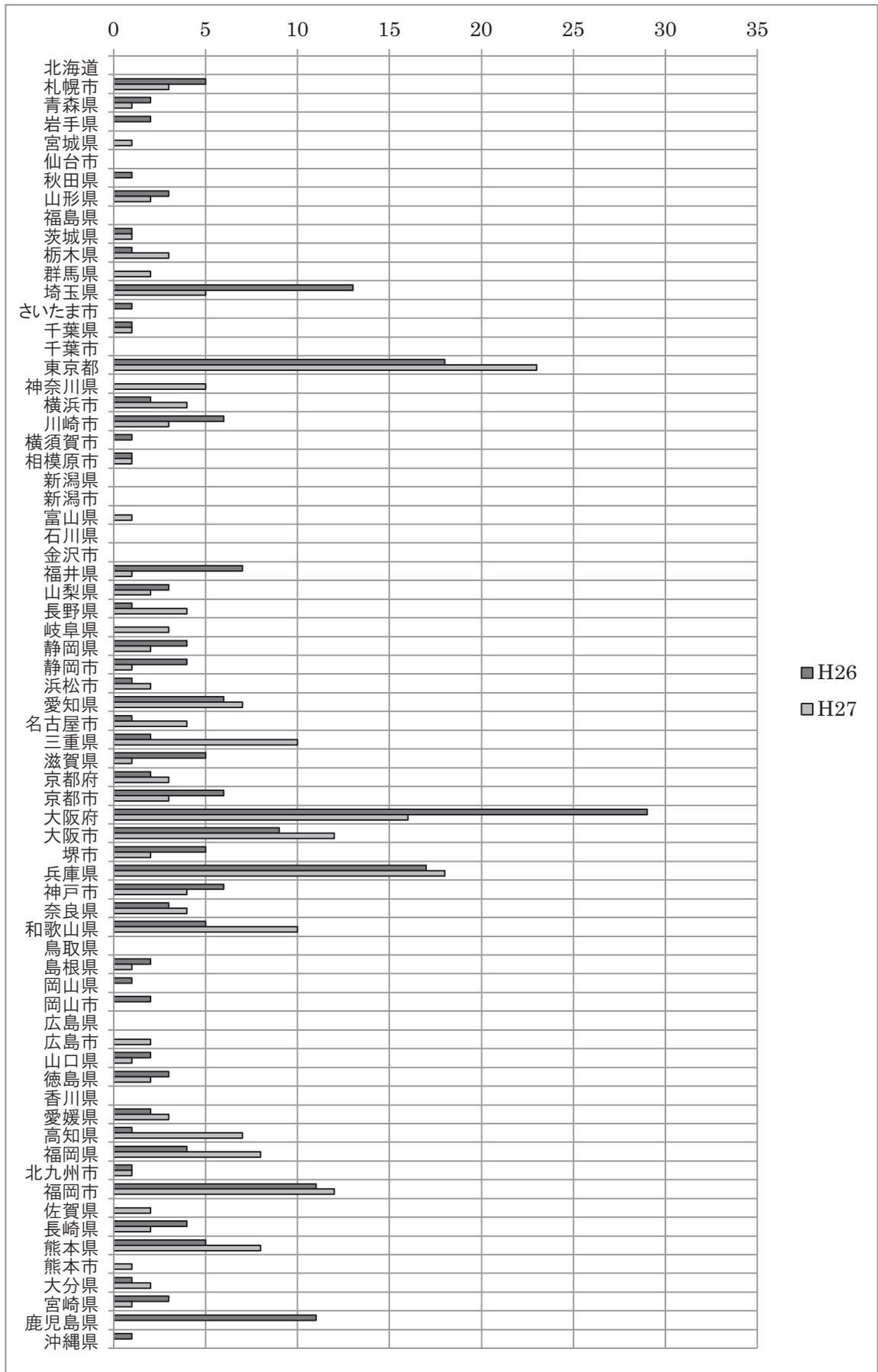


図 1.4. 「児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号請求件数」

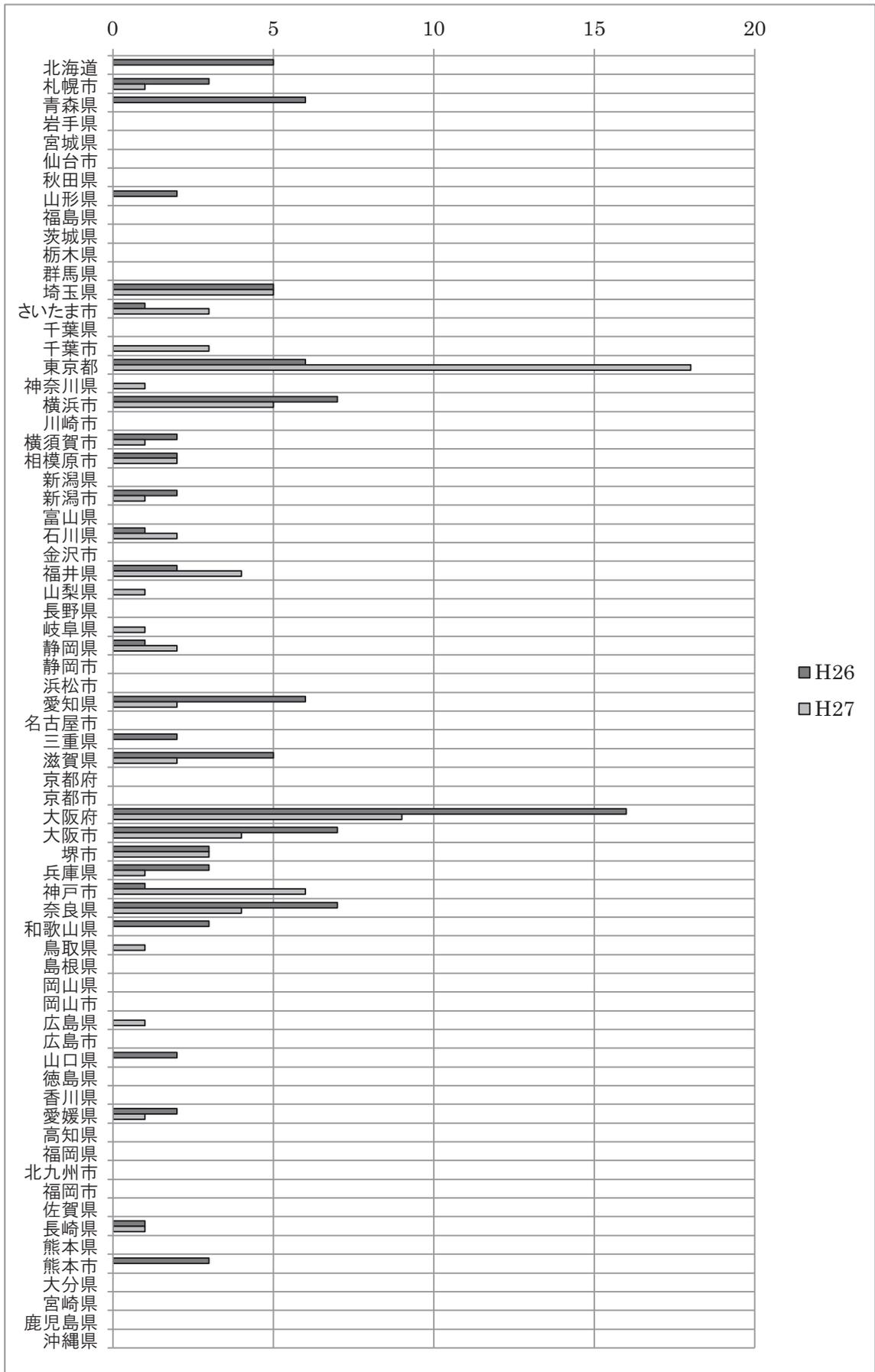


図 1.5. 「児童福祉法第 28 条第 2 項請求件数」

設問項目「親権停止請求件数」、「親権喪失請求件数」、「管理権喪失請求件数」、「後見人選任請求件数」、「後見人解任請求件数」、「面会通信制限件数（児童虐待防止法第12条に基づく行政処分に限る）」、「住所情報の制限件数」、「出頭要求件数」、「立入調査件数」については、請求経験のない自治体が多くあったことから、最も多かった件数（最大値）と最も少なかった件数（最小値）、および請求経験のない自治体の割合を示す。

表 1.1. 2014（平成 26）年度各法的対応請求件数

| | 1-6 親権停止 | 1-7 親権喪失 | 1-8 管理権 | 1-9 後見人選任 | 1-10 後見人解任 | 1-11 面会制限 | 1-12 住所制限 | 1-13 出頭 | 1-14 立入 |
|---------|-------------|-------------|------------|--------------|---------------|--------------|--------------|------------|------------|
| 最大値 | 3 | 0 | —※注 | 8 | 2 | 11 | 30 | 18 | 20 |
| 最小値 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0の割合(%) | 81.2 | 98.6 | 100.0 | 62.3 | 98.6 | 91.3 | 68.1 | 82.6 | 72.4 |

注:すべて0のため最大値なし

表 1.2. 2015（平成 27）年度各法的対応請求件数

| | 1-6 親権停止 | 1-7 親権喪失 | 1-8 管理権 | 1-9 後見人選任 | 1-10 後見人解任 | 1-11 面会制限 | 1-12 住所制限 | 1-13 出頭 | 1-14 立入 |
|---------|-------------|-------------|------------|--------------|---------------|--------------|--------------|------------|------------|
| 最大値 | 11 | 1 | 2 | 5 | 3 | 8 | 391 | 6 | 14 |
| 最小値 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0の割合(%) | 73.9 | 97.1 | 98.6 | 62.3 | 97.1 | 85.5 | 66.7 | 76.8 | 75.4 |

(3) 小括

児童虐待受付件数、対応件数を見てもわかるように、児童相談所間の差がとても大きく、そのことは保護者の意に反する一時保護や28条、親権制限等の法的対応の実施件数にも影響している。大都市圏を中心とした児童相談所に相談件数や28条申立が集中している一方で、年間にわたりこうした法的対応が全くない児童相談所もあるなど、児童相談所ということで一括りにし、地域性を考慮しない議論が成り立たないことが明らかになった。

(文責：影山孝)

2. 弁護士による相談体制について

(1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項

① 設問の概要と目的

調査票「**2**貴自治体における弁護士体制について」では、各都道府県・政令指定都市・中核市の全児童相談所における、児相弁護士による相談体制をきいた。具体的には、以下の5項目である。「児相弁護士による相談体制の有無」、有の場合、「配置開始年」、「配置形態と配置弁護士数」、なしの場合、「本庁弁護士への相談体制の有無」、有の場合、「本庁弁護士の相談形態」である。

また、本設問の目的は、各自治体における児童相談所の弁護士による相談体制を明らかにすることである。

② 回答率

本設問においては69自治体全てから回答が得られた。(回答率100%)。なお、設問のうち、「児童相談所専属弁護士の相談体制の開始年」については、回答があったのは、51自治体であった。(回答率74%)

③ 回答にかんする留意事項

児相弁護士との相談体制は自治体による独自性が強く、②児相弁護士の相談体制の内訳においては、相談体制を併用している自治体があるため、全体数が70となっている。

(2) 回答結果

① 弁護士による児童相談所の相談体制

69のすべての自治体が弁護士による相談体制を持っていることが明らかになった。うち常勤・非常勤・契約等を問わず児相弁護士による相談体制を持っているのは65自治体(44都道府県、19政令指定都市、2中核都市または児童相談所設置市)で94.2%、自治体の庁内の法務部に配置されている弁護士による相談体制を持っているのが4自治体(3都道府県、1政令市)で5.8%であった。

表 2.1. 弁護士による児童相談所の相談体制

| | 回答数 | 割合(n=69) |
|-------|-----|----------|
| 児相弁護士 | 65 | 94.2% |
| 本庁弁護士 | 4 | 5.8% |

② 児相弁護士の相談体制の内訳

児相弁護士による相談体制を持つ 65 自治体の内訳として、常勤弁護士、非常勤弁護士、弁護士個人との契約、弁護士会や弁護士団との団体契約に分けて考察する。相談体制を併用している自治体があるため、全体数が 70 となっている。

常勤弁護士が配置されているのは 4 自治体（2 都道府県、2 政令指定都市）で全体の 5.7% である。非常勤弁護士の配置は 9 自治体（8 都道府県、1 中核都市）で 12.9% であった。弁護士個人との契約は 42 自治体（25 都道府県、16 政令指定都市、1 中核都市）で 60% と最も高い割合を占める。団体との契約は 15 自治体（14 都道府県、2 政令指定都市）で 21.4% であった。

また常勤弁護士と個人弁護士との契約を併用している自治体が 1 自治体（1 都道府県）、非常勤弁護士と個人弁護士との契約を併用している自治体が 1 自治体（1 都道府県）、個人弁護士との契約と団体との契約を併用している自治体が 3 自治体（1 都道府県、2 政令指定都市）あった。

表 2.2. 児相弁護士の相談体制

| | 回答数 | 割合 (n = 65) |
|--------------------|-----|-------------|
| 常勤弁護士 | 4 | 6.2% |
| 非常勤弁護士 | 9 | 13.8% |
| 弁護士個人との契約 | 42 | 64.6% |
| 団体との契約 | 15 | 23.1% |
| 再掲:常勤弁護士と個人契約(併用) | 1 | — |
| 再掲:非常勤弁護士と個人契約(併用) | 1 | — |
| 再掲:個人契約と団体契約(併用) | 3 | — |

注:重複があるため回答数の合計は 70 となっている。

常勤弁護士の配置のある 4 自治体のうち、3 自治体は 1 名の配置であり、1 自治体のみ 2 名の弁護士が配置されていた。非常勤弁護士の配置のある 9 自治体のうち 3 自治体は複数の弁護士が配置されており、複数児童相談所ごとに配置がされている自治体もあった。

個人弁護士との契約による場合、対象となる弁護士は 1 名から 5 名が大半を占めるが、中には数十名の弁護士と契約を結んでいる自治体もあった。団体契約の場合も、1 名から 36 名まで幅があった。

③ 児童相談所専属弁護士の相談体制の開始年

回答があった 51 自治体のうち、常勤弁護士は 2014 年・2015 年に配置されている。非常勤弁護士は最も早い配置は 2001 年であり、最も新しく配置された自治体は 2015 年である。個人契約の弁護士の開始年が最も早い自治体は 1996 年からであり、最も新しく開始された自治体は 2016 年であった。団体契約の開始年は最も早い自治体は 1999 年であり、最も新しく開始された自治体は 2015 年であった。

表 2.3. 児相弁護士の体制開始年

| 開始年 | 自治体数 | 常勤弁護士 | 非常勤弁護士 | 個人契約 | 団体契約 |
|-------------|------|-------|--------|------|------|
| 1996年～2000年 | 8 | - | - | 6 | 2 |
| 2001年～2005年 | 19 | - | 4 | 15 | - |
| 2006年～2010年 | 8 | - | 1 | 5 | 2 |
| 2011年～2015年 | 15 | 3 | 1 | 5 | 6 |
| 2016年～ | 1 | - | - | 1 | - |
| 計 | 51 | 3 | 6 | 32 | 10 |

(3) 小括

調査結果からは、すべての児童相談所において、何らかの弁護士への相談体制があることが明らかになったが、その体制は自治体によってかなりの違いが見られる。

本庁の弁護士への相談のみで対応している自治体もある一方で、4自治体に限られてはいるが常勤の弁護士が配置されており、9自治体は非常勤弁護士の配置が行われており、中には、地域の児童相談所すべてに弁護士を配置するところもある。総数としては、弁護士個人との契約において相談をおこなっている自治体が2016年4月1日時点では最も多い。個人契約の場合、契約弁護士が少ないところは1名、多いところでは90名と自治体によって非常に大きな差がある。次に多いのは、弁護士会と協定を結び団体契約を取り交わしている自治体である。ここでも契約している弁護士数は1名から36名までと幅がある。

このような違いは、児童相談所の規模、児童相談所の相談件数や法的対応件数、弁護士数、歴史的背景などさまざまな要因が関係していると考えられる。

たとえば、設問(1)各自治体における「児童虐待」に関する受付・対応等件数の結果が示すように、自治体間の相談・法的対応件数の差は大きい。加えて、歴史的経緯として、大阪は、児童虐待が社会問題になる1990年代以前から児童相談所職員と弁護士や医療・保健関係者が児童虐待問題への取り組みを開始しており、児童相談所と弁護士が協働する素地があった。また愛知県は、弁護士団が熱心に児童虐待問題に携わってきており、このような自治体では早くから弁護士への相談体制が構築されてきたと考えられる。相談開始年については、2006年前後に弁護士相談体制が開始している自治体がかんりの数見られるのは、2006年5月に厚生労働省からの児童虐待マネジメント事業の通知により、弁護士相談に対しての国庫補助が行われた影響が考えられる。また、深刻な児童虐待事件を契機に相談体制が変更されることも多い。

このように各自治体の違いは大きいものがあり、この独自性を考慮して調査を進め、児童相談所における有効な弁護士による相談体制を検討することが重要だと考える。

(文責：久保樹里)

3. 中央児童相談所の児相弁護士による地域児童相談所への相談体制について

(1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項

① 設問の概要と目的

調査票「**③**中央児童相談所の児相弁護士による地域児童相談所への相談体制について」では、中央児童相談所にのみ児相弁護士を置く自治体に対して、中央児童相談所の児相弁護士が、どのような体制のもとで地域児童相談所を支援しているかについて、自由記述で質問した。

また、本設問の目的は、中央児童相談所の弁護士相談体制の機能について明らかにすることである。

② 回答率

本設問には、10自治体（10都道府県）から回答を得られた（中央児童相談所と地域児童相談所がある自治体51のうち回答率19.6%）。

③ 回答にかんする留意事項

中央児童相談所のみに見相弁護士を置く児童相談所に対しての設問であり、回答数は限られたものとなった。

(2) 回答結果

① 中央児童相談所の役割について

自由記述の回答結果を抜粋して以下に記す。

①中央児童相談所が見相弁護士の調整窓口となり、自治体内の全児童相談所の相談を受け付ける。

相談は原則的には、中央児童相談所において、定例日におこなうが、状況に応じ、地域児童相談所や法律事務所での実施や、定例日以外に臨時で実施する場合がある。

②相談事例があるときに、中央児童相談所に予約を入れ、地域児童相談所は中央児童相談所において、弁護士相談を受ける。

③定期的に中央児童相談所で法律相談を開催。中央以外の地域児童相談所の案件については、中央児童相談所経由で予約を入れて、弁護士が地域児童相談所に出向き相談を受ける。

④各児童相談所が直接、弁護士に連絡をとり、弁護士事務所に出向き、相談をする。

(3) 小括

児相弁護士の契約のあり方が多様であるため、回答しづらい設問であったかもしれない。回答数が少ないため、傾向までを述べることはできないが、中央児童相談所が定期的な弁護士相談を開催するなど、児相弁護士との窓口として中心的な役目を果たしているところと、配置は中央児童相談所であっても、地域児童相談所が直接、児相弁護士に連絡をしているところがある。相談場所については、中央児童相談所にて行われる場合と、児相弁護士が地域児童相談所へ出張する場合、弁護士事務所に児童相談所職員が出向く場合があった。

(文責：久保樹里)

4. 弁護士との連絡窓口

(1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項

① 設問の概要と目的

調査票「**4** 弁護士との連絡窓口について」では、「貴自治体における弁護士との連絡窓口はどこですか。具体的にご記入ください。」と各自治体における弁護士との連絡窓口がどのようになっているのか、回答欄に「例：地域児童相談所の虐待専従組織、中央児童相談所の管理課など」と例を示して、自由記述で質問した。

② 回答率

本設問には、全 69 自治体中 67 自治体から回答が得られた（回答率 97.1%）。

③ 回答にかんする留意事項

自由記述であったため、連絡窓口の児童相談所の種類のみにとどまる回答と、連絡窓口を担う担当部門・担当者まで記載のある回答が混在していた。集計においては、連絡窓口の児童相談所の種類と、連絡窓口を担う部門・担当者を分けておこない分析した。

(2) 弁護士との連絡窓口になっている児童相談所の回答結果

回答は、69 自治体中 67 自治体からあり、回答率 97.1%であった。

最も多かった弁護士との連絡窓口に関する回答は、「児童相談所」が 63 自治体で、それ以外の回答は「本庁」が 3 自治体、「その他」が 1 自治体、「未回答」が 2 自治体であった。

① 『弁護士との連絡窓口』の全回答について

弁護士との連絡窓口について「児童相談所」と回答のあった 63 自治体の内訳は、各児童相談所が 36 自治体、中央児童相談所が 11 自治体の単独児童相談所設置自治体が 16 自治体であった。また、その他の 1 回答は、「常勤弁護士に直接相談する」であった。また、未回答の 2 自治体ともに「本庁弁護士にはどのような相談体制をとっていますか」によれば、児童相談所に常勤弁護士が配置されているため、『弁護士との連絡窓口』との設問に回答しなかったと推察される。

「児童相談所」との回答について、詳細分析をするにあたり、複数児童相談所を設置している自治体（以下複数児童相談所設置自治体）は中央児童相談所と各児童相談所との回答に分かれた。1 か所しか児童相談所を持たない自治体（以下単独児童相談所設置自治体）では、複数児童相談所を設置している自治体のような選択肢を持つことができない。そのため、あえて中央児童相談所に集約している複数児童相談所設置自治体と、中央児童相談所と各児童相談所の選択肢がない単独児童相談所設置自治体では回答の選択肢が違うので、複数児童相談所設置自治体（46 都道府県と 4 政令指定都市）と単独児童相談所設置自治体（1 県、16 政令指定都市と 2 児童相談所設置中核市）に分けて分析をおこなった。

表 4.1. 弁護士との連絡窓口の全回答

| 連絡窓口 | 回答数 | 割合 (n= 69) | 内 訳 | 割合(n= 69) |
|-------|-----|------------|-----------------------|-----------|
| 児童相談所 | 63 | 91.3% | 各児童相談所 36 | 52.2% |
| | | | 中央児童相談所 11 | 15.9% |
| | | | 単独児童相談所 16 | 23.2% |
| 本庁 | 3 | 4.3% | 県本庁 1 | 1.4% |
| | | | 市本庁 2 | 2.9% |
| その他 | 1 | 1.4% | 常勤弁護士 1 | 1.4% |
| 未回答 | 2 | 2.9% | 未回答 2 (内常勤弁護士あり 2) | 2.9% |

② 複数児童相談所設置自治体の『弁護士との連絡窓口』について

複数の児童相談所を設置している 50 自治体（46 都道府県、4 政令指定都市）の回答を分析すると、各児童相談所がそれぞれ窓口になって弁護士と調整している自治体が 36 自治体で全体の 72.0%と最も多く、中央児童相談所が窓口になっている自治体が 11 自治体で 22.0%、本庁の県庁本課が 1 自治体、その他、常勤弁護士配置されている自治体が 1、未回答が 1 自治体（常勤弁護士配置有）であった。なお、中央児童相談所と各児童相談所の両方の回答があった自治体は、各児童相談所と分類した。

表 4.2. 複数児童相談所設置自治体

| 相談窓口 | 回答数 | 割合 (n= 50) |
|---------|-----------|------------|
| 各児童相談所 | 36 | 72.0% |
| 中央児童相談所 | 11 | 22.0% |
| 県庁 | 1(子ども家庭課) | 2.0% |
| その他 | 1(常駐弁護士) | 2.0% |
| 未回答 | 1(常勤弁護士有) | 2.0% |

注:n = 50 の内訳は、46 都道府県、4 政令指定都市である。

③ 単独児童相談所設置自治体の『弁護士との連絡窓口』について

1か所のみ児童相談所を設置している17自治体（1県、政令指定都市16、児童相談所設置中核市2）の回答を分析すると、児童相談所が窓口になって弁護士と調整している自治体が16自治体で84.2%、市役所（市役所の法務・法制等担当課）が2自治体、また未回答の1自治体には常勤弁護士が配置されている。

表 4.3. 単独児童相談所設置自治体

| 相談窓口 | 回答数 | 割合(n=19) |
|-------|------------|----------|
| 児童相談所 | 16 | 84.2% |
| 市役所 | 2(法務法制担当課) | 10.5% |
| 未回答 | 1(常勤弁護士有) | 5.3% |

注:n=19の内訳は、1県、16政令指定都市、2児童相談所設置中核市である。

(3) 弁護士との連絡窓口になっている担当部門・担当者の回答結果

連絡窓口の担当課や担当者については、記載のある自治体と記載のない自治体が混在しており、また役職名や階層も自治体により名称の違いがあるため、分析はせず、回答があった自治体の例を紹介する。なお、複数の回答があった自治体はそれぞれにカウントしている。

① 複数児童相談所設置自治体の連絡窓口になっている担当部門・担当者について

中央児童相談所が窓口になっている11自治体全てから担当部門または担当者の記述があった。その中で、担当部門に関する記述の内訳は、相談支援部門課（児童相談課、相談支援課、家庭支援課、相談課、こども相談支援課等）が6自治体、虐待対応専門課（児童虐待対応課、虐待対策支援課、児童緊急対策課、児童相談強化支援室等）が4自治体、判定部門課が1自治体であった。連絡窓口の担当者に関する記述があったのは3自治体で、それぞれの担当部門課の課長が窓口になっているところが2自治体、次長が窓口になっているところが1自治体あった。

各児童相談所が窓口になっている36自治体の中で、連絡窓口の担当部門に関する記述があったのは20自治体である。相談担当部門課（児童相談担当課、相談支援課、相談担当課、子ども支援課、家庭支援班等）が10自治体、虐待対応専門課（虐待相談担当課、虐待対策課、虐待対応担当課、虐待対策班、虐待調査初期対応班、虐待専任組織等）7自治体、その他、相談判定課が1自治体、総務担当課が1自治体、「決めていない」が1自治体あった。連絡窓口の担当者に関する記述があったのは17自治体で、児童福祉司（虐待対応専門児童福祉司2、担当課の児童福祉司1含む）が7自治体、法律相談担当者が3自治体、管理職（相談課長、相談担当課長、担当課長、班長、チームリーダー）が7自治体、窓口担当部門・担当者に関する記述がなかった自治体は7自治体であった。

県庁（子ども家庭課）が連絡窓口になっているのは1自治体であった。

② 単独児童相談所設置自治体の連絡窓口になっている担当課・担当者について

児童相談所が窓口になっている16自治体中、連絡窓口の担当部門に関する記述（相談係、相談庶務係、総務・相談グループ等）があったのは5自治体、連絡窓口の担当者に関する記述があったのは7自治体で、その内訳は、法律相談担当者が3自治体、その他（各担当係長、事案の係長、各ケースワーカー、児童福祉司等）が5自治体であった。窓口担当部門・担当者に関する記述がなかった自治体は3自治体であった。

市役所が連絡窓口になっているのは2自治体（財務総務部法務課、市役所法制課）であった。

（4）小括

弁護士との連絡窓口に関する回答では、中央児童相談所の管理職からケース担当者が直接という自治体まで幅広い記述があった。しかし、いずれにしても連絡窓口が児童相談所におかれている割合が多く、ケース担当者と弁護士が近い距離で相談をやりとりしている様子が伺える。弁護士との連絡窓口に関する質問へ、未回答の2自治体には既に常勤弁護士が配置されていることから、それらの自治体においては、法律相談や弁護士との連絡窓口という概念が不要になっていることが推察される。

また、弁護士との連絡窓口が中央児童相談所と回答している自治体においては、弁護士との連絡窓口を集約しているため、虐待専従部門や管理職等が連絡窓口になっている回答割合が高く、単独設置児童相談所では、虐待専従部門や管理職ではなく、法律相談担当者やケース担当者（児童福祉司）が直接やりとりをしていることがうかがえる回答の割合が高かった。

（文責：信田力哉）

5. 児相弁護士の採用方法・雇用形態について

(1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項

① 設問の概要と目的

調査票「**⑤**児相弁護士の採用方法・雇用形態について」では、各都道府県・政令指定都市・中核市の全児童相談所における、児相弁護士の採用方法および雇用形態をきいた。具体的には、以下の4項目である。「児相弁護士の採用方法」、「常勤弁護士」を配置している自治体に対し、その任期の有無および任期がある場合はその任期年数、「非常勤弁護士」を配置している自治体に対し、その月当たりの勤務日数および弁護士1人・1回当たりの勤務時間、「契約弁護士」を配置している自治体に対し、その月当たりの勤務日数および弁護士1人・1回当たりの勤務時間」である。

また、本設問の目的は、各自治体における弁護士の配置状況、その雇用形態および勤務状況を明らかにすることである。

② 回答率

本設問には、69自治体全てから回答が得られた（回答率100%）。

③ 回答にかんする留意事項

回答結果は、平成28年4月1日現在の状況をご回答頂いたため、改正児童福祉法施行後、児相弁護士の配置状況が変わった自治体があることをご留意いただきたい。

(2) 回答結果

① 児相弁護士の採用方法

児相弁護士の採用方法について、「児相弁護士あり」と回答した65自治体数のうち、「公募」が4自治体、「弁護士会推薦」が35自治体、「その他」が27自治体であった（図5.1）。「その他」のうち、「個別に依頼」が16自治体、「弁護士会ないし弁護士会の子どもの権利委員会との契約、または、弁護士会ないし子どもの権利委員会からの紹介ないし派遣」が7自治体、「有志の弁護士により形成される弁護団、名簿登録者ないしチームへの依頼」が2自治体、「児童福祉審議会委員に依頼」が1自治体、「本庁からの紹介」が1自治体であった。なお、1自治体が複数回答で、「推薦」と「その他」であった。

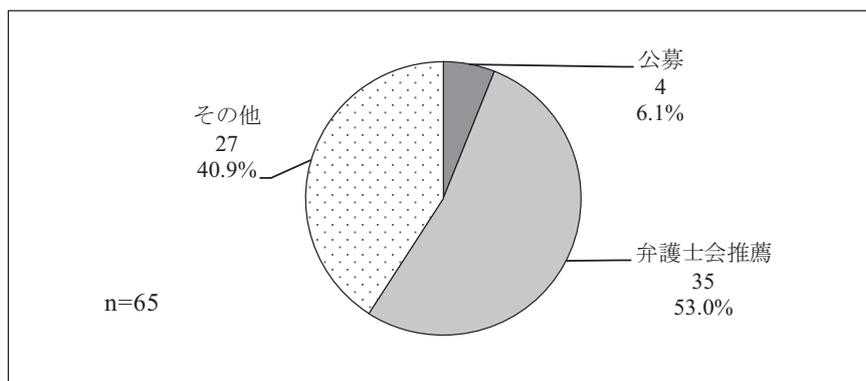


図 5.1. 採用方法

② 「常勤弁護士」 の場合の任期

「①常勤弁護士」と回答した4自治体のうち、「任期がある」が3自治体、「任期がない」が1自治体であった（図 5.2.）。また、任期がある自治体は、任期年について全て「5年」の回答であった。

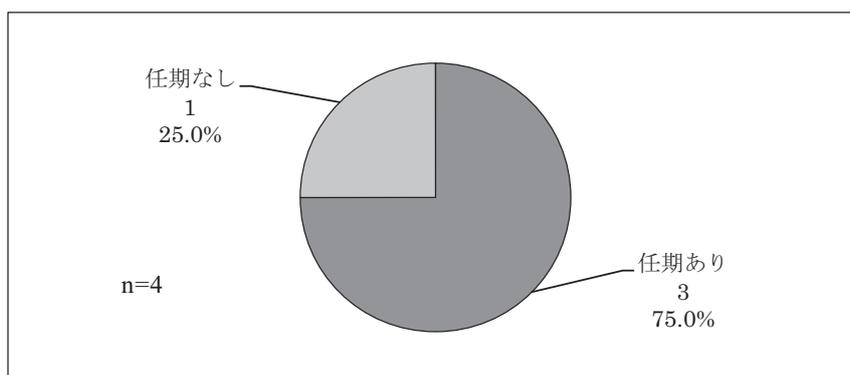


図 5.2. 常勤弁護士の任期の有無

③ 「非常勤弁護士」 の場合の相談頻度

非常勤弁護士と回答した9自治体の相談頻度は、「不定期」が4自治体、「月1回」が2自治体、「月4回」が2自治体、「月2回」が1自治体であった（表 5.1.）。

また、非常勤弁護士の1回あたりの勤務時間は、「3時間」が2自治体、「1時間」、「2時間」、「5時間」及び「7.75時間以内」がそれぞれ1自治体であった。

表 5.1. 非常勤弁護士への相談頻度

| | 度数 | % n=9 |
|--------|----|----------|
| 1回／月 | 2 | 22.2 |
| 2回／月 | 1 | 11.1 |
| 3回／月 | 0 | 0.0 |
| 4回／月 | 2 | 22.2 |
| 2ヶ月に1回 | 0 | 0.0 |
| 不定期 | 5 | 55.6 |

注: 複数回答あるため、比率の合計は 100%を超える。

④「契約弁護士」の場合の相談頻度

弁護士と個人契約ないし団体契約と回答した 52 自治体のうち、「不定期」が 32 自治体、「月に 1 回」が 19 自治体、「2 ヶ月に 1 度」が 3 自治体、「月に 2 回」が 2 自治体であった（表 5.2.）。複数回答した自治体は、1 自治体をのぞき、いずれも「定期相談」と「不定期相談」を選択していた。「不定期」のみを回答した自治体は、25 自治体であった。1 自治体は、児童相談所が複数あり、各児童相談所により相談頻度が異なるため複数回答となった。

また、1 回あたりの勤務時間は、「2 時間」が 13 自治体、「1 時間」が 4 自治体、「2 ～ 3 時間」が 2 自治体、「1 時間半」、「30 分～ 2 時間」、「1 ～ 1 時間半」、「1 ～ 2 時間」、「1 ～ 3 時間」、「3 時間」および「4 時間」がそれぞれ 1 自治体であった。

表 5.2. 契約弁護士への相談頻度

| | 度数 | % n=54 |
|--------|----|-----------|
| 1回／月 | 19 | 35.2 |
| 2回／月 | 2 | 3.7 |
| 3回／月 | 0 | 0.0 |
| 4回／月 | 0 | 0.0 |
| 2ヶ月に1回 | 3 | 5.6 |
| 不定期 | 32 | 59.3 |

注: 複数回答あるため、比率の合計は 100%を超える。

(3) 小括

児相弁護士の採用方法は、弁護士会推薦や、弁護士会からの紹介ないし派遣が大多数を占めた。それ以外にも有志の弁護士により形成される弁護団等からの派遣や、児童福祉審議会委員への依頼など、多くの自治体が、児童福祉業務に精通している弁護士だと把握できるところへ依頼していることが分かった。

常勤弁護士は、改正児童福祉法施行前の状況を回答したこともあり、4自治体のみであった。

非常勤弁護士と契約弁護士への相談頻度は、いずれも不定期相談が半分ほどを占め、次に月に1回が多かった。これは、必要に応じて相談をするという体制が児童相談所で定着していた表れだとも考えられる。もっとも、契約弁護士への相談頻度では、定期相談と不定期相談の両方を選択した自治体も散見された。これは、定期相談をおこなっているが、必要に応じて不定期に相談できる体制でもあるため、複数回答したと考えられるが、定期相談のみ回答した自治体であっても、定期相談に加え随時相談もおこなっている自治体もあることから、定期相談および随時相談をおこなっている自治体はもっと多いと考えられる。不定期相談が半数を占め、定期相談に加え随時相談もおこなっている自治体が複数あることは、児童相談所の業務が、法的な問題が生じた場合に早期に対応を要する業務が多いことの表れだと言える。

非常勤弁護士と契約弁護士の勤務時間は、非常勤弁護士で7.75時間以内の勤務が1自治体あるほか、ほとんどの自治体が1～3時間程度の勤務時間であった。この勤務時間の実態からは、非常勤弁護士と契約弁護士の違いは特にみられなかった。

(文責：金子祐子)

6. 児相弁護士への報酬について

(1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項

① 設問の概要と目的

調査票「**6**児相弁護士への報酬について」では、児相弁護士への報酬の決定方法やその額等をきいた。本設問の目的は、各自治体における弁護士への報酬の実態を明らかにすることである。

② 回答率

69自治体中、63自治体から回答を得た（回答率91.3%）。回答がなかった自治体としては、①常勤弁護士が配置されており、その他の弁護士に報酬を支払っていない自治体が1自治体、設問2-1「児相弁護士による相談体制はありますか」において「弁護士会・弁護士団体との契約あり」と回答されるも本設問について回答がなかった自治体が1自治体、同設問において「児相弁護士なし」と回答した自治体が4自治体であった。

③ 回答にかんする留意事項

本設問では、具体的な設問は「どのような業務にいくらの報酬を設定していますか」とだけ問うものとし、回答は自由記載方式とした。そのため、回答された項目・内容は一様ではない。

(2) 回答結果

① 報酬支払の有無

本設問に回答した63自治体のうち、1自治体のみ、契約弁護士に対して報酬を支払っていないところがあった。なお、同自治体には常勤弁護士が存在しており、常勤弁護士には給与が支払われている。

② 報酬決定の基礎にかかる設定

報酬決定の基礎を「活動時間」に置く自治体が29自治体、「事案」に置く自治体が17自治体、これら双方を併用する自治体が16自治体、その他が1自治体（年間を通じた業務を弁護士団体に委託し、その費用をまとめて支払っているため、業務ごとの報酬は設定していないもの）であった。

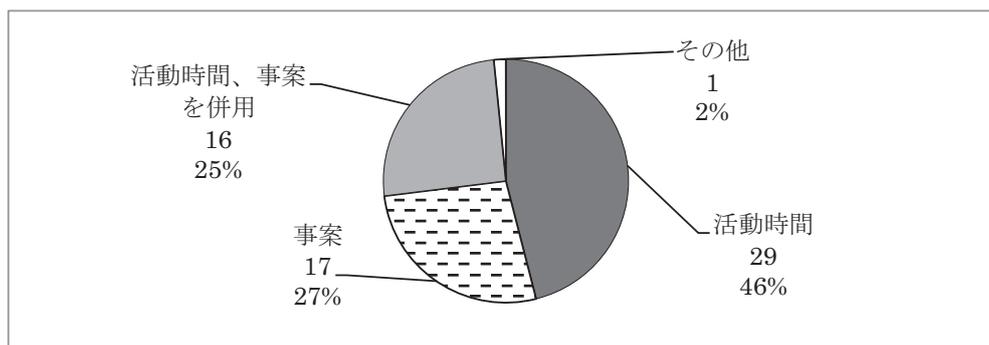


図 6.1. 報酬決定の基礎

(i) 活動時間を基礎とする報酬の詳細

(a) 基礎とする時間

活動時間を基礎として報酬を決定している自治体（「活動時間」を基礎とする算定と「事案」を基礎とする算定を併用する自治体を含む。）をさらに分析すると、その基礎とする時間は、1) 30分とする自治体が9自治体、2) 1時間あたりとする自治体が13自治体、3) 1日あたりとする自治体が5自治体、4) 1月あたりとする自治体が10自治体、5) 1年あたりとする自治体が9自治体であった。

なお、弁護士の属性（非常勤弁護士か契約弁護士か）によって複数の基準を併用している自治体が1自治体あったため、合計数（46自治体）は回答の母数（45自治体）と一致しない。

(b) 基礎時間あたりの報酬額

(a) で整理された「基礎とする時間」の5つの区分ごとに、その報酬額にかんする結果を示す。

1) 基礎時間を30分とする自治体

全9自治体のすべてが5,000円または5,400円であった。

2) 基礎時間を1時間とする自治体

全13自治体のうち、最低額が4,700円、最高額が15,000円であった。平均値は9,193円である。

3) 基礎時間を1日とする自治体

全5自治体のうち、最低額が10,000円、最高額が30,350円であった。平均値は19,930円である。

なお、同じく1日を基礎とするといっても、実際には1日あたりの稼働時間が限定されている自治体もあると考えられる（むしろ、そのような自治体のほうが多いものと推察している）ため、これらがいわゆる「日給」を意味するものではないことには注意が必要である。

4) 基礎時間を1月とする自治体

全10自治体のうち、最低額が14,000円、最高額が81,000円であった。平均値は37,100円である。

なお、3) に述べたのと同様、1月あたりの稼働時間が限定されている自治体もあると考えられる（実際、1月あたりの稼働時間を2時間と設定している自治体もある）ことから、これらが一般的にいう「月給」にあたるものではないことには注意が必要である。

5) 基礎時間を1年とする自治体

全9自治体のうち、最低額が102,858円、最高額が1,235,000円であった。平均値は545,962円である。

なお、3) 及び4) でも述べたとおり、これらが一般的にいう「年給」を意味するものではないほか、関与する弁護士が複数である自治体もあることにも留意されたい。

(ii) 事案を基礎とする報酬の詳細

(a) 基礎とする関与形態

事案を基礎として報酬を決定している自治体（「活動時間」を基礎とする算定と「事案」を基礎とする算定を併用する自治体を含む）をさらに分析すると、1) 報酬を定める基礎として「相談」を基準とする自治体が16自治体、2) 「裁判所申立て案件」を基礎とする自治体が20自治体、3) 「裁判所申立て案件の申立書起案」を基礎とする自治体が6自治体、4) 「保護者対応」を基礎とする自治体が2自治体、5) その他の形態が8自治体あった。

なお、複数の基準を併用する自治体が多数存在したため、合計（52自治体）は回答の母数（33自治体）と一致しない。

(b) 事案あたりの報酬額

(a) で整理された「基礎とする関与形態」の5つの区分ごとに、その報酬額にかんする結果を示す。

1) 相談ごとに報酬を定める自治体

全16自治体のうち、最低額は2,000円、最高額は30,000円であった。

なお、一口に「相談」といっても電話・面談の別、時間制約の有無等について種々のパターンがあることから、ここでは、「(i) 活動時間を基礎とする報酬の詳細」のような平均値の算出はおこなわないこととする（以下同じ）。

2) 裁判所申立て案件ごとに報酬を定める自治体

全20自治体のうち、最低額は10,800円である。ただしこれは、裁判所申立て案件において1回出廷したときの費用の定めであるので、やや特殊な形態というべきである。これを除き、通常の申立て案件1件についてみると、最低額は30,000円、最高額は500,000円であった。

3) 裁判所申立て案件の申立書起案ごとに報酬を定める自治体

全6自治体のうち、最低額は20,000円、最高額は100,000円であった。

4) 保護者対応ごとに報酬を定める自治体

全2自治体であり、最低額は10,800円、最高額は32,400円であった。

5) その他の形態

その他、報酬算定の基礎として、申立書作成についての指導、家庭訪問・機関訪問、現場立会い・立入調査、臨検捜索許可状請求手続、未成年後見人選任申立て等を挙げる回答があった。

(3) 小括

以上のとおり、報酬算定の基礎とする事情やその際の単価は様々である。また、複数の基準を併用するかどうかについても多くの方法論があり、一様ではない。さらに、契約形態の違い（非常勤弁護士か契約弁護士か）による差異も見受けられなかった。

したがって、児相弁護士の報酬について、一般的な算定方法や額の基準は、現時点では存在しないものと理解するのが相当である。

もちろんその要因としては、弁護士の関与を必要とする案件の数、重大性、関与する弁護士数、弁護士会や弁護士団体との関係性、といった様々なものがあると推察されるが、今後は、各自治体が他自治体の情報等も参酌しつつ、弁護士会や弁護士団体と協議をおこなって、適正な基準が形成されていくことが望ましい。

(文責：浜田真樹)

7. 児相弁護士に依頼している業務

(1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項

① 設問の概要と目的

質問票「**7**児相弁護士に依頼している業務について」では、各児童相談所が児相弁護士に依頼している業務について、「児童福祉法第28条申立について」、「親権停止・喪失、管理権喪失について」、「未成年後見人申立てについて」、「臨検・捜索について」、「触法少年等（虞犯を含む）の家裁送致（強制的措置許可申請含む）について」、「刑事告訴について」、「保護者面接について」では「児相弁護士が行っている」のか、「職員と児相弁護士で行っている」か、「職員中心で必要に応じて児相弁護士が協力しているか」、「弁護士はおこなっていない」かきいた。「刑事手続きの説明について」では、「説明等を行っているか」をきいたうえで、行っている場合には誰が中心に行っているのかをきいた。「訪問調査に児相弁護士が同行したことがありますか」については、同行の有無を尋ね、同行がある場合には具体的な事例についての自由回答を求めた。「個別ケース検討会議について」では当該会議への児相弁護士の出席状況をきき、「児童福祉審議会への諮問を行う場合」では、「児相弁護士への相談の有無」と「児童福祉審議会への出席」をきいた。「行政訴訟が提起された場合、児相弁護士と本庁弁護士どちらが対応するか」たずねた。「各会議への児相弁護士の参加について」では「緊急受理会議、受理会議、判定会議、援助方針会議」への参加状況を「原則参加」、「定期的に参加」、「必要に応じ参加」、「参加せず」をきいた。「その他児相弁護士がおこなっている業務」については自由回答を求めた。

また、本設問の目的は、児相弁護士が現実どのような業務を中心に担っているのか、また、法的対応等について児相弁護士の関与状況を明らかにすることである。

② 回答率

- ・「児童福祉法第28条申立について」については59自治体から回答を得た。（回収率85.5%）
- ・「親権停止・喪失、管理権喪失について」については59自治体から回答を得た。（回収率85.5%）
（但し「親権停止・喪失、管理権喪失について」での「審問」と「調査官対応」においては、未回答が1自治体あったため、「審問」と「調査官対応」の回答数は58自治体（回収率84.1%）であった）
- ・「未成年後見人申立てについて」については58自治体から回答を得た。（回収率84.1%）
- ・「臨検・捜索について」については55自治体から回答を得た。（回収率79.7%）
- ・「触法少年等（虞犯を含む）の家裁送致（強制的措置許可申請含む）について」については58自治体から回答を得た。（回収率84.1%）
- ・「刑事告訴について」については57自治体から回答を得た。（回収率82.6%）
（但し「刑事告訴について」での「告訴状の作成」と「警察への出頭」においては、未回答が1自治体あったため、「告訴上の作成」と「警察への出頭」の回答数は56自治体（回収率81.2%）であった）
- ・「刑事手続きの説明について」については58自治体から回答を得た。（回収率84.1%）
（但し「刑事手続きの説明について」での「貴児童相談所における子どもへの裁判経過の説明」においては、未回答が1自治体あったため、「貴児童相談所における子どもへの裁判経過の説明」の回答

数は 57 自治体（回収率 82.6%）であった）

- ・「保護者面接について」については 59 自治体から回答を得た。（回収率 85.5%）
- ・「訪問調査に児相弁護士が同行したことがありますか」については 59 自治体から回答を得た。（回収率 85.5%）
- ・「個別ケース検討会議について」については 59 自治体から回答を得た。（回収率 85.5%）
- ・「児童福祉審議会への諮問を行う場合」については 59 自治体から回答を得た。（回収率 85.5%）
- ・「行政訴訟が提起された場合、児相弁護士と本庁弁護士どちらが対応するか」については 58 自治体から回答を得た。（回収率 84.1%）
- ・「各会議への児相弁護士の参加について」については 59 自治体から回答を得た。（回収率 85.5%）
- ・「その他児相弁護士がおこなっている業務」については 16 自治体から回答を得た。（回収率 23.2%）

③ 回答にかんする留意事項

「その他児相弁護士がおこなっている業務」（自由記述）以外の設問については、過去に一度でも実績があれば、当該実績での回答を求め、実績がない場合には現段階で予定している内容での回答を求めた。

（2）児童福祉法第 28 条及び親権停止・喪失、管理権喪失申立について

児童福祉法第 28 条及び親権停止・喪失、管理権喪失の申立について、児相弁護士の関与状況について調査をおこなった。

① 回答結果

（a）申立書の作成について

児童福祉法第 28 条及び親権停止・喪失、管理権喪失審判申立について弁護士の関与は、書類作成を弁護士に依頼している自治体が 5 割を超えている。一方、8 自治体（13.6%）においては弁護士が関与せず、児童相談所職員が作成していた。

表 7.1. 「7-1-1. 28 条申立て書類の作成」

| | 度数 | % n=59 |
|---------------|----|-----------|
| ①児相弁護士に依頼 | 32 | 54.2 |
| ②職員が作成、弁護士が添削 | 12 | 20.3 |
| ③職員中心で弁護士は助言 | 11 | 18.6 |
| ④児相弁護士なし | 8 | 13.6 |

表 7.2. 「7-2-1. 親権制限申立書類の作成」

| | 度数 | % n=59 |
|---------------|----|-----------|
| ①児相弁護士に依頼 | 31 | 52.5 |
| ②職員が作成、弁護士が添削 | 14 | 23.7 |
| ③職員中心で弁護士は助言 | 10 | 16.9 |
| ④児相弁護士なし | 8 | 13.6 |

注：表 7.1.表 7.2.のいずれにおいても、3 自治体で複数回答あるため、比率の合計は 100%を超える。

(b) 審問への対応について

児童福祉法第 28 条及び親権停止・喪失、管理権喪失審判の審問については、児童相談所職員と弁護士が一緒に対応している自治体が 26 自治体（44.1%）で一番多かった。一方、20 を超える自治体においては弁護士の関与がなく、児童相談所職員だけで対応している。また、8 自治体（13.8%）では、弁護士のみによる対応となっている。

表 7.3. 「7-1-2. 28 条審問」

| | 度数 | % n=59 |
|-----------|----|-----------|
| ①児相弁護士に依頼 | 8 | 13.6 |
| ②児相弁護士と職員 | 26 | 44.1 |
| ③職員中心 | 7 | 11.9 |
| ④児相弁護士なし | 20 | 33.9 |

表 7.4. 「7-2-2. 親権制限審問」

| | 度数 | % n=58 |
|-----------|----|-----------|
| ①児相弁護士に依頼 | 8 | 13.8 |
| ②児相弁護士と職員 | 26 | 44.8 |
| ③職員中心 | 5 | 8.6 |
| ④児相弁護士なし | 21 | 36.2 |

注：表 7.3.は 1 自治体で、表 7.4.は 2 自治体で複数回答があり、いずれも比率の合計が 100%を超えている。

(c) 調査官調査への対応について

児童福祉法第 28 条及び親権停止・喪失、管理権喪失審判における調査官調査対応については、児童相談所職員が対応している自治体が 36 自治体（62.1%）となっている。一方で調査官調査対応を弁護士に依頼している自治体が 7 自治体（12.1%）ある。

表 7.5. 「7-1-3. 28 条調査官対応」

| | 度数 | % n=59 |
|-----------|----|-----------|
| ①児相弁護士に依頼 | 7 | 11.9 |
| ②児相弁護士と職員 | 16 | 27.1 |
| ③職員中心 | 11 | 18.6 |
| ④児相弁護士なし | 25 | 42.4 |

表 7.6. 「7-2-3. 親権制限調査官対応」

| | 度数 | % n=58 |
|-----------|----|-----------|
| ①児相弁護士に依頼 | 7 | 12.1 |
| ②児相弁護士と職員 | 17 | 29.3 |
| ③職員中心 | 9 | 15.5 |
| ④児相弁護士なし | 27 | 46.6 |

注：表 7.5 は複数回答なしで、表 7.6 は 2 自治体で複数回答あり、比率の合計が 100%を超えている。

② 小括

児童福祉法第 28 条及び親権停止・喪失、管理権喪失審判申立については、「1 貴自治体における『児童虐待』に関する受付・対応等件数について」で明らかのように法第 28 条申立(新規、更新いずれか含む)をこの 2 年間に実施した自治体は 69 自治体中 65 自治体であり、申立がない自治体は 4 自治体であることから弁護士との関与状況は実態を反映した結果とみることができる。しかし、民法上の親権制限である親権停止・喪失、管理権喪失審判申立については 2 年間で実施した自治体は 24 自治体であった(質問の段階で、「実績がない場合には予定で記述すること」を求めた)。この 2 年間で実施した親権制限等審判請求をおこなった自治体別に集計しなおした結果では、書類作成を弁護士に依頼している自治体が 17 自治体 (68.0%)、弁護士の関与がなかった自治体は 4 自治体 (16.0%) であり、弁護士に依頼している割合が高くなっている(表 7.7)。

表 7.7. 親権制限実施自治体の書類作成状況

| | 度数 | % n=23 |
|----------------|----|-----------|
| ① 児相弁護士に依頼 | 17 | 70.8 |
| ② 職員が作成、弁護士が添削 | 4 | 16.7 |
| ③ 職員中心で弁護士は助言 | 0 | 0 |
| ④ 児相弁護士なし | 3 | 12.5 |

注:実施 24 自治体中、書類作成について無回答 1 自治体、複数回答が 2 自治体あり。

表 7.8. 親権制限実施自治体の調査官対応状況

| | 度数 | % n=23 |
|------------|----|-----------|
| ① 児相弁護士に依頼 | 2 | 9.1 |
| ② 児相弁護士と職員 | 8 | 36.4 |
| ③ 職員中心 | 5 | 22.7 |
| ④ 児相弁護士なし | 7 | 31.8 |

注:実施 24 自治体中、書類作成について無回答 2 自治体、複数回答が 1 自治体あり。

過去 2 年間で親権停止・喪失、管理権喪失審判申立があった自治体についてみると、調査官調査への対応については、児童相談所職員のみでの対応が 34.8% と高い割合だが、調査官調査は、児童相談所による個別ケースに関する調査結果の聞き取り等を目的とするため、妥当な数字と思われる。一方で、調査官調査対応を弁護士に依頼(依頼予定の自治体含む)が 3 自治体 (13.0%) あるが、現実に調査官調査の目的に合致するのか疑問がある。(表 7.8)

(3) 未成年後見人申立について

児童相談所長は、児童福祉法第 33 条の 8 第 1 項により、「親権を行う者のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない」とされており、同法第 33 条の 9 において、未成年後見人の解任について解任請求できる旨の規定が設けられている。「1 貴自治体における『児童虐待』に関する受付・対応等件数について」で明らかのように、未成年後見人選任については 2 年間で 38 自治体が申立をおこなった実績があったが、未成年後見人解任については同時期に 3 自治体の実績しかなかったことから、回答については、大多数が未成年後見人選任請求(予定の場合は選任、解任両者を想定)について、回答したものと思われる。

① 回答結果

(a) 申立書の作成について

未成年後見人申立の書類作成については、弁護士に依頼している自治体が 20 自治体（34.5%）あり、弁護士相談せずに書類を作成している自治体が 16 自治体（27.6%）であった。

表 7.9. 「7-3-1. 申立書類の作成」

| | 度数 | % n=58 |
|---------------|----|-----------|
| ①児相弁護士に依頼 | 20 | 34.5 |
| ②職員が作成、弁護士が添削 | 11 | 19.0 |
| ③職員中心で弁護士は助言 | 14 | 24.1 |
| ④児相弁護士なし | 16 | 27.6 |

注:3 自治体で複数回答があり、比率の合計は 100%を超えている。

(b) 審問への対応について

審問については、児相弁護士がかかわらない自治体が 31 自治体（53.4%）と半数を超えている。

表 7.10. 「7-3-2. 審問」

| | 度数 | % n=58 |
|-----------|----|-----------|
| ①児相弁護士に依頼 | 7 | 12.1 |
| ②児相弁護士と職員 | 16 | 27.6 |
| ③職員中心 | 4 | 6.9 |
| ④児相弁護士なし | 31 | 53.4 |

(c) 調査官調査への対応について

調査官調査への対応については、児童相談所職員が対応している自治体（職員中心で必要に応じて児相弁護士も参加、児相弁護士は行わない、の選択肢合計）が 39 自治体（67.2%）と、より高くなっている。一方で、8 自治体（13.8%）で弁護士が対応している。

表 7.11. 「7-3-3. 調査官対応」

| | 度数 | % n=58 |
|-----------|----|-----------|
| ①児相弁護士に依頼 | 8 | 13.8 |
| ②児相弁護士と職員 | 11 | 19.0 |
| ③職員中心 | 4 | 6.9 |
| ④児相弁護士なし | 35 | 60.3 |

② 小括

未成年後見人選任請求申立書の作成については、28条や親権等制限の申立に比べ児童相談所職員が行っている割合が高くなっており、28条や親権等制限に比し約2倍となっている。調査官調査への対応については、児童相談所職員が対応している割合が高いが、8自治体で弁護士が行っており、財産管理を中心とした未成年後見人の申立であることも考えられる。

(4) 臨検・捜索について

臨検・捜索への対応では、55自治体から回答を得ているが、臨検・捜索が児童虐待防止法に盛り込まれた平成20年度から平成27年度末までの8年間で、全国でも8件しか実施されていない（厚生労働省調べ。*福祉行政報告例によると10件）ことから考えると、回答を得られた多くの自治体では臨検・捜索をおこなった場合に想定される対応方法についての考え方を述べたものと思われる。

*厚生労働省「第1回児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」平成28年7月25日開催 配布資料 参考資料5「参考資料集（児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組について）」P32 臨検、捜索に至る手続き（児童虐待防止法における対応）にて、平成20年4月1日～平成27年3月31日の累計として8件と記載在り。

① 回答結果：許可状の作成、審問、調査官調査について

臨検・捜索について、許可状等の書類作成については35自治体（63.6%）、審問については43自治体（78.2%）、実施については41自治体（77.4%）が、児童相談所職員が中心になっておこなうとしている。

表 7.12. 「7-4-1. 申立書類の作成」

| | 度数 | % n=55 |
|---------------|----|-----------|
| ①児相弁護士に依頼 | 12 | 21.8 |
| ②職員が作成、弁護士が添削 | 9 | 16.4 |
| ③職員中心で弁護士は助言 | 23 | 41.8 |
| ④児相弁護士なし | 12 | 21.8 |

注：1自治体で複数回答あり、比率の合計が100%を超えている。

表 7.13. 「7-4-2. 審問」

| | 度数 | % n=55 |
|-----------|----|-----------|
| ①児相弁護士に依頼 | 1 | 1.8 |
| ②児相弁護士と職員 | 11 | 20.0 |
| ③職員中心 | 16 | 29.1 |
| ④児相弁護士なし | 27 | 49.1 |

表 7.14. 「7-4-3. 実施時の弁護士参加」

| | 度数 | % n=53 |
|-----|----|-----------|
| ①あり | 12 | 22.6 |
| ②なし | 41 | 77.4 |

② 小括

児童虐待防止法が改正され臨検・搜索が盛り込まれた平成 20 年度以降平成 27 年度までの間の実績を福祉行政報告例で確認したところ 7 自治体であった。臨検・搜索実施自治体について、再集計したところ以下の通りであった。(表 7.15. 表 7.16.)

許可状等の書類は 7 自治体中 6 自治体が弁護士の助言を受けながら作成するが、裁判所とのやり取りについて弁護士の助言を受けながら行った自治体と弁護士の関与がなかった自治体は約半々であった。また、臨検・搜索の実施にあたっては、弁護士はほとんど参加していないことがわかった。

表 7.15. 臨検・搜索実施自治体の弁護士関与

| | 書類作成 | | 裁判所への説明 | |
|---------|------|----------|---------|----------|
| | 度数 | % n=7 | 度数 | % n=7 |
| ① 弁護士依頼 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 弁護士添削 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③ 弁護士助言 | 6 | 85.7 | 3 | 42.9 |
| ④ 弁護士なし | 1 | 14.3 | 4 | 57.1 |

表 7.16. 臨検・搜索実施自治体の弁護士参加

| | 度数 | % n=7 |
|---------|----|----------|
| 弁護士参加あり | 1 | 14.3 |
| 弁護士参加なし | 6 | 85.7 |

(5) 触法少年及びぐ犯少年の家裁送致対応

① 回答結果

触法少年及びぐ犯少年（以下、「触法少年等」と記述）について、家庭裁判所送致をおこなう場合の対応について調査をおこなった。なお、触法少年等への弁護士の関与については、質問紙で「審問」についても関与状況を調査したが、触法少年等を家裁送致する際に必ずしも審問が開かれるわけではないため（少年鑑別所に送致する等の観護の措置決定のための審判が開かれる場合もあるが、必ずしも児童相談所が立ちあって対応するわけではない）、回答についてはここでは記載しない。

(a) 送致書の作成について

触法送致書等を弁護士が作成しているのは 5 自治体（8.6%）である。このうち、3 自治体は常勤弁護士が配置されている自治体であった。一方、33 自治体（56.9%）では、触法送致書等の書類作成に弁護士の関与はなかった。

表 7.17. 「7-5-1. 送致書類の作成」

| | 度数 | % n=58 |
|---------------|----|-----------|
| ①児相弁護士に依頼 | 5 | 8.6 |
| ②職員が作成、弁護士が添削 | 3 | 5.2 |
| ③職員中心で弁護士は助言 | 18 | 31.0 |
| ④児相弁護士なし | 33 | 56.9 |

注：1自治体で複数回答あり、比率の合計が100%を超えている。

(b) 子どもの付添人弁護士への対応

触法少年等に付添人がついた場合の対応については、弁護士が児童相談所職員と共におこなう自治体が5自治体（8.6%）である。このうち、2自治体では常勤弁護士が配置されている自治体であった。

一方で、38自治体（65.5%）では付添人の対応で弁護士の関与がなかった。

表 7.18. 「7-5-3. 付添人対応」

| | 度数 | % n=58 |
|---------------|----|-----------|
| ①児相弁護士に依頼 | 0 | 0 |
| ②職員が作成、弁護士が添削 | 5 | 8.6 |
| ③職員中心で弁護士は助言 | 15 | 25.9 |
| ④児相弁護士なし | 38 | 65.5 |

② 小括

触法少年の家裁送致対応では、弁護士が関与する割合は少なく1割にも満たなかった。しかし、常勤弁護士が配置されている自治体では、送致書類作成や付添人への対応で、弁護士の関与がなされている割合が高かった。

(6) 刑事告訴対応

児童相談所がかかわった児童虐待案件で、刑事告訴の適否についての判断をおこなう際に、弁護士への相談状況を質問した。

① 回答結果

(a) 適否判断について

弁護士に相談をおこなっている自治体が16自治体（28.1%）、全く相談していない自治体が7自治体（12.3%）であった。

表 7.19. 「7-6-1. 適否判断」

| | 度数 | % n=57 |
|--------------|----|-----------|
| ①全ケース | 16 | 28.1 |
| ②全ての判断に迷うケース | 14 | 24.6 |
| ③一部の判断に迷うケース | 20 | 35.1 |
| ④ほとんどなし | 7 | 12.3 |

(b) 告訴状の作成

告訴状作成については、41 自治体（73.2%）の自治体が職員中心に作成している。

表 7.20. 「7-6-2. 告訴状の作成」

| | 度数 | % n=56 |
|---------------|----|-----------|
| ①児相弁護士に依頼 | 10 | 17.9 |
| ②職員が作成、弁護士が添削 | 7 | 12.5 |
| ③職員中心で弁護士は助言 | 27 | 48.2 |
| ④児相弁護士なし | 14 | 25.0 |

(c) 警察への出頭

警察への出頭は、弁護士が関与しない自治体が 29 自治体（51.8%）であり、児相弁護士が単独でおこなっている自治体はなかった。

表 7.21. 「7-6-3. 警察への出頭」

| | 度数 | % n=56 |
|---------------|----|-----------|
| ①児相弁護士がおこなう | 0 | 0.0 |
| ②職員に児相弁護士が同伴 | 8 | 14.3 |
| ③職員中心で適宜協力 | 19 | 33.9 |
| ④児相弁護士はおこなわない | 29 | 51.8 |

② 小括

刑事告発の適否について、何らかの形で弁護士相談をおこなっている割合は、8割を超えていた。しかし、今回の調査では、刑事告発をおこなった件数や刑事告発の検討をおこなった件数等については把握できていない。

(7) 刑事手続きの説明

① 回答結果

(a) 非加害親への説明

非加害親へ加害親の刑事手続きについて説明をおこなっているかについては、39自治体（67.2%）で実施していた。その刑事手続きの説明を誰がおこなっているかについては、弁護士が関与せずに職員がおこなっている自治体が12自治体（30.8%）、職員中心に説明している自治体が19自治体（48.7%）併せて79.5%の自治体で弁護士以外の職員が中心となって刑事手続きについて説明をおこなっていることがわかった。弁護士が説明をおこなっている自治体は1自治体（3%）であり、当該自治体は常勤弁護士配置自治体であった。

表 7.22. 「7-7-1. 非加害親への説明の有無」

| | 度数 | % n=58 |
|------|----|-----------|
| ①する | 39 | 67.2 |
| ②しない | 19 | 32.8 |

表 7.23. 「7-7-1-1. 説明者」

| | 度数 | % n=39 |
|-------------|----|-----------|
| ①児相弁護士 | 1 | 2.6 |
| ②児相弁護士と職員 | 7 | 17.9 |
| ③職員中心 | 19 | 48.7 |
| ④弁護士はおこなわない | 12 | 30.8 |

(b) 子どもへの説明

子どもに対して加害親の刑事手続きの説明については47自治体（81%）で実施していた。その刑事手続きの説明は2自治体（4.3%）で弁護士がおこなっている（常勤弁護士配置が1自治体、非常勤弁護士が1自治体であった）。弁護士がおこなわず職員がおこなっている自治体が16自治体（34%）、職員中心におこなっている自治体が21自治体（44.7%）で、併せて78.7%の自治体で弁護士以外の職員が中心となって説明をおこなっていることがわかった。

表 7.24. 「7-7-2. 子どもへの説明の有無」

| | 度数 | % n=58 |
|------|----|-----------|
| ①する | 47 | 81.0 |
| ②しない | 11 | 19.0 |

表 7.25. 「7-7-2-1. 説明者」

| | 度数 | % n=39 |
|-------------|----|-----------|
| ①児相弁護士 | 2 | 4.3 |
| ②児相弁護士と職員 | 9 | 19.1 |
| ③職員中心 | 21 | 44.7 |
| ④弁護士はおこなわない | 16 | 34.0 |

注：1自治体で複数回答あり、比率の合計が100%を超えている。

(c) 子どもへの経過説明

子どもへの加害親の刑事手続きの経過説明については、39自治体（68.4%）で実施していた。その説明を弁護士がおこなっている自治体は2自治体（5.1%）（常勤弁護士配置1自治体、非常勤弁護士配置1自治体であった。）弁護士がおこなわず職員がおこなっている自治体が11自治体（28.2%）、弁護士以外の職員が中心におこない、必要に応じて弁護士がかかわる形態をとる自治体が21自治体（53.8%）であわせて82%の自治体が、弁護士以外の職員が中心になって説明をおこなっている。

表 7.26. 「7-7-3. 子どもへの経過説明の有無」

| | 度数 | % n=57 |
|------|----|-----------|
| ①する | 39 | 68.4 |
| ②しない | 18 | 31.6 |

表 7.27. 「7-7-3-1. 説明者」

| | 度数 | % n=39 |
|-------------|----|-----------|
| ①児相弁護士 | 2 | 5.1 |
| ②児相弁護士と職員 | 5 | 12.8 |
| ③職員中心 | 21 | 53.8 |
| ④弁護士はおこなわない | 11 | 28.2 |

注：1自治体で回答ないため、n=39。

② 小括

刑事手続きについての説明は、いずれも弁護士以外の職員中心におこなわれている現状が明らかになった。非加害親や子どもにとって、加害親がどのような刑事手続きに基づいて進んでいくのかを職員がどこまで正確に伝えられているのか疑問がある。非加害親や子どもへの刑事手続き説明について、弁護士が行える体制を検討することが必要と考える。

(8) 保護者面接への同席状況

① 回答結果

保護者面接については、「職権一時保護の説明」、「施設入所の法的説明」、「行政処分の教示」、「虐待の告知」ともに弁護士がおこなっている自治体はなかった。「保護者が代理人弁護士と共に来所」した場合のみ2自治体（3.4%）（いずれも契約弁護士）で弁護士と職員が合同で対応している。

表 7.28. 「7-8-1. 職権一時保護の説明」

| | 度数 | % n=59 |
|-------------|----|-----------|
| ①児相弁護士 | 0 | 0.0 |
| ②児相弁護士と職員 | 0 | 0.0 |
| ③職員中心 | 10 | 16.9 |
| ④弁護士はおこなわない | 49 | 83.1 |

表 7.29. 「7-8-2. 保護者の代理人への対応」

| | 度数 | % n=39 |
|-------------|----|-----------|
| ①児相弁護士 | 0 | 0.0 |
| ②児相弁護士と職員 | 2 | 3.4 |
| ③職員中心 | 27 | 45.8 |
| ④弁護士はおこなわない | 30 | 50.8 |

表 7.30. 「7-8-3. 施設入所の法的説明」

| | 度数 | % n=59 |
|-------------|----|-----------|
| ①児相弁護士 | 0 | 0.0 |
| ②児相弁護士と職員 | 0 | 0.0 |
| ③職員中心 | 8 | 13.6 |
| ④弁護士はおこなわない | 51 | 86.4 |

表 7.31. 「7-8-4. 行政処分の教示説明」

| | 度数 | % n=59 |
|-------------|----|-----------|
| ①児相弁護士 | 0 | 0.0 |
| ②児相弁護士と職員 | 0 | 0.0 |
| ③職員中心 | 7 | 11.9 |
| ④弁護士はおこなわない | 52 | 88.1 |

表 7.32. 「7-8-5. 虐待の告知」

| | 度数 | % n=59 |
|-------------|----|-----------|
| ①児相弁護士 | 0 | 0.0 |
| ②児相弁護士と職員 | 0 | 0.0 |
| ③職員中心 | 8 | 13.6 |
| ④弁護士はおこなわない | 51 | 86.4 |

② 小括

保護者面接に弁護士が同席することが少ないことはある程度想定していたが、「職権一時保護の説明」や「施設入所等の説明」についても全く弁護士が関与していないことがあきらかになった。弁護士の配置形態等で違いはあるものの、「保護者の代理人弁護士等」に、法的な説明をする場面では弁護士の同席も時には有益であると考ええる。

(9) 訪問調査への弁護士同行

① 回答結果

児相弁護士が訪問調査に同行したことがあるかについては、7自治体(11.9%)が「ある」と回答した。このうち常勤弁護士配置の3自治体では、「立入調査」、「医療ネグレクトでの医療機関」、「法的説明が必要」、「困難ケース」、「一時保護が必要な場合に学校」等で訪問に同行したことがわかった。非常勤弁護士配置の3自治体で、「28条申立のための陳述書作成のための調査」、「親権制限を見据えた医療ネグレクトでの親族調査」、「一時保護ケースへの法的説明」のために訪問調査をおこなった。また、契約弁護士の1自治体では「28条ケースで児童相談所での面接を拒否した保護者の家庭訪問を家庭裁判所に求められた際に同行した」ことがあった。

表 7.33. 「7-9. 訪問調査への児相弁護士の同行」

| | 度数 | % n=59 |
|-------|----|-----------|
| ①あった | 7 | 11.9 |
| ②なかった | 52 | 88.1 |

② 小括

児相弁護士が、訪問調査に同行している割合は少なかったが、常勤又は非常勤弁護士の場合には、児童相談所職員という立場での訪問調査も可能となるので、必要に応じて訪問調査（特に、立入調査や臨検・搜索等保護者の意に反した訪問調査）への同行を検討できる。しかし、契約弁護士の場合に、立入調査や臨検・搜索の際にどのような立場での参加となるのか。児童福祉法第29条、児童虐待防止法第9条立入調査及び児童虐待防止法第9条の3臨検・搜索では「児童の福祉に関する事務に従事する職員」が規定されており、契約弁護士はこれに当たらないものと考えられ、仮に訪問に同行する場合には「補助者」として、法的な説明をおこなうことになるものと思われる。

(10) 個別ケース検討会議への出席

① 回答結果

個別ケース検討会議には10自治体（16.9%）で、弁護士が出席したことがあった。

表 7.34. 「7-10. 個別ケース検討会議への出席」

| | 度数 | % n=59 |
|-----|----|-----------|
| ①ある | 10 | 16.9 |
| ②ない | 49 | 83.1 |

② 小括

個別ケース検討会議への参加は10自治体に限られていたが、市区町村をはじめ、関係機関等に対して児童相談所の機能について説明する場合に弁護士の参加は有益と考えられる。

(11) 児童福祉審議会諮問への弁護士のかかわり

① 回答結果

児童福祉審議会に諮問する案件について、弁護士への相談をおこなっている割合は、ほぼ半数であった。しかし、審議会に出席する割合となると出席する自治体は8自治体（13.6%）となる。出席自治体は常勤弁護士配置2自治体、非常勤弁護士配置2自治体、契約弁護士4自治体であった。

表 7.35. 「7-11-1. 児相弁護士への相談」

| | 度数 | % n=59 |
|------|----|-----------|
| ①する | 29 | 49.2 |
| ②しない | 31 | 52.5 |

表 7.36. 「7-11-2. 児相弁護士の諮問への出席」

| | 度数 | % n=59 |
|-----|----|-----------|
| ①ある | 8 | 13.6 |
| ②ない | 51 | 86.4 |

② 小括

児童福祉審議会については、児童相談所運営指針によれば「子ども若しくはその保護者の意向と児童相談所の措置が一致しないとき、及び児童相談所長が必要と認めるとき」には意見を聴かなくてはならないことになっている。児童福祉審議会諮問案件については、児童相談所の措置決定に係る対応の法的側面からの助言を弁護士から得ているものと思われる。

(12) 行政訴訟への対応

① 回答結果

行政訴訟への対応で、児相弁護士がおこなっている自治体は8自治体（13.8%）であった。このうち非常勤弁護士配置が1自治体、契約弁護士が7自治体であった。一方、本庁弁護士がおこなっている自治体は26自治体（44.8%）、本庁弁護士か児相弁護士どちらが対応するかが決まっていない自治体が24自治体（41.4%）であった。

表 7.37. 「7-12. 行政訴訟への対応」

| | 度数 | % n=58 |
|----------|----|-----------|
| ①児相弁護士 | 8 | 13.8 |
| ②本庁弁護士 | 26 | 44.8 |
| ③決まっていない | 24 | 41.4 |

② 小括

行政訴訟の対応について、常勤弁護士配置自治体では行政訴訟の対応はおこなっていなかった。常勤弁護士配置の場合、自治体への行政訴訟に児相弁護士が積極的に関与するものかと考えられたが、常勤弁護士配置に伴って、本庁弁護士との役割分担が整理されていることがうかがわれる。

(13) 会議への参加状況

① 回答結果

児童相談所内の会議への参加状況は、「緊急受理会議」、「受理会議」、「援助方針会議」については、5自治体（8.5%）で弁護士が原則参加している。このうち、4自治体が常勤弁護士配置であり、1自治体が契約弁護士であった。「判定会議」については4自治体（6.8%）が原則参加している。このうち3自治体が常勤弁護士配置であり、1自治体が契約弁護士であった。

一方で「緊急受理会議」、「受理会議」、「判定会議」について50自治体（84.7%）で、弁護士の参加がなかった。また「援助方針会議」については46自治体（80%）で弁護士の参加がなかった。

表 7.38. 「7-13-1. 緊急受理会議」

| | 度数 | % n=59 |
|--------|----|-----------|
| ①原則参加 | 5 | 8.5 |
| ②定期的 | 1 | 1.7 |
| ③必要に応じ | 3 | 5.1 |
| ④参加せず | 50 | 84.7 |

表 7.39. 「7-13-2. 受理会議」

| | 度数 | % n=59 |
|--------|----|-----------|
| ①原則参加 | 5 | 8.5 |
| ②定期的 | 2 | 3.4 |
| ③必要に応じ | 2 | 3.4 |
| ④参加せず | 50 | 84.7 |

表 7.40. 「7-13-3. 判定会議」

| | 度数 | % n=59 |
|--------|----|-----------|
| ①原則参加 | 4 | 6.8 |
| ②定期的 | 3 | 5.1 |
| ③必要に応じ | 2 | 3.4 |
| ④参加せず | 50 | 84.7 |

表 7.41. 「7-13-4. 援助方針会議」

| | 度数 | % n=59 |
|--------|----|-----------|
| ①原則参加 | 5 | 8.5 |
| ②定期的 | 3 | 5.1 |
| ③必要に応じ | 5 | 8.5 |
| ④参加せず | 46 | 80.0 |

② 小括

個別法律相談だけでなく、会議における弁護士の専門性からの意見が子どもの調査方針や援助方針にとって有意義な場合が多い。弁護士の配置形態にとらわれずに、弁護士が各種会議に参加できる体制を検討することが必要であり、契約弁護士等が各種会議に参加している自治体の実態は、参考となるものと思われる。

(14) その他の弁護士がおこなっている主な業務

① 回答結果

児相弁護士がおこなっているその他の業務について、自由記述で回答を求めたところ、以下のような回答が得られた。

(a) 常勤弁護士

- ・ 不服申し立てに係る書類作成、口頭意見陳述への参加
- ・ 課の統括業務
- ・ 予算、決算
- ・ 議会对応
- ・ 報道対応

(b) 非常勤弁護士

- ・ 事件記録謄写閲覧等検察庁との窓口

- ・司法面接のバックスタッフ
- ・相談事例集の作成
- ・家庭裁判所との連絡協議会出席

(c) 契約弁護士

- ・弁護士会との意見交換会調整
- ・家庭復帰会議への参加

(d) 共通

- ・法的助言及び援助
- ・研修講師

② 小括

回答数は少なかったが、常勤弁護士は児童相談所職員として様々な業務に携わっていることがわかった。非常勤弁護士では相談事例集の作成をおこなったり、契約弁護士が弁護士会との意見交換会の窓口となって調整していることは、今後の参考となるものと思われる。

(文責：影山孝)

8. 弁護士による相談体制をとるメリットについて

(1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項

① 設問の概要と目的

調査票「**8** 弁護士による相談体制をとるメリットについて」では、「児相弁護士による相談体制をとるメリットはなんですか」との問いに、①～⑧の選択肢から、あてはまるものすべてに回答を求めた。なお、⑧は「その他」として、自由記述での回答を求めた。

② 回答率

本設問には、全 69 自治体中 59 自治体から回答が得られた（回答率 85.5%）。

③ 回答にかんする留意事項

あてはまるもの全てに回答を求めたため、選択肢①～⑦においては回答ごとに回答割合を出し分析をおこない、⑧については自由記述のため別に分析をおこなった。

また、各自治体が回答した該当項目数と回答割合を集計して、各自治体が弁護士配置によるメリットを感じている割合について分析をおこなった。

(2) 弁護士による相談体制をとるメリットについての回答結果

表 8.1. 弁護士による相談体制をとるメリットについての全回答

| メリット | 回答数 | 割合 (n=59) |
|--|-----|-----------|
| ① 法的課題に的確に対応できる | 58 | 98.3% |
| ② 家庭裁判所への審判申立などの書類作成に精通している | 53 | 89.8% |
| ③ 保護者や代理人弁護士に、法的な対応について正確な説明ができる | 45 | 76.3% |
| ④ 裁判官や調査官、検察官とのやりとりがスムーズ | 36 | 61.0% |
| ⑤ 児童相談所職員の法的対応力が向上した | 38 | 64.4% |
| ⑥ 児童相談所職員が自身のソーシャルワークに対し、自身や安心感を持つことができる | 46 | 78.0% |
| ⑦ 紛争解決の見通しを立てることができる | 33 | 55.9% |
| ⑧ その他(記述) | 6 | — |

69自治体中59自治体から回答があり、回答率は85.5%であった。

最も回答が多かったのは、「①的確に相談に対応できる」であり、58自治体（98.3%）で回答した自治体のほとんどにメリットがあると回答があった。また、次いで回答が多かったのは「②弁護士が申し立て書類作成に精通している」で53自治体（89.8%）と高い回答率であった。その他、回答率が高かったのは「⑥児童相談所職員が自身のソーシャルワークに対し、自信や安心感を持つことができるようになる」が46自治体（77.9%）、「③保護者や代理人弁護士に、法的な対応について正確な説明ができる」が45自治体（76.2%）であった。やや低めの回答率だったのが、「⑤児童相談所の法的対応力が向上した」の38自治体（64.4%）、「④裁判官や調査官、検察官とのやりとりがスムーズ」が36自治体（61.0%）、最も低かったのが、「⑦紛争解決の見通しを立てることができる」が33自治体（55.9%）であった。

（3）「⑧その他（自由記述）」の回答結果

「⑧その他（自由記述）」に記載があったのは6自治体で、「関係機関に法的対応について正確な説明ができる」、「法的対応業務について、児相（児童相談所）弁護士との仕事を役割分担することにより、CWがそれ以外の業務に専念できる」、「親権等、法律に関する疑問が生じた時にすぐに相談できる」など、弁護士による相談体制のメリットとしてケース担当をしている児童福祉司の業務をサポートすることに関する記述があった。

また、弁護士を常勤配置している2自治体からは複数の記述回答があり、「職員への法務研修」、「個人情報保護に対する対応」、「行政不服申し立てに対する対応」、「外部弁護士への対応や連携がスムーズ」、「子どもにとっての最善の利益が優先される」等、児童相談所組織全体をサポートするメリットの記述があった。

その他では、「（選択肢の）回答は職員が相談するメリットだが、実務は別途依頼でほとんど依頼できていない状況がある」との回答もあった。

(4) 各自治体が回答した該当項目数と回答割合

表 8.2. 各自治体が回答した該当項目数と回答割合

| 該当項目数(全7項目中) | 自治体数 | 割合(n=59) |
|--------------|------|----------|
| 7/7 項目該当 | 16 | 27.1% |
| 6/7 項目該当 | 13 | 22.0% |
| 5/7 項目該当 | 13 | 22.0% |
| 4/7 項目該当 | 8 | 13.6% |
| 3/7 項目該当 | 5 | 8.5% |
| 2/7 項目該当 | 3 | 5.1% |
| 1/7 項目該当 | 1 | 1.7% |
| 未回答 | 10 | — |

各自治体が回答した該当項目数から、弁護士による相談体制のメリットを感じている割合を分析すると、7項目中7つ全てに該当と回答している自治体数は16自治体(27.1%)にのぼり、6項目に該当は13自治体(22.0%)、5項目に該当は13自治体(22.0%)、4項目に該当は8自治体(13.6%)、3項目に該当は5自治体(8.5%)、2項目に該当は3自治体(5.1%)、1項目に該当は1自治体(1.7%)であった。

(5) 小括

本設問の回答から、弁護士が、書類作成、保護者への説明、法的対応にあたる上での児童相談所職員の安心感や自信等につながる役割を既に担っている、または期待されている状況が分かった。一方では、裁判官や調査官、検察官とのやり取りに関する弁護士への期待度はあまり高くなく、紛争解決の見通しに関する回答割合が約半分の55.9%に留まっていることから、弁護士を紛争解決のために活用するという視点も、まだ児童相談所側に十分備わっていない可能性がある。

また、各項目の回答割合の考察から、全7項目中5項目以上に該当と回答があった自治体が回答のあった全59自治体中42自治体で全体の71.2%と高い割合を示しており、弁護士による相談体制について概ね各自治体ともメリットを感じている状況がうかがえる。

(文責：信田力哉)

9. 児相弁護士による相談体制をとる際の課題

(1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項

① 設問の概要と目的

調査票「9児相弁護士による相談体制をとる際の課題について」では、児童相談所設置自治体が考える児相弁護士を配置等する場合の課題についてきいた。具体的には、表 9.1. に記載した7つの選択肢からの選択（複数回答可）および自由記載を求めた。

また、本設問の目的は、各自治体が児相弁護士を配置等する場合にあたっての課題を明らかにし、今後の配置等の制度設計の参考とする点にある。

② 回答率

本設問には、全 69 自治体のうち 64 の自治体から回答があった（回答率 92.8%）。

(2) 回答結果

回答結果（複数回答可）は、表 9.1. のとおりであり、「勤務条件（報酬）」という回答が最も多く、回答した自治体の 84.4%に上った。次いで「サービス関係（兼職制限）」と回答した自治体が 53.1%、「児童相談所に精通した弁護士がない」「育成プログラムがない」「定期的に配置するほど相談がない」と回答した自治体がそれぞれ 30%台となっている。「弁護士会との協力関係」「職員の書類作成能力の低下」と回答した自治体は、それぞれ 4%台と少なかった。

表 9.1. 弁護士による相談体制をとる際の課題についての全回答

| メリット | 回答数 | 割合(n=64) |
|---------------------|-----|----------|
| ①勤務条件（報酬） | 54 | 84.4% |
| ②サービス関係（兼職制限） | 34 | 53.1% |
| ③児童福祉に精通した弁護士がない | 24 | 37.5% |
| ④弁護士会との協力関係が保障されない | 3 | 4.7% |
| ⑤児相弁護士を育成するプログラムがない | 20 | 31.3% |
| ⑥定期的に配置するほどの相談がない | 24 | 37.5% |
| ⑦児童福祉司の申立書類作成能力の低下 | 3 | 4.7% |
| ⑧その他(自由記述) | 9 | — |

自由記載による回答としては、次のような課題を指摘するものがあった。

[選択肢に関するもの]

- ・特定の弁護士の配置を充実（勤務時間の拡大）することにより、弁護士会への法律相談の委託予算が削られ、弁護士会との協力関係が薄くなることが危惧される（「弁護士会との協力関係」に関連して）。
- ・児童福祉司は、法的手続における書面を作成するのは弁護士の仕事であると認識し、家事審判手続を想定したケースワークの意識が希薄化する（「職員の書類作成能力の低下」に関連して）。

[それ以外のもの]

- ・常勤弁護士配置の場合、配置される弁護士側に採用前後の業務に支障が出るのが予想されるため、応募する弁護士の確保が課題。
- ・現在は児童虐待に理解のある弁護士のため、定期相談以外でも対応してくれるが、弁護士が変わった際、同様の勤務条件を維持することが可能であるかが課題。

他方で、現状を肯定的に評価する次のような回答もあった。

- ・現行の体制では、様々なケースに対して、最適な専門性を持った弁護士に依頼することができ、また複数の弁護士が受任することにより、児童福祉に精通した弁護士の人材育成が可能となっている（「児童相談所に精通した弁護士がない」「育成プログラムがない」に関連して）。

(3) 小括

このアンケートからは、第一に、児相弁護士の勤務条件、とりわけ報酬をどのように設定するかが、各自治体にとって重要な課題であることが分かる。ただし、報酬をどのように設定するかは、児相弁護士の勤務形態（常勤、非常勤、嘱託等）に直結する問題である。そのため、この回答は、各自治体が、まさしく「弁護士の配置又はこれに準ずる措置」（児童福祉法12条3項）をどのような方法で確保するのかを重要な問題と考えていることを示しているといえ、当然といえば当然の結果であった。

第二に、「服務関係（兼職制限）」についても、児相弁護士の勤務形態に依拠する以上、同じく各自治体にとって重要な課題であるのは当然であろう。

もっとも、「嘱託」のようなゆるやかな勤務形態においても、弁護士側の利益相反の問題が生じうる。つまり、弁護士は、原則として、受任している事件の相手方からの依頼による事件を受任することができない（弁護士職務基本規程27条3号）。そのため、児童相談所の代理業務をしながら、当該児童相談所設置自治体を相手方とする事件を受任することが許されるのかという問題が生じうる。

この点、設置自治体は広範な業務を行っている以上、児相弁護士も、児童相談所業務との関連性のない業務に関しては、設置自治体に対する事件も受任できるとする見解が有力である。また、このように解さなければ、弁護士数の少ない自治体では、児相弁護士の担い手が確保できないことにもなりかねないという不都合もありうる。

第三に、「児童相談所に精通した弁護士がない」「育成プログラムがない」という回答をした自治体が30%を超えていることからすると、関与する弁護士の質の確保にも相応の関心があることが示されている。

自由記載の回答を見ると、最適な専門性を持った弁護士への依頼、今後の担い手の育成等の観点から、特定の弁護士の勤務時間の拡大よりも、弁護士会や弁護士のグループとのつながりを重視する自治体があることも見て取れた。

(文責：池田清貴)

10. 児相弁護士に依頼したい業務について

(1) 設問の概要と目的、回答率、回答に関する留意事項

① 設問の概要と目的

調査票「10 児相弁護士に依頼したい業務について」では、児相弁護士に対する相談体制のある・なしにかかわらず、児相弁護士にどのような業務を依頼したいかを自由記述で質問した。

なお、調査時点ですでに児相弁護士がおこなっている業務を除いて回答を求めたが、自治体によっては、できている業務とそうでないものが混在して回答されていた。

② 回答率

本設問には、44 自治体から回答が得られた（回答率 63.8%）。

③ 回答に関する留意事項

最大 8 項目あげている自治体から 1 項目の自治体まで様々な回答があった。自治体間で共通している回答を積算し、カテゴリー別に整理して分析した。

(2) 回答結果

回答は多岐に渡ったが、カテゴリー別に分類して表にしたのが表 10.1 である。

これを見ると、最も多かったのは、法的対応に関連する文書の作成で、21 自治体（47.4%）であった。児童福祉法第 28 条や親権停止の申し立てなどの申立書を弁護士に作成依頼したいというものである。この点について、「児童福祉法第 28 条申し立てについて」の調査結果では、回答のあった 59 自治体の内、すでに 32 自治体（54.2%）で弁護士が作成していたが、残りの自治体においても要望が高いということであろう。かつては、児童福祉司が申立書を書くことで、ソーシャルワークの力も向上すると言われた時期があったが、現在では対応事例数や法的対応数の多さからそのゆとりはないと思われる。また、法的文書の作成に慣れている弁護士が作成することで、家庭裁判所の対応もスムーズになることが予想される。

回答が次に多かったカテゴリーは、弁護士による保護者への面接や説明で、20 自治体（45.5%）であった。この中には、児童相談所職員の面接への同席を求める回答と弁護士主体での説明や説得を求めるものがあった。中には、保護者の代理人や関係機関への説明も求める意見があった。また、性的虐待の被害児童への権利の説明や、指導に従わない保護者への説得的な指導を求める回答も見られた。児童相談所職員が保護者等との面接に苦慮している様子がうかがえるが、一方で説明や説得は児童相談所固有の役割であり、児童相談所の職員がチームとして関与して、保護者や他の支援機関との相談支援関係を構築することが求められていよう。弁護士が主体的に担う業務と言うよりも、あくまで弁護士もその一員ということになるのではなかろうか。

さて、3 番目に多かったのが児童相談所職員の相談に応じることである。ソーシャルワークの過程における法的な判断やアドバイスを得られることは、児童相談所職員の自信と安心につながるもので

あろう。特に、28条申し立てや親権制限が可能なかどうか、あるいは臨検・捜索に進むことが法的に可能なかどうかなど、その時々判断に法的な助言を得られることで対応に自信が生まれる。18自治体（41.0%）が法的な相談・助言アドバイスを求めていたことは、まだそれが得られない自治体が多いことを物語っている。

その他、裁判所への対応（審問への出席を含む）や児童相談所における通常の会議への出席（会議の場での法的なアドバイスを含む）、あるいは保護者の不当な要求や不服申し立てへの対応等を弁護士に求める回答が多かった。

非行相談での関与を求める回答は5自治体（11.4%）であり、虐待対応の方に重点が置かれているようだ。また、研修講師は3自治体（6.8%）と低かったが、逆にかんがりの自治体ですでに実施されているのかもしれない。少数だが、臨検・捜索等への立会、家庭訪問への同行を求めるものや、代理人としての対応を求める回答もあった。また、地域の要保護児童対策地域協議会へ参加してアドバイスをすることや、戸籍関係の問題での関与を求める回答があった。

なお、常勤弁護士を配置している4自治体からは、この設問への回答の記載はなかった。

（3）小括

児童相談所が弁護士に求める業務をカテゴリ別に整理すると、文書作成、面接、相談に関する回答が多かった。法的対応における申立書等の文書作成は、専門家である弁護士が作成することで要点を押さえたものとなり、受け取った家庭裁判所の印象もよくなると言われている。児童相談所が専門家に最も依頼したい業務なのであろう。また、法的なアドバイスを受けるための相談については、児童相談所職員が気軽に弁護士に相談できる体制があることで、ソーシャルワークの自信や安定感につながることを考えられる。こうした回答が多かったことは、逆に現状では依頼することが難しく、児童相談所職員が苦勞して対応していることが推察される。この点では、弁護士の勤務頻度が高まったり、そのための弁護士報酬が保障されることで、児童相談所にとって効果的な法的対応につながることを思われる。

一方で、保護者や関係機関との面接・面談を弁護士が行うことや、職権一時保護の説明や同意しない保護者への説得を弁護士が担うということは、児童相談所職員が本来的におこなうべき相談支援の業務をゆだねることにつながり、児童相談所職員の相談対応力の低下につながりかねないのではないかという懸念を持つ。こうした面接・説明を求める回答が多かったことに関しては、現在の児童相談所職員の勤務年数が低下し専門性の蓄積が難しくなっている中で、対応に苦慮していることの裏返しなのかもしれない。児童相談所職員がソーシャルワーカーとして、対立する保護者との間にも相談支援関係を構築できるように、相互に研鑽をしながら力量を高める必要があるのではなかろうか。そのために、弁護士に側面支援として法的な助言を受けることは必要であり、柔軟にできる体制を構築することが必要と考える。

表 10.1. 児相弁護士に依頼したい業務について（回答自治体数 44）

| 領域 | 依頼したい業務 | 回答自治体数 (n=44) | | | |
|---------|---|---------------|------|----|------|
| | | 度数 | 割合 | 度数 | 割合 |
| 文書作成 | 法的文書作成、申立書作成 | 20 | 45.5 | 21 | 47.7 |
| | 書類作成の支援 | 1 | 2.3 | | |
| 面接・説明 | 保護者面接への同席、保護者との面談・説明、職権一時保護の保護者への説明、保護者代理人や関係機関への法的な説明、虐待の告知の際の同席 | 18 | 41 | 20 | 45.5 |
| | 性虐待の被害児への権利の説明 | 1 | 2.3 | | |
| | 同意しない・児相の指導に従わない保護者への説得的指導 | 1 | 2.3 | | |
| 相談 | 法律相談、法的手続きへの助言、法的助言、児相職員への法的アドバイス、職権保護に関する法的判断、臨検捜索への対応や助言・法的判断、28 条申し立ての適否の相談、親権制限の適否の相談 | 16 | 36.4 | 18 | 41 |
| | 児相の援助に関する職員へのアドバイス | 1 | 2.3 | | |
| | 虐待の判断が難しい場合の法的助言 | 1 | 2.3 | | |
| 裁判所対応 | 家裁の審問や審判への出席 | 6 | 13.6 | 10 | 22.7 |
| | 裁判所との連絡調整、対応、調査官対応 | 4 | 9.1 | | |
| 会議 | 児相における会議への出席と法的な SV | 8 | 18.2 | 8 | 18.2 |
| 紛争対応 | 紛争解決に向けた対応、助言、不当要求に対する助言、対応 | 2 | 4.5 | 6 | 13.6 |
| | 相手方弁護士への対応の助言 | 2 | 4.5 | | |
| | 不服申し立てへの回答に関する助言 | 1 | 2.3 | | |
| | 損害賠償対応 | 1 | 2.3 | | |
| 訴訟等対応 | 訴訟や開示請求等への対応と助言 | 3 | 6.8 | 5 | 11.4 |
| | 保護者が職員を訴えた場合の弁護 | 1 | 2.3 | | |
| | 行政訴訟の手続き | 1 | 2.3 | | |
| 非行 | 触法少年の家裁送致についての支援、助言 | 3 | 6.8 | 5 | 11.4 |
| | 少年法に係る重大事案の相談 | 1 | 2.3 | | |
| | 家裁への送致書の作成 | 1 | 2.3 | | |
| 刑事告訴 | 刑事告訴の適否に関する助言 | 2 | 4.5 | 4 | 9.1 |
| | 告訴状の作成 | 1 | 2.3 | | |
| | 刑事告訴する場合の警察出頭 | 1 | 2.3 | | |
| 研修 | 研修講師 | 3 | 6.8 | 3 | 6.8 |
| 立会・同行 | 立入調査、臨検捜索への立会 | 2 | 4.5 | 3 | 6.8 |
| | 家庭訪問への同行 | 1 | 2.3 | | |
| 代理人 | 代理人対応 | 2 | 4.5 | 3 | 6.8 |
| | 子どもが保護者を訴える場合の代理人 | 1 | 2.3 | | |
| 要対協 | 要対協個別ケース検討会議への出席 | 2 | 4.5 | 3 | 6.8 |
| | 要対協での助言 | 1 | 2.3 | | |
| 未成年後見人 | 未成年後見人に関する相談、助言 | 3 | 6.8 | 3 | 6.8 |
| 警察対応 | 警察との調整、対応 | 2 | 4.5 | 3 | 6.8 |
| | 警察の児童通告における法定根拠の正当性の判断 | 1 | 2.3 | | |
| 医療ネグレクト | 医療ネグレクトへの対応 | 2 | 4.5 | 2 | 4.5 |
| 支援 | 実際のケースワーク | 1 | 2.3 | 2 | 4.5 |
| | 非虐待親や非 DV 親への法的なエンパワーメント | 1 | 2.3 | | |
| 戸籍 | 無戸籍問題 | 1 | 2.3 | 2 | 4.5 |
| | 戸籍問題 | 1 | 2.3 | | |
| 手続き | 28 条等の法的手続き | 2 | 4.5 | 1 | 2.3 |
| 養子縁組 | 特別養子縁組に係る法的対応の相談 | 1 | 2.3 | 1 | 2.3 |

| 領域 | 依頼したい業務 | 回答自治体数 (n=44) | | | |
|------|-----------------------|---------------|-----|----|-----|
| | | 度数 | 割合 | 度数 | 割合 |
| 権利擁護 | 警察からの子どもの事情聴取への立会、調整 | 1 | 2.3 | 1 | 2.3 |
| 審議会 | 児童福祉審議会への対応 | 1 | 2.3 | 1 | 2.3 |
| 情報開示 | 裁判所からの個人情報開示命令等に関する相談 | 1 | 2.3 | 1 | 2.3 |
| その他 | 家事審判手続きの委託 | 1 | 2.3 | 2 | 4.5 |
| | 一時保護の司法関与が強化された場合の助言 | 1 | 2.3 | | |

(文責：川松亮)

11. 児相弁護士による相談体制を整えるために必要な条件について

(1) 設問の概要と目的、回答率、回答にかんする留意事項

① 設問の概要と目的

調査票「11 児相弁護士による相談体制を整えるために必要な条件について」では、児相弁護士による相談体制のある・なしにかかわらず、児童相談所における弁護士による相談体制を整えるために、どのような条件が必要と考えるかを聞いた。8項目の選択肢から複数回答可として選択を求め、その他を選択した場合には自由記述で具体的な記入を求めた。

② 回答率

本設問には、67自治体から回答が得られた（回答率97.1%）。

(2) 結果

結果を下記の、表 11.1 と図 11.1 に示す。

表 11.1. 児相弁護士による相談体制を整えるための条件

| 条件 | 度数 (n=67) | 割合 |
|---|--------------|------|
| 勤務条件(報酬) | 59 | 88.1 |
| 児童相談所への弁護士配置に関する国の補助金の増額 | 53 | 79.1 |
| 児童福祉に精通した弁護士が身近な地域にいる | 46 | 68.7 |
| 弁護士会との連携、協力関係 | 44 | 65.7 |
| 服務関係(児相弁護士に対する兼職の容認) | 36 | 53.7 |
| 児相弁護士を育成するプログラム | 28 | 41.8 |
| 本庁弁護士にではなく、児童相談所が新たに児相弁護士を置くことに関する庁内全体の理解 | 19 | 28.4 |
| その他 | 3 | 4.5 |

注:複数回答のため、度数の合計はn数を上回り、割合の合計は100%を超える

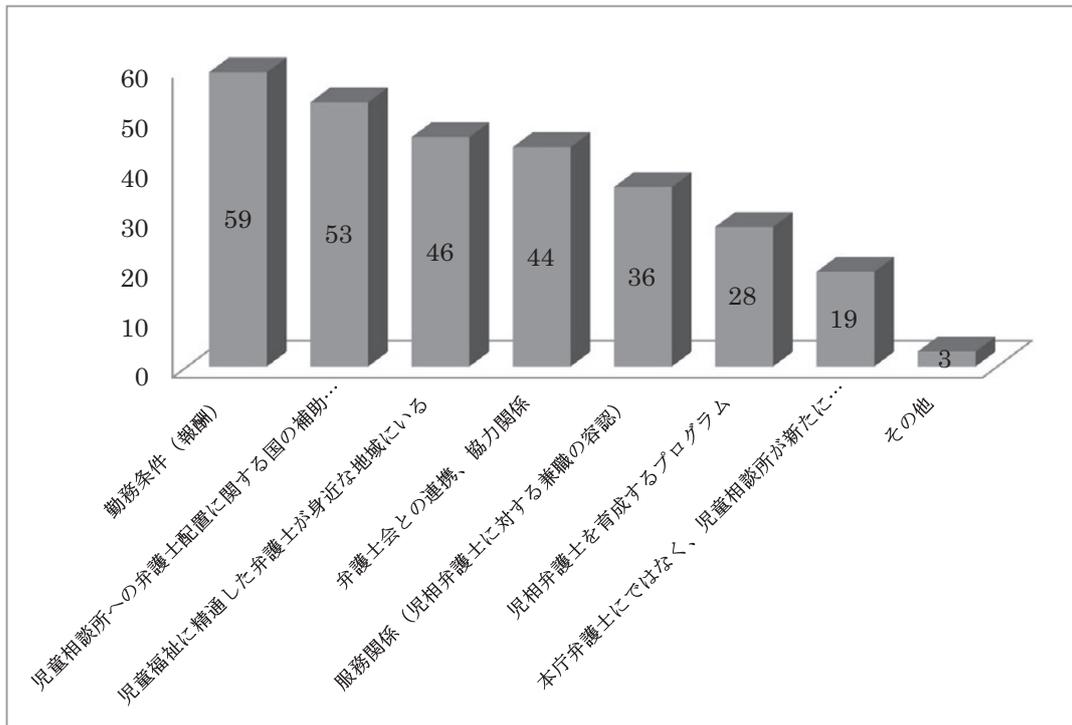


図 11.1. 児相弁護士による相談体制を整えるための条件

必要な条件として最も多かったのが、「勤務条件（報酬）」であり、67自治体の内59自治体（88.1%）が選択した。常勤弁護士が配置されている自治体もこの選択肢を選んでいった。併せて、「国からの補助金の増額」を求める回答が2番目に多く選択され、53自治体（79.1%）であった。報酬とそのための国の補助とが、弁護士配置を進める上での最も大きな条件と考えられている。

3番目に多かったのが、「児童福祉に精通した弁護士が身近な地域にいる」という項目であった。46自治体（68.7%）が選んでいる。身近な地域に弁護士を確保することが難しい実情が見てとれる。この項目を選んだ自治体を調べると、地方だけではなく3大都市圏の自治体もあげていた。弁護士が多いと思われる都市部においても同様の状況が見られている。そして4番目に多いのが「弁護士会との協力関係」であった。この点も特に地域的な偏りはない。常勤弁護士を配置している自治体にも、「児童福祉に精通した弁護士が地域にいる」と「弁護士会との協力関係」の2つを選んでいる自治体があったことが特筆される。常勤弁護士のみの力に頼るのではなく、他の弁護士との協力も必要と考えていると思われるからである。またそのことは常勤弁護士を外部から支えることにもつながるからであろう。

一方、「児相弁護士を育成するプログラム」は半数に達せず、28自治体（41.8%）であった。この選択肢についても、弁護士との協力関係の強い都市部や常勤弁護士を配置している自治体で選択している自治体があった。現状では児相弁護士を確保できているとしても、将来のことを考えて後任を育てることが必要だと認識されていると考える。

その他を選択した場合の自由記述には以下のようなコメントが付されていた。

- ・ 弁護士にとって児童相談所に勤務したことがキャリアの向上につながるような価値観（考え方）が法曹界に広がること。
- ・ 長期間（複数年単位で）児童相談所を担当できること、その間に複数配置等により他弁護士の育成が可能となることが必要。
- ・ 業務の都合上、弁護士会へ加入いただいているが、会費が高額であり、弁護士個人の負担が大きい。会費の支援や減免措置の依頼等、支援を考える必要がある。

いずれも重要な指摘だと考える。仮に常勤弁護士を配置する場合、通常は任期付となると考えられ、その場合数年後には通常の弁護士業務に戻らなければならない。その際に児童相談所での経験が法曹界で評価されるかどうか、弁護士個人のその後の活動に影響するであろう。

また、同じ児童相談所に関与する弁護士が複数人であれば、引き継ぎながら経験を蓄積することができ、児童福祉に習熟した弁護士を切れ目なく育てることが可能となる。さらに、常勤弁護士が児童相談所で勤務していながら、地域の弁護士会との関係を強化するため、弁護士会に加入することが望ましいが、その会費は個人負担にするのではなく行政が負担する必要があるだろう。以上のような点が解決されることが、児童相談所に関わる弁護士を継続的に確保するとともに長期的に育成できることにつながるであろう。

なお、割合の合計が430%となって、いずれの自治体も多くの選択肢を選んでいる。また、平均すると4.3の選択肢を選んでいる。整備すべき条件は多いと言えるだろう。

（3）小括

以上に見るように、弁護士による相談体制を整えるための条件は、弁護士への報酬面での条件整備が最も必要とされていた。それと関連して、国による補助も多くの自治体から条件として指摘された。報酬面と財政面での整備が必要とされている。また、児童福祉に精通した弁護士が地域にいることや弁護士会との協力関係が条件となるとの回答が多かった。地域の弁護士を育てていくために、また弁護士会との協力関係を形成していくために、児童相談所や自治体が積極的に取り組むことが必要となっているだろう。これらの条件が、都市部と地方とを問わず全国的に必要とされていることが、調査結果から見られたことを指摘しておきたい。

（文責：川松亮）

IV. 考察

1. 児童相談所における弁護士配置の現況

平成 28 年 10 月 1 日に施行された改正児童福祉法第 12 条第 3 項において、「都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。」と規定され、児童相談所への弁護士配置等が義務化された²。

しかし、本研究における質問紙調査では調査回答基準日を児童福祉法改正以前の 2016 年(平成 28 年) 4 月 1 日としていたが、その時点で、すべての自治体において弁護士への相談体制ができていた。児童相談所に弁護士が配置されている自治体は 65 自治体、自治体の法務部等に配置されている弁護士への相談体制をとっているのは 4 自治体であった。児童相談所に弁護士が配置されている自治体では、常勤弁護士配置が 4 自治体、非常勤弁護士配置が 9 自治体であり、他の自治体においては契約弁護士がとられていた(一部併用在り)。

常勤弁護士配置自治体のうち 3 自治体は 5 年間の任期付採用であり、1 自治体は任期のない採用であった。また、契約弁護士に対する相談頻度については、必要に応じて相談している自治体が多いことがわかった³。

また、複数の児童相談所が設置されている自治体において、中央児童相談所にのみ弁護士が配置されている場合には、中央児童相談所配置弁護士が自治体内児童相談所に出向いたり、児童相談所職員(以下、職員と記す)が中央児童相談所に出かけたりして相談を受けていることがわかった。

弁護士報酬については、報酬算定の基礎とする事情やその単価についても非常にばらつきがあった。しかし、常勤弁護士を除き契約形態の違いによる差異は見られなかった。むしろ、弁護士の関与を必要とする案件の数や重大性、関与する弁護士数、弁護士会や弁護士団体との関係性において、報酬も異なっているものと思われる。

2. 児相弁護士に依頼している業務

施設入所承認審判や親権制限審判など被虐待相談を中心とした家事審判事件については、申立書作成については半数以上で弁護士に作成を依頼していたが、約 3 割は職員中心で作成されていた。審問段階では、弁護士と職員が協働して対応していた割合が 4 割強であった。

一方、触法事件の家裁送致案件で、弁護士が書類作成を行っていたのは 5 自治体(1 割弱)であり、

2 弁護士配置における準ずる措置とは「法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切・円滑に行う観点から、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要がある、例えば、都道府県ごとに区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ることなどを想定している。なお、単に法令事務の経験を有する行政系職員等の配置は「準ずる措置」には含まれない。」(平成 28 年 6 月 13 日 厚生労働省による全国児童福祉主管課会議配布資料より抜粋)

3 今回の調査は児童相談所設置自治体毎に弁護士配置状況の調査をおこなったので、全国の 210 児童相談所(2017 年(平成 29 年) 4 月 1 日現在)の弁護士配置状況までは調査できていない。

そのうち常勤弁護士配置自治体が3自治体を占めるなど、触法事件についての弁護士関与割合は常勤弁護士配置の場合には高いが、それ以外の配置形態の場合にはほとんど関与がないことがわかった。

また、児童虐待案件で子どもや非加害保護者に対して、刑事・裁判手続きを説明しているかを調査したところ、保護者については約7割の自治体で、子どもについては約8割の自治体で説明をおこなっていることがわかったが、弁護士がおこなっている割合は各々5%以下であった。大多数の自治体においては、職員が説明をおこなっている現状がわかった（大阪弁護士会子どもの権利委員会が作成している『あの人を訴えたいと思ったら』などの冊子を参考にして説明しているものと思われる）。刑事・裁判手続きについては、弁護士が丁寧に実施することで、子どもや非加害保護者の理解や安心が図られるものと思われる。今後は子どもや非加害保護者など犯罪被害者の権利保障のためにも、刑事、裁判手続きの説明について、積極的に弁護士を活用することが望まれる。

3. 弁護士相談のメリット

弁護士に相談するメリットについては、法的対応の書類作成や保護者への説明、法的対応に当たるうえで児童相談所職員の安心感や自信等につながる役割を担っていることがわかったが、司法機関職員とのやり取りに関する弁護士への期待度はあまり高くなかった。今後、家庭裁判所職員とのやり取りでは、弁護士を児童相談所側の窓口として活用することを検討してもよいものと思われる。

4. 弁護士配置の課題

弁護士配置については、勤務条件（報酬）が一番大きな課題としていることがわかった。また、次いで服務関係（兼業制限）をどのように考えていくのかが大きな問題となっている。弁護士には利益相反の課題がある。児童相談所は地方自治体に設置されているため、児童相談所と契約した非常勤又は契約弁護士が当該自治体に対する事件をどの範囲まで受任することが可能なのか、児童相談所業務との関連性の有無をどのように判断するのかなどの重要な問題があり、これについては、個別の自治体というよりも児童相談所全体にかかわる問題であり、一定の整理が必要と考える。

5. 弁護士に依頼したい業務と弁護士配置のための必要条件

児童相談所が弁護士に依頼したい業務をカテゴリー別に整理すると、文書作成、面接、法律に関する相談が多かった。家庭裁判所における司法手続きの申立書等の作成は、専門家である弁護士が作成することにより審判における要点を押さえたものとなるなど、裁判手続きになじむものとなっていく可能性は高い。そもそも、ケースワークを主眼とする児童福祉司の視点と、家庭裁判所の審判で主張する視点が異なることは必然であり、そういった意味からも弁護士の作成する申立書は司法手続きに適したものである。

一方で、保護者に対して子どもの一時保護や施設入所についての説得をおこなったり、虐待環境の改善を促したりすることは、本来のケースワークとしておこなうことであり、こうした保護者との面接や相談援助活動に対して弁護士の活用を期待するのは児童相談所自体の相談対応力の低下をきたすおそれもある。弁護士による側面支援として法的手続きにおいて児童福祉司等の相談援助活動が適法

であるとの助言を受けたうえで、本来のケースワークの力量アップを図ることが求められているのである。

さて、今後弁護士配置の充実を図る際に、どのような条件が必要か。勤務条件や補助金の増額は必要条件として理解を得られるところである。そもそも弁護士に対する予算措置等がなされる以前から、児童虐待から子どもを守り、子どもの権利擁護のために、弁護士有志や弁護士会内部の自助努力によって、児童相談所との協働・連携を図ってきた歴史を無視して、制度設計をすることがあってはならない。弁護士を常勤配置することで、すべてが解決することではなく、児童福祉や児童相談所業務に精通した弁護士を確保することが必要である。そのためにも児相に配置された弁護士と（常勤、非常勤、契約などの形態を問わずに）弁護士会や弁護士グループとの連携やバックアップ体制をいかに充実するかが大きな課題となっているものと思われる。

6. 今後に向けて

さて、平成28年10月1日に改正児童福祉法の「弁護士の配置又は準ずる措置」が施行され、弁護士配置の法定化により、今後弁護士配置も充実していくものと思われる。来年度以降は、いくつかの児童相談所からヒアリングをおこない、児童相談所の仕事の中でどの部分に弁護士がかかわるようになってきているのか、弁護士会との連携は強化されているのかなど、より具体的に弁護士配置の在り方についての提言がおこなえればと考えている。

（文責：影山孝）

共同研究者(弁護士)による取り組み

1. 東京都内の児童相談所における弁護士の役割

(1) 配置状況

東京都では、平成16年度から非常勤弁護士制度が採用され、都内11か所の児童相談所に1名ずつの非常勤弁護士が配置されている。また、それ以前より協力弁護士の登録制度もあり、30数名が登録され、各児童相談所に1～2名が配置されている(ただし無任所の協力弁護士もいる)。そのため、各児童相談所には、非常勤弁護士と協力弁護士の最低2名の弁護士が確保されていることになる。

(2) 業務内容・勤務形態

非常勤弁護士と協力弁護士は、いずれも児童相談所からの法律相談や児童福祉法28条審判の代理業務等を行うことで共通する。

他方で、非常勤弁護士は月2回の出勤が義務付けられ、報酬も月額で一定額を支払われるのに対し、協力弁護士は基本的には案件ごとに活動し、報酬も案件ごとに支払われるという差異がある。

(3) 弁護士側の体制

弁護士側の体制としては、非常勤弁護士と協力弁護士からなる懇談会があり、随時、新規メンバーも受け入れている。懇談会では、おおむね2か月に1回の頻度で会合を持ち、児童福祉の実務や法改正の動向に関する情報を共有したり、互いに個別ケースの相談をしたりしており、質の高い研鑽の場となっている。

また、東京都との契約は各弁護士が行うものであるが、東京都がどの弁護士と契約するかを参考に資するため、この懇談会が毎年東京都に対し、適格性を有する弁護士の推薦を行っている。

(文責：池田清貴)

2. 大阪における弁護士の児童相談所へのかかわり

大阪府内では、大阪府が6か所、大阪市が2か所、堺市が1か所の全9か所の児童相談所を設置している。

以下、平成28年度における大阪府内の児童相談所への弁護士関与状況について述べる。

大阪府では、児童相談所業務に関与する弁護士は「大阪府児童虐待等危機介入援助チーム」に所属することとなっている(現時点での所属弁護士数は約90名)。そして、同チーム所属弁護士の中から、各児童相談所に2～3名の「主担当弁護士」が置かれており、当該児童相談所における相談業務及び裁判所への申立て業務は、この主担当弁護士が中心となって対応する。多くの場合、相談業務は主担

当弁護士の中の1名が対応するが、申立て業務については、主担当弁護士が児童相談所からの依頼を受けると、上記チーム所属弁護士の中からもう1人（場合によっては2人）の弁護士を募り、合計2～3名の代理人団を形成して業務を行うのが通例である。

大阪市では、「窓口担当」と呼ばれる2名の弁護士が、児童相談所からの通常の相談業務に対応するとともに、困難な相談案件や裁判所への申立て案件などについては、これを実際に担当する弁護士を選ぶ役割を担っている。実際に案件を担当する弁護士は、大阪府でいう主担当弁護士と同等の知識や経験値を有する弁護士であることが一般である。窓口担当から依頼を受けた弁護士は、子どもの虐待にかかる業務に関心を有する弁護士を募り、大阪府と同様に、2～3名の代理人団を組織することが多い。

なお、大阪府及び大阪市においては、平成28年度までは、定期的に弁護士が児童相談所を訪れる方法は採用していない。弁護士相談の必要があると児童相談所が判断したときに、適宜、主担当弁護士や窓口担当に連絡するのが通例である。

堺市は、4人の弁護士が月2回、定期的に児童相談所を訪問し（弁護士2名ずつ）、ケース会議等に参加している。そのうえで、弁護士による対応が必要となった場合には、原則として上記会議においてその件の協議を行った弁護士が、代理人としてその業務にあたることとなる。その際、子どもの虐待にかかる業務に関心を有する弁護士を募って代理人団を組織することが多いことは、大阪府・大阪市における対応と同様である。

以上みてきたとおり、大阪府・大阪市・堺市のいずれにおいても、主として事案を担当する弁護士（その多くが、少なくとも10年以上の児童虐待対応経験を有する弁護士である）が他の弁護士と共同で業務にあたることが原則となっている。これは、児童虐待対応業務にかかる経験を共有して、次の世代の弁護士に継承していこうという考えに基づくものである。そして、こういった形で経験を積んだ弁護士が、次の主担当弁護士や窓口担当に就任していくことが期待されており、現にそのように運用されている。

（文責：浜田真樹）

3. 神奈川県内の児童相談所における弁護士の役割

神奈川県内の児童相談所における弁護士の役割について、法改正前の状況を説明する。

神奈川県には、神奈川県が設置する5児童相談所、横浜市が設置する4児童相談所、川崎市が設置する3児童相談所、相模原市が設置する1児童相談所、横須賀市が設置する1児童相談所の合計14児童相談所がある。

いずれの児童相談所も、弁護士会より、児童相談業務に精通している弁護士の推薦を受け、横須賀市は非常勤弁護士を、他の児童相談所は契約弁護士を雇用している。

神奈川県は、3名の嘱託弁護士を中央児童相談所虐待対策支援課が所管し、月2回、13時から17時での法律相談を3人が交替で行っており、各児童相談所へは配置されていない。横浜市は、4名の嘱託弁護士が各児童相談所に配置され、各嘱託弁護士は、月1回、3時間半の法律相談を行っている。

川崎市は、中央児童相談所に2名、北部及び中部児童相談所に各1名が配置され、各嘱託弁護士は、中央児童相談所においては月2回、2時間の法律相談を2名の嘱託弁護士が交替で行い、北部および中部児童相談所においては、嘱託弁護士が、月1回、2時間の法律相談を行っている。相模原市は、1名の嘱託弁護士が、月1回、2時間の法律相談を行っている。横須賀市は、1名の非常勤弁護士が、月1回、2時間の法律相談を行っている。いずれの嘱託弁護士ないし非常勤弁護士も、定期相談に加え、電話、電子メール、FAX等による相談を随時行っている。児童相談所長が申立人となっている児童福祉法28条に基づく施設入所の承認審判や更新審判の申立、親権停止・喪失の申立は、別途嘱託弁護士ないし非常勤弁護士と委任契約を締結して行っている。これらの申立は、円滑な申立および後進育成のため、複数体制で行っている。

(文責：金子祐子)

4. 虐待を受けた子どもへの法的援助

虐待の被害者である子ども自身へ法的援助をおこなうことも、児童相談所の業務に携わる弁護士の仕事のひとつである。特に、虐待が性的虐待の場合、刑事手続化することもあることから、弁護士が担う役割は大きい。以下、性的虐待を受けた子ども（以下、単に「子ども」と記載する）への法的援助について記載する。

子どもが性的虐待を受けた場合、弁護士より法的手続の説明をおこなうことが望ましいと筆者は考えており、児童相談所へも機会ある毎に伝えている。それは、一時の感情ではなく、告訴をおこなうことの効果や負担を踏まえた上で、子どもが告訴をするかしないかの判断をすることが重要だと考えるからである。

性的虐待を受けた子どもへの法的説明は、児童相談所の嘱託弁護士がおこなう場合もあれば、嘱託弁護士ではないが児童福祉の業務に精通している弁護士がおこなう場合もある。子どもが告訴すると決めた場合や、告訴をするかどうかも含めて弁護士と相談したいという場合は、嘱託弁護士以外の弁護士が法的説明をおこなうことが多い。児童相談所の意向と子どもの意向が必ず合致する訳ではないためである。法的説明は、大阪弁護士会子どもの権利委員会が発行している「あの人を訴えたい、と思ったら～決める前に知ってほしい手続と流れ～」⁴を使って説明する。中学生高校生を対象にした冊子で、平易な文章で書いてあったり、適宜イラストも入っていたりとわかりやすい。その冊子は、子どもがゆっくり考えるときに参照できるよう、説明後、子どもへ渡している。

子どもが、弁護士を依頼したいと決めた場合、日弁連の委託援助事業を使用して、子どもや保護者に経済的負担がかからないように、弁護士は委任を受ける。

その後は、捜査段階であれば、取調べに同行したり、捜査機関とやりとりしたりする。捜査終了後、起訴されるかどうかが決まるが、証拠が不十分などの理由で、残念ながら起訴されないこともある。その場合は、起訴されなかった理由だけでなく、起訴されなかったことは子どもが悪かったからでは

4 大阪弁護士会子どもの権利委員会、平成22年『あの人を訴えたい、と思ったら』～決める前に知って欲しい手続と流れ～

ないと説明し、子どもに精神的負担がかからないよう努める。起訴された場合は、今後、考えられる出来事を説明し、その都度、子どもの希望を聞いたり意思確認をしたりする。被害者参加をおこなう場合は被害者参加代理人として活動し、被害者参加をおこなわない場合でも、法廷傍聴をする。必要に応じて検察官ともやりとりをおこなう。子ども本人が証人として出廷しないといけない場合は、付添人としてそばで付き添ったりする。意見陳述をおこなう場合は、陳述書の作成を手伝ったりする。各公判後は、毎回、法廷で何があったかだけでなく、裁判官や弁護人の質問の意味なども説明し、なるべく子どもが主体的に関われるよう努める。判決が出たら、判決の内容を説明することはもちろん、刑期や出所後の説明、希望があれば出所等の通知の申出をおこなったり、執行猶予の場合は、執行猶予の説明をおこなったりする。

告訴後の手続は、子どもにとって、本当に精神的に辛い出来事の連続である。精神的負荷も相当であり、精神に支障を来すだけでなく、身体症状まで現れる子どももいる。弁護士は、児童相談所と協力しながら、児童相談所と子どもの意向が違う場合は、時には児童相談所と距離を置き、子どもの心身のサポートをおこなう。会って話を聞くだけでなく、会えないときは、電話やメールで、それぞれ、場合によっては、深夜などに話を聞いたりして、少しでも子どもの心身の負担を軽減し、新しい生活へ向かえるよう支援していく。

(文責：金子祐子)

5. 日弁連における児童虐待対応への取組み

日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という。）では、子どもの権利委員会を設置し、子どもをめぐるあらゆる問題について研究・実践等に取り組んでいる。児童虐待に関しては、同委員会内の「子どもの福祉小委員会」（以下、「福祉小委員会」という。）が担当している。

子どもの権利委員会や福祉小委員会は、法改正等を含む社会情勢を的確に把握し、定例の会議を行うのみならず、意見書の発出や、勉強会やシンポジウムの開催等を通じて、全国各地の弁護士会における子どもの権利委員会（全国には52の弁護士会があるが、そのすべてに子どもの権利委員会が設置されている。）において具体的な実践がなされることを支援する役割を担っている。

児童虐待関連に限っても、国（法務省、厚生労働省、最高裁判所等）との協議を行っているほか、直近では、日弁連が平成29年1月20日付で「児童虐待対応における司法関与に関する意見書」を発表したが、これは子どもの権利委員会、中でも福祉小委員会が作成に深く関与したものである。

また、直近では、平成28年の児童福祉法改正によって児童相談所への弁護士配置が規定されたことから、日弁連内にワーキンググループを設置して、各弁護士会が所在地の自治体と協議するにあたっての支援を行っている。

(文責：浜田真樹)

資料編

子どもの虹情報研修センター平成 28 年度 課題研究
「児童相談所における弁護士の役割と位置づけに関する研究」

アンケート集計結果

1. 全国児童相談所弁護士相談体制調査 集計結果

1 貴自治体における「児童虐待」に関する受付・対応等件数について

以下の各項目について、該当する数字をご回答ください。なお、1-4.~1-8.については、請求年度と承認年度が異なる場合にも、請求した事例についての結果を請求年度の「うち件数」としてご記入ください。

略

2 貴自治体における弁護士体制について

該当する番号に○印をつけてください。()内は数字をご記入ください。

2-1. 児相弁護士による相談体制はありますか。

(n=69 カッコ内は%)

| | |
|----------|--------|
| ①はい | ②いいえ |
| 65(94.2) | 4(5.8) |

・nは回答回収済みの69自治体総数を示す。

①「はい」の場合

2-1-1. どのような相談体制をとっていますか。人数が特定できる場合は()にご記入ください。

(n=65 カッコ内は%)

| | |
|---------------|-----------|
| ①常勤配置 | 4人(6.2) |
| ②非常勤配置 | 9人(13.8) |
| ③弁護士個人との契約 | 41人(63.1) |
| ④弁護士会・弁護団との契約 | 15人(23.1) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した65自治体を示す。

・複数回答あり。

2-1-2. 「2-1-1.」の相談体制はいつから始まりましたか。

| |
|-------------|
| 最も古い 1996年 |
| 最も新しい 2015年 |

②「いいえ」の場合

2-1-3. 本庁弁護士への相談体制はありますか。

(n=4 カッコ内は%)

| | |
|--------|------|
| ①あり | ②なし |
| 4(100) | 0(0) |

・nは「2-1」で「②なし」と回答した4自治体を示す。

2-1-4. 2-1-3.で①「あり」と答えた方にお聞きします。本庁弁護士にはどのような相談体制をとっていますか。

| | | | |
|---------------|----------------|---------------|------|
| ①常勤弁護士 に相談 | ②非常勤弁護士 に相談 | ③契約弁護士 に相談 | ④その他 |
|---------------|----------------|---------------|------|

3 **中央児童相談所の児相弁護士による地域児童相談所への相談体制について**
中央児童相談所でのみ児相弁護士による相談体制をとる自治体にご質問します(児童相談所を単独に設置する政令市・中核市等を除く)。 中央児童相談所の児相弁護士は、どのような体制のもとで地域児童相談所を支援していますか。支援体制について教えてください。 ※自由記述

※別紙参照

4 **弁護士との連絡窓口について**

貴自治体における弁護士との連絡窓口はどこですか。具体的にご記入ください。

※別紙参照

※児相弁護士と何らかの相談体制をとっている自治体は、このまま「5 児相弁護士の採用方法・雇用形態について」にお進みください。それ以外の自治体は、「9 児相弁護士による相談体制をとる際の課題について」(p.9)にお進みください。

5 **児相弁護士の採用方法・雇用形態について**

児相弁護士の採用方法、雇用形態について、該当する番号に○をつけてください。

5-1. 児相弁護士の採用はどのような方法でおこないましたか。 (n=64 カッコ内は%)

| | | |
|--------|----------|----------|
| ①公募 | ②弁護士会推薦 | ③その他 |
| 4(6.3) | 35(54.7) | 25(39.1) |

※自由記述は別紙参照

・nは「児相弁護士あり」と回答した65自治体数から、5-1が未回答だった1自治体を引いた数を示す。
 ・複数回答あり

- 5-2. **「常勤弁護士」による相談体制をとる自治体にご質問します。**常勤弁護士に任期はありますか。
(n=4 カッコ内は%)

| | |
|---------|---------|
| ①任期つき | ②任期なし |
| 3(75.0) | 1(25.0) |

・nは「2-1-1」で「①常勤」と回答した④自治体を示す。

- 5-2-1. **「①任期つき」の場合、**任期は最長で何年ですか。数字をご記入ください。

3 自治体すべてで 5 年

- 5-3. **「非常勤弁護士」による相談体制をとる自治体にご質問します。**非常勤弁護士の勤務日数は、月当たり何日ですか。**非常勤弁護士が複数いる場合は、**該当する選択肢すべてに○をつけてください。
(n=9 カッコ内は%)

| | | | | | |
|---------|---------|-------|---------|---------|---------|
| ①1回/月 | ②2回/月 | ③3回/月 | ④4回以上/月 | ⑤不定期 | ※2か月に1回 |
| 2(22.2) | 1(11.1) | 0(0) | 2(22.2) | 5(55.6) | 0(0) |

・nは「2-1-1」で「②非常勤」と回答した9自治体を示す。
・複数回答あり。

- 5-3-1. **①～④を選択された自治体にお聞きします。**

弁護士1人・1回あたりの勤務時間は何時間ですか。数字をご記入ください。

最長 7.75 時間 最短 1 時間 平均 3.625 時間

- 5-4. **「契約弁護士」との相談体制をとる自治体にご質問します。**契約弁護士の勤務日数は、月当たり何日ですか。**契約弁護士が複数いる場合は、**該当する選択肢すべてに○をつけてください。
(n=56 カッコ内は%)

| | | | | | |
|----------|--------|-------|---------|----------|---------|
| ①1回/月 | ②2回/月 | ③3回/月 | ④4回以上/月 | ⑤不定期 | ※2か月に1回 |
| 19(35.2) | 2(3.7) | 0(0) | 0(0) | 32(59.3) | 3(5.6) |

・nは「2-1-1」で「③個人契約」および「④団体契約」と回答した自治体数の合計。
・複数回答あり。

- 5-4-1. **①～④を選択された自治体にお聞きします。**

弁護士1人・1回あたりの勤務時間は何時間ですか。数字をご記入ください。

最長 4 時間 最短 1 時間 平均 1.95 時間

6 児相弁護士への報酬について

児相弁護士への報酬について、どのような業務にいくら報酬を設定していますか。

(n=63 カッコ内は%)

例. 日額〇〇円、電話 1 件〇〇円、申立書作成 1 件〇〇円 など

※ 別紙参照

| (1) 時間あたりでの報酬体制をとる自治体数 | (2) 件あたりでの報酬体制をとる自治体数 | (3) 時間あたりと件あたりを組み合わせる自治体数 | (4) その他(「業務ごとの報酬設定無し」) |
|------------------------|-----------------------|---------------------------|------------------------|
| 29(46.0) | 15(23.8) | 18(28.6) | 1(1.6) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、【6】が未記入だった 2 自治体を引いた数を示す。

7 児相弁護士に依頼している業務について

以下の各項目に関し、児相弁護士と児童相談所職員とが**主として**どのように業務分担をおこなっているか、該当する番号に○をつけてください。なお、**過去に一度でも実績があれば**、当該実績の内容でご回答ください。**実績のない設問には**、現段階で予定している内容でご回答ください。

7-1. 児童福祉法第 28 条申立てについて

7-1-1. 申立て書類の作成

(n=59 カッコ内は%)

| ①児相弁護士に依頼 | ②職員が記入し児相弁護士が添削 | ③職員が記入の際に助言を得る | ④児相弁護士はおこなわない |
|-----------|-----------------|----------------|---------------|
| 32(54.9) | 12(20.3) | 11(18.6) | 8(13.6) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-1-1 が未回答だった 6 自治体を引いた数を示す。

・複数回答あり。

7-1-2. 審問

(n=59 カッコ内は%)

| ①児相弁護士に依頼 | ②職員と児相弁護士 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士に出席を依頼 | ④児相弁護士はおこなわない |
|-----------|-----------|-------------------------|---------------|
| 8(13.6) | 26(44.1) | 7(11.9) | 20(33.9) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-1-2 が未回答だった 6 自治体を引いた数を示す。

・複数回答あり。

7-1-3. 調査官対応

(n=59 カッコ内は%)

| | | | |
|-----------|-----------|----------------------|---------------|
| ①児相弁護士に依頼 | ②職員と児相弁護士 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士も参加 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 7(11.9) | 16(44.1) | 11(18.6) | 25(42.4) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-1-3 が未回答だった 6 自治体を引いた数を示す。

7-2. 親権停止・喪失、管理権喪失について

7-2-1. 申立て書類の作成

(n=59 カッコ内は%)

| | | | |
|-----------|-----------------|----------------|---------------|
| ①児相弁護士に依頼 | ②職員が記入し児相弁護士が添削 | ③職員が記入の際に助言を得る | ④児相弁護士はおこなわない |
| 31(52.5) | 14(23.7) | 10(16.9) | 8(13.6) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-2-1 が未回答だった 6 自治体を引いた数を示す。

・複数回答あり。

7-2-2. 審問

(n=58 カッコ内は%)

| | | | |
|-----------|-----------|-------------------------|---------------|
| ①児相弁護士に依頼 | ②職員と児相弁護士 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士に出席を依頼 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 8(13.8) | 26(44.8) | 5(8.6) | 21(36.2) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-2-2 が未回答だった 7 自治体を引いた数を示す。

・複数回答あり。

7-2-3. 調査官対応

(n=58 カッコ内は%)

| | | | |
|-----------|-----------|----------------------|---------------|
| ①児相弁護士に依頼 | ②職員と児相弁護士 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士も参加 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 7(12.1) | 17(29.3) | 9(15.5) | 27(46.6) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-2-3 が未回答だった 7 自治体を引いた数を示す。

・複数回答あり。

7-3. 未成年後見人申立てについて

7-3-1. 申立て書類の作成

(n=58 カッコ内は%)

| | | | |
|-----------|-----------------|----------------|---------------|
| ①児相弁護士に依頼 | ②職員が記入し児相弁護士が添削 | ③職員が記入の際に助言を得る | ④児相弁護士はおこなわない |
|-----------|-----------------|----------------|---------------|

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 20(34.5) | 11(19.0) | 14(24.1) | 16(27.6) |
|----------|----------|----------|----------|

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-3-1 が未回答だった 7 自治体を引いた数を示す。
 ・複数回答あり。

7-3-2. 審問

(n=58 カッコ内は%)

| | | | |
|-----------|-----------|-------------------------|---------------|
| ①児相弁護士に依頼 | ②職員と児相弁護士 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士に出席を依頼 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 7(12.1) | 16(27.6) | 4(6.9) | 31(53.4) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-3-2 が未回答だった 7 自治体を引いた数を示す。

7-3-3. 調査官対応

(n=58 カッコ内は%)

| | | | |
|-----------|-----------|----------------------|---------------|
| ①児相弁護士に依頼 | ②職員と児相弁護士 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士も参加 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 8(13.8) | 11(19.0) | 4(6.9) | 35(60.3) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-3-3 が未回答だった 7 自治体を引いた数を示す。

7-4. 臨検・捜索について

7-4-1. 申立て書類の作成

(n=55 カッコ内は%)

| | | | |
|-----------|-----------------|----------------|---------------|
| ①児相弁護士に依頼 | ②職員が記入し児相弁護士が添削 | ③職員が記入の際に助言を得る | ④児相弁護士はおこなわない |
| 12(21.8) | 9(16.4) | 23(41.8) | 12(21.8) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-4-1 が未回答だった 10 自治体を引いた数を示す。
 ・複数回答あり。

7-4-2. 裁判所への説明

(n=55 カッコ内は%)

| | | | |
|-----------|-----------|-------------------------|---------------|
| ①児相弁護士に依頼 | ②職員と児相弁護士 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士に出席を依頼 | ④児相弁護士はおこなわない |
|-----------|-----------|-------------------------|---------------|

| | | | |
|--------|----------|----------|----------|
| 1(1.8) | 11(20.0) | 16(29.1) | 27(49.1) |
|--------|----------|----------|----------|

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-4-2 が未回答だった 10 自治体を引いた数を示す。
 ・複数回答あり。

7-4-3. 実施時の弁護士参加

(n=53 カッコ内は%)

| | |
|----------|----------|
| ①あり | ②なし |
| 12(22.6) | 41(77.4) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-4-2 が未回答だった 12 自治体を引いた数を示す。

7-5. 触法少年等(虞犯を含む)の家裁送致(強制的措置許可申請を含む)について

7-5-1. 送付書類の作成

(n=58 カッコ内は%)

| | | | |
|-----------|-----------------|----------------|---------------|
| ①児相弁護士に依頼 | ②職員が記入し児相弁護士が添削 | ③職員が記入の際に助言を得る | ④児相弁護士はおこなわない |
| 5(8.6) | 3(5.2) | 18(31.0) | 33(56.9) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-5-1 が未回答だった 7 自治体を引いた数を示す。
 ・複数回答あり。

7-5-2. 審問

(n=58 カッコ内は%)

| | | | |
|-----------|-----------|-------------------------|---------------|
| ①児相弁護士に依頼 | ②職員と児相弁護士 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士に出席を依頼 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 0(0) | 5(8.6) | 7(12.1) | 46(79.3) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-5-2 が未回答だった 7 自治体を引いた数を示す。

7-5-3. 付添人対応

(n=58 カッコ内は%)

| | | | |
|-------------|--------------|----------------------|---------------|
| ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 0(0) | 5(8.6) | 15(25.9) | 38(65.5) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-5-3 が未回答だった 7 自治体を引いた数を示す。

7-6. 刑事告訴について

7-6-1. 適否判断

(n=57 カッコ内は%)

| | | | |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------------|
| ①すべてのケースについて児相弁護士へ相談 | ②判断に迷うケースはすべて児相弁護士へ相談 | ③判断に迷うケースの一部を児相弁護士へ相談 | ④判断に迷うケースであってもほとんど児相弁護士へ相談しない |
| 16(28.1) | 14(24.6) | 20(35.1) | 7(12.3) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-6-1 が未回答だった 8 自治体を引いた数を示す。

7-6-2. 告訴状の作成

(n=56 カッコ内は%)

| | | | |
|-------------|-----------------|----------------|---------------|
| ①児相弁護士がおこなう | ②職員が記入し児相弁護士が添削 | ③職員が記入の際の助言を得る | ④児相弁護士はおこなわない |
| 10(17.9) | 7(12.5) | 27(48.2) | 14(25.0) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-6-2 が未回答だった 9 自治体を引いた数を示す。

・複数回答あり。

7-6-3. 警察への出頭

(n=56 カッコ内は%)

| | | | |
|-------------|----------------|----------------------|---------------|
| ①児相弁護士がおこなう | ②児相弁護士が職員に同伴する | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 0(0) | 8(14.3) | 19(33.9) | 29(51.8) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-6-3 が未回答だった 9 自治体を引いた数を示す。

7-7. 刑事手続きの説明について

7-7-1. 貴児童相談所における非加害親への裁判手続きの説明

(n=58 カッコ内は%)

| | |
|----------|----------|
| ①する | ②しない |
| 39(67.2) | 19(32.8) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-7-1 が未回答だった 7 自治体を引いた数を示す。

7-7-1-1. 「①する」の場合非加害親に対する裁判手続の説明

(n=39 カッコ内は%)

| | | | |
|-------------|--------------|----------------------|---------------|
| ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 1(2.6) | 7(17.9) | 19(48.7) | 12(30.8) |

・nは「7-7-1」で「①する」と回答した 39 自治体を示す。

7-7-2. 貴児童相談所における子どもへの裁判手続きの説明

(n=58 カッコ内は%)

| | |
|----------|----------|
| ①する | ②しない |
| 47(81.0) | 11(19.0) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-7-2 が未回答だった 7 自治体を引いた数を示す。

7-7-2-1. 「①する」の場合子どもへの裁判手続の説明

(n=47 カッコ内は%)

| | | | |
|-------------|--------------|---------------------|---------------|
| ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中心で必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 2(4.3) | 9(19.1) | 21(44.7) | 16(34.0) |

・nは「7-7-2」で「①する」と回答した 47 自治体を示す。

・複数回答あり。

7-7-3. 貴児童相談所における子どもへの裁判の経過の説明

(n=57 カッコ内は%)

| | |
|----------|----------|
| ①する | ②しない |
| 39(68.4) | 18(31.6) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-7-3 が未回答だった 8 自治体を引いた数を示す。

7-7-3-1. 「①する」の場合子どもへの裁判手続の説明

(n=39 カッコ内は%)

| | | | |
|-------------|--------------|----------------------|---------------|
| ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 0(0) | 5(8.6) | 15(25.9) | 38(65.5) |

・nは「7-7-3」で「①する」と回答した 39 自治体を示す。

7-8. 保護者面接について

7-8-1. 職権一時保護の説明

(n=59 カッコ内は%)

| | | | |
|-------------|--------------|---------------------|---------------|
| ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中心で必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 0(0) | 0(0) | 10(16.9) | 49(83.1) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-8-1 が未回答だった 6 自治体を引いた数を示す。

7-8-2. 保護者が保護者の弁護士と共に来た場合の対応

(n=59 カッコ内は%)

| | | | |
|-------------|--------------|----------------------|---------------|
| ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 0(0) | 2(3.4) | 27(45.8) | 30(50.8) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-8-2 が未回答だった 6 自治体を引いた数を示す。

7-8-3. 施設入所の法的説明

(n=59 カッコ内は%)

| | | | |
|-------------|--------------|----------------------|---------------|
| ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 0(0) | 0(0) | 8(13.6) | 51(86.4) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-8-3 が未回答だった 6 自治体を引いた数を示す。

7-8-4. 行政処分の教示説明

(n=59 カッコ内は%)

| | | | |
|-------------|--------------|----------------------|---------------|
| ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 0(0) | 0(0) | 7(11.9) | 52(88.1) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-8-4 が未回答だった 6 自治体を引いた数を示す。

7-8-5. 虐待の告知

(n=59 カッコ内は%)

| | | | |
|-------------|--------------|----------------------|---------------|
| ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 0(0) | 0(0) | 8(13.6) | 51(86.4) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-8-5 が未回答だった 6 自治体を引いた数を示す。

7-9. 訪問調査に児相弁護士が同行したことはありますか。

| | | |
|---------|----------|---------------|
| ①ある | ②ない | (n=59 カッコ内は%) |
| 7(11.9) | 52(88.1) | |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した65自治体から、7-9が未回答だった6自治体を引いた数を示す。

7-9-1. 「①ある」の場合 どのような事例で同行されましたか。

※別記参照

7-10. 個別ケース検討会議について

| | | |
|------------------|--------------|---------------|
| ①児相弁護士も出席することがある | ②児相弁護士は出席しない | (n=59 カッコ内は%) |
| 10(16.9) | 49(83.1) | |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した65自治体から、7-10が未回答だった6自治体を引いた数を示す。

7-11. 児童福祉審議会へ諮問をおこなう場合の、児相弁護士の関わり方について

7-11-1. 児相弁護士への相談

(n=59 カッコ内は%)

| | |
|---------------|-----------------|
| ①児相弁護士へ相談している | ②児相弁護士へ相談はしていない |
| 29(49.2) | 31(52.5) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した65自治体から、7-11-1が未回答だった6自治体を引いた数を示す。
 ・うち1自治体が①②両方に「○」

7-11-2. 児相弁護士の諮問への出席

(n=59 カッコ内は%)

| | |
|------------------|--------------|
| ①児相弁護士も出席することがある | ②児相弁護士は出席しない |
| 8(13.6) | 51(86.4) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した65自治体から、7-11-2が未回答だった6自治体を引いた数を示す。

7-12. 行政訴訟が提起された場合、児相弁護士と本庁弁護士のどちらが対応しますか。

(n=58 カッコ内は%)

| | | |
|------------|-----------|----------|
| ①児相の弁護士が対応 | ②本庁弁護士が対応 | ③決まっていない |
| 8(13.8) | 26(44.8) | 24(41.4) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-12 が未回答だった 7 自治体を引いた数を示す。

7-13. 各会議への児相弁護士の参加について

7-13-1. 緊急受理会議

(n=59 カッコ内は%)

| ①原則参加 | ②定期的に参加 | ③必要に応じ参加 | ④参加せず |
|--------|---------|----------|----------|
| 5(8.5) | 1(1.7) | 3(5.1) | 50(84.7) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-13-1 が未回答だった 6 自治体を引いた数を示す。

7-13-2. 受理会議

(n=59 カッコ内は%)

| ①原則参加 | ②定期的に参加 | ③必要に応じ参加 | ④参加せず |
|--------|---------|----------|----------|
| 5(8.5) | 2(3.4) | 2(3.4) | 50(84.7) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-13-2 が未回答だった 6 自治体を引いた数を示す。

7-13-3. 判定会議

(n=59 カッコ内は%)

| ①原則参加 | ②定期的に参加 | ③必要に応じ参加 | ④参加せず |
|--------|---------|----------|----------|
| 4(6.8) | 3(5.1) | 2(3.4) | 50(84.7) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-13-3 が未回答だった 6 自治体を引いた数を示す。

7-13-4. 援助方針会議

(n=59 カッコ内は%)

| ①原則参加 | ②定期的に参加 | ③必要に応じ参加 | ④参加せず |
|--------|---------|----------|----------|
| 5(8.5) | 3(5.1) | 5(8.5) | 46(80.0) |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した 65 自治体から、7-13-4 が未回答だった 6 自治体を引いた数を示す。

7-14. その他児相弁護士がおこなっている業務があれば、ご記入ください。 ※自由記述

※別記参照

8 児相弁護士による相談体制をとるメリットについて

児相弁護士による相談体制をとるメリットは何ですか。該当するものすべてに○をつけてください。

※複数回答

- ①法的課題に的確に対応できる
- ②家庭裁判所への審判申立などの書類作成に精通している
- ③保護者や代理人弁護士に、法的な対応について正確な説明ができる
- ④裁判官や調査官、検察官とのやりとりがスムーズ
- ⑤児童相談所職員の法的対応力が向上した
- ⑥児童相談所職員が自身のソーシャルワークに対し、自信や安心感を持つことができるようになる
- ⑦紛争解決の見通しを立てることができる
- ⑧その他(※具体例は別記参照)

(n=59 カッコ内は%)

| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|------|
| 58(98.3) | 53(89.8) | 45(76.3) | 36(61.0) | 38(64.4) | 46(78.0) | 33(55.9) | 別記参照 |

・nは「2-1」で「①あり」と回答した65自治体から、**8**が未回答だった6自治体を引いた数を示す。

9 児相弁護士による相談体制をとる際の課題について

児相弁護士による相談体制のある自治体および児相弁護士による相談体制のない自治体にお聞きします。児相弁護士による相談体制をとる際の課題は何ですか。あるいは、児相弁護士による相談体制をとる際に課題であったことは何ですか。該当するものすべてに○をつけてください。 ※複数回答

- ①勤務条件(報酬)
- ②サービス関係(兼職制限)
- ③児童福祉に精通した弁護士がみつからない
- ④弁護士会との協力関係が保障されない
- ⑤児相弁護士を育成するプログラムがない
- ⑥定期的に配置するほどの相談がない
- ⑦児童福祉司の申立書作成能力の低下
- ⑧その他(※具体例は別記参照)

(n=64 カッコ内は%)

| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
|----------|----------|----------|--------|----------|----------|--------|------|
| 54(84.4) | 34(53.1) | 24(37.5) | 3(4.7) | 20(31.3) | 24(37.5) | 3(4.7) | 別記参照 |

・nは調査対象の全69児相の69自治体から、**9**が未回答だった5自治体を引いた数を示す。

10 児相弁護士に依頼したい業務について

児相弁護士による相談体制のある自治体および児相弁護士による相談体制のない自治体にお聞きします。児相弁護士にどのような業務を依頼したいですか。(現時点で既に児相弁護士がおこなっている業務を除く) ※自由記述

※別記参照

11 児相弁護士による相談体制を整えるために必要な条件について

児相弁護士による相談体制のある自治体および児相弁護士による相談体制のない自治体にお聞きします。児童相談所における弁護士による相談体制を整えるために、どのような条件が必要だとお考えになりますか。該当するものすべてに○をつけてください。 ※複数回答

- ①勤務条件(報酬)
- ②服務関係(児相弁護士に関する兼職の容認)
- ③児童福祉に精通した弁護士が身近な地域にいる
- ④弁護士会との連携、協力関係
- ⑤児相弁護士を育成するプログラム
- ⑥本庁弁護士に依頼するのではなく、児童相談所が新たに児相弁護士を置くことに関する庁内全体の理解
- ⑦児童相談所への弁護士配置に関する国の補助金の増額
- ⑧その他(※具体例は別記参照)

(n=67 カッコ内は%)

| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|------|
| 59(88.1) | 36(53.7) | 46(68.7) | 44(65.7) | 28(41.8) | 19(28.4) | 53(79.1) | 別記参照 |

・nは調査対象の全69児相の69自治体から、**11**が未回答だった2自治体を引いた数を示す。

質問は以上です。ご協力誠にありがとうございました。

2. 自由記述の回答

3 中央児相の児相弁護士による地域児相への相談体制について(記述)

- ・相談事例があるときには、地域児相（ランチ）の担当児童福祉司等が弁護士が来所する日に合わせて県福祉総合相談センター（中央児相）に予約を入れ出向き、相談をする。
 - ・中央児相が児相弁護士の調整窓口となり、自治体内の全児童相談所の相談を受け付ける。相談は原則的には、中央児相において、月2回の定例日に行うが、状況に応じ、地域児相や法律事務所でも実施したり、定例日以外に臨時で実施する場合がある。
 - ・県内2ヶ所の児相の顧問弁護士として契約しているため、相談方法については、双方とも同じ体制（急件は電話相談、通常はファクスにての相談）であるが、込み入った事案で面接相談をする時は、中央児相の方が近く、相談しやすい環境にある。
 - ・県内5ヶ所の児相を支援する児童相談センターに、週1日・5時間勤務予約して児童相談センターに相談に来るか、1-2ヶ月に1回弁護士が児相に出向いて相談を受ける
 - ・予約を入れて出向き、相談する。
 - ・各児相が直接弁護士へ相談する
 - ・定期的に他児相へ出張。個別に相談がある場合は、電話・メール・出張訪問により対応。ただし、2016年8月から県内2ヶ所へ配置となったので、事例は少なくなると思われる。
 - ・2ヶ月に1回、中央児相で法律相談を開催。中央以外の地域児相の案件についても、中央児相経由で予約を入れて出向き相談している。
- 相談事例があるときに、相談予約簿に記入、中央児相に出向き相談する。電話での相談でも可能。
- ・相談事例があるときに、児相弁護士に連絡を取り、弁護士の所属する弁護士事務所に出向き、相談を行う。

4 弁護士との連絡窓口(記述)

- ・各児相（主に処遇担当課）
- ・市児童相談所の係長職（対象となる案件を担当している係の係長）
- ・各児童相談所
- ・県福祉総合相談センター（中央児相）児童女性部児童相談課長
- ・各児相家庭支援班班長
- ・市児童相談所
- ・各児相における児童相談業務に関する法律顧問業務担当者
- ・中央児相の児童緊急対策課（虐待専任組織）
- ・各児相の児童虐待担当児童福祉司
- ・各児相が対応（窓口は特定していない）

- ・各児相の相談担当課長や各チームリーダー
- ・各児相
- ・各児相
- ・法律相談については法律相談担当職員が連絡窓口となるが、個々のケースにおける相談は担当ケースワーカーが直接連絡する
- ・児童福祉司が所属する班
- ・主に各児相の虐待対策班（児童福祉司）が行っている（児相センター相談援助課においては警察官併任の課務担当課長代理が行っている）
- ・中央児相虐待対策支援課
- ・特段連絡窓口を定めていませんが、定期相談会の実施等の調整は、家庭支援担当が担当しています。相談についてはケース担当から直接行えます。
- ・各児相とも相談支援部門の係長となっている。弁護士への相談をするときは、児相として弁護士相談を要する案件だとの組織での決定をとったうえで、連絡をすることになっている。対応については毎年年度末に嘱託弁護士との連絡会（各児相・本庁所管課出席）にて確認。県弁護士会への依頼は本庁所管課がおこなっている。
- ・児相の法律相談担当職員（支援第3係）
- ・法的機能強化事業担当職員
- ・県中央児童相談所の児童虐待・DV対応班
- ・県内各児童相談所の指導業務担当課長"
- ・市役所法制課
- ・各児相の相談判定課
- ・原則、県内各児相の相談課長
- ・相談係
- ・各児相の児童相談担当課
- ・中央児相相談支援課
- ・各児相の担当福祉司（その所属する課）
- ・中央子ども相談センターの家庭支援課長
- ・各児童相談所
- ・児童相談所内、各担当係長
- ・市児童相談所の総務・相談グループ
- ・児相の担当職員
- ・児童相談センター 児童相談強化支援室
- ・県においては、現在3つの児相があり、法28条の申立て、各ケースの相談等初めの弁護士への連絡を管理職ポストで行い、具体的なことについては各担当ケースワーカーが行っている。
- ・各児童相談所の児童相談部門
- ・各児相の虐待対策担当課長

- ・各子ども家庭センターの虐待専任組織
- ・個別の案件ごとに各ケースワーカーからおこなう。報酬等支払については運営担当。
- ・各児相の家庭支援課（虐待相談担当課）
- ・市行財政局総務部法務課
- ・中央および子ども家庭相談センターの子ども支援課
- ・常駐弁護士に直接。
- ・各児童相談所の相談課
- ・各児相の相談支援課
- ・各児童相談所の虐待調査初期対応班（子ども救援隊）
- ・こども総合相談所 相談・措置課のこども支援班（虐待対応班）
- ・各児相の総務担当課または虐待対応担当課
- ・相談課庶務係
- ・県庁子ども家庭課
- ・定期の相談の場合は法律相談担当の児童福祉司が連絡窓口。随時の相談の場合は相談事例のある児童福祉司が直接連絡をとっている。
- ・中央児相次長
- ・各児相の児童福祉司
- ・中央児相の地域相談課及び児童虐待対応課
- ・県弁護士会と協力のもと、複数の弁護士と協力弁護団の契約を結び登録している。その中の登録弁護士に対し、各児相が直接連絡できる体制をとっている。
- ・子ども総合センター（担当部署は決まっていない）
- ・中央児相 相談課
- ・児相弁護士については各児相の相談担当課、弁護士についてはケースに関することは各児相。
- ・中央児相の児童相談課第一班
- ・市児童相談所
- ・中央児相こども相談支援課
- ・各児相がそれぞれ弁護士との業務委託契約を行い、各児相が直接契約の弁護士と連絡をとる。
- ・中央児相の担当課（相談判定第二課）
- ・弁護士会、弁護士の所属法律事務所

5 児相弁護士の採用方法・雇用形態

5-1. 採用方法 ③その他の記述

- ・各児相で個別採用
- ・児福審議会委員（児童福祉に対する造詣が深いため）

- ・ 県が児相法律相談実施事業を定め、担当弁護を依頼
- ・ 児相から個別に依頼
- ・ 児童福祉に詳しく協力的な弁護士に個別依頼
- ・ 当初は弁護士会推薦、その後は紹介もあり
- ・ 審判等は 1 件毎に委託、相談は 1 回毎に報償費で対応
- ・ 弁護士のなかでも特に児童福祉に精通している人の紹介、推薦
- ・ 本庁からの紹介
- ・ 県弁護士会内「子どもの権利擁護委員会」覚書をかわし、会から会員弁護士を月毎に派遣してもらっている。契約行為なし。
- ・ これまでの実績等から個別に依頼
- ・ 県児童虐待対応弁護団へ業務委託
- ・ 各児相が児童虐待問題に精通している弁護士に依頼する
- ・ 児童問題に経験豊富な特定の弁護士に個別に依頼
- ・ 弁護士業務を弁護士団体に委託し、当該団体が弁護士を選定
- ・ 弁護士会と委託契約あり、案件毎に弁護士会より推薦
- ・ 弁護士会子どもの権利委員会所属弁護士に委託
- ・ 過去から活動する児相担当弁護士が、弁護士会子どもの権利擁護委員会所属の弁護士を中心に呼びかけ、登録者を募っている
- ・ 弁護士会の協力により、本紙の窓口となる弁護士を通じて「弁護士会こどもの権利委員会」に所属している弁護士 30 名に個別の案件ごとに相談・委任をしている
- ・ 市虐待援助チームに所属している
- ・ 弁護士会子どもの権利委員会に所属する弁護士の派遣を受けている。
- ・ 毎年同じ弁護士に依頼
- ・ 県弁護士会から月毎に推薦
- ・ 関係業務で面識があり、適正のある弁護士と個別に契約
- ・ 児童問題に理解がある弁護士に個別依頼
- ・ 事業初年度に契約した弁護士の所属事務所を通じて契約している

6 児相弁護士への報酬について

- ・ 10,000 円／日
- ・ 法律相談：5,000 円/回（原則 30 分）、28 条：困難度や人数等に応じ 30 万～50 万（総額）
- ・ 相談：5,000 円／30 分、相談時間は 2 時間／回が目安。
- ・ 相談：5,400 円／件、30 分
- ・ 交通費：920 円／回、委託料：36 万円（税込）／年

- ・ 741,000 円／年
- ・ 102,858 円（税込）／年
- ・ 50,000 円／月
- ・ 相談：28,100 円／件
- ・ 申立書作成：60,000 円／件
- ・ 14,000 円／月
- ・ 3 万円／回、家裁への申立て：30 万～50 万／件、取消訴訟等は県の基準による
- ・ 家裁審判：委託料（手付金 30 万円、報酬 20 万円）、相談業務：報償費（3 万円／回）
- ・ 定例、臨時相談：40 万円／年（定例相談は 6 回／年）、家裁申立：20 万円／件
- ・ 非常勤弁護士：24,200 円／日（報酬）
- ・ 協力弁護士：11,900 円／時間または 13,400 円／時間（経験年数により単価が異なる）に基づき、案件ごとに支払う（報償費）
- ・ 半日単位の法律相談：25,000 円／回
- ・ 35,000 円／月、28 条申立て等：150,000 円／件
- ・ ケース対応における法的判断、解釈、困難事例への法的助言および担当職員への研修：1 回／月、2 時間 30,000 円
- ・ 面接の同席等：32,400 円／件、28 条に関する対応：324,000 円／件
- ・ 35,000 円／月、申立書作成・申立代理人：324,000 円／件（未成年後見 108,000 円／件）
- ・ 1 回 2 時間 25,000 円（年間 13 回実施）
- ・ 60 万円／年（相談回数の制限なし）、月 1 回の相談日以外は、児相職員が弁護士事務所に出向き相談。
- ・ 50,000 円／月
- ・ 60 万円／年
- ・ 定例相談：10,000 円／時間、ケース対応：10,000 円／時間、研修会：10,000 円／時間（1 回 2 時間）
- ・ 28 条申立書：70,000 円／件（保護者同一の複数児童：100,000 円）、28 条 2 項申立：30,000 円／件（保護者同一の複数児童：50,000 円）
- ・ 後見人申立：30,000 円／件（保護者同一の複数児童：50,000 円）
- ・ 来所相談：（4 時間）20,000 円／回、電話相談：2,000 円／件、申立書作成：20,000 円／件
- ・ 相談（概ね 1 時間程度）：10,000 円／件、28 条：200,000 円／件
- ・ 相談業務：81,000 円／月、28 条申立業務：54,000 円／件、現場での立会業務、臨検搜索の請求業務：16,200 円／件
- ・ 相談：5,000 円／30 分、親権停止に関する件一式（申立書作成・審問出席・調査官対応、きょうだい 3 人分）：300,000 円／件
- ・ 相談業務：5,000 円／30 分
- ・ 法律相談や 28 条申立における法的援助業務を弁護士団体に委託する契約形態をとっているた

め、業務ごとの報酬については設定していない。

- ・ 10,000 円／時間
- ・ 法 28 条申立書作成：10 万円（税込）／件、各種相談等 5,000 円／時間（15 分単位で分割計算）
- ・ 来所・訪問相談：10,000 円／回、電話相談：2,500 円／件、司法的手続き：80,000 円／件、関係機関調整：20,000 円／件、旅費
- ・ 法的指導助言業務：259,200 円／年・人、保護者対応等協力業務：10,800 円／回
- ・ 家事審判申立書等作成業務：申立書作成 86,400 円／件、申立書等作成指導 10,800 円／回
- ・ 電話相談：2,500 円／件、面談（出張無）：9,800 円／件、面談（出張有）：9,800 円／件、家庭・機関訪問：9,800 円／件
- ・ 立入調査：9,800 円／件
- ・ 7,100 円／時間（協議、電話、審問等の実時間および申立書作成にかかる時間に対して）
- ・ 面接：11,500 円／時間、1 日 3 時間程度
- ・ 申立書作成（相談・作成・審問出席等）：2 万円／件、28 条申立：6-10 万円／件、来所相談（1-2 時間）：2 万円／件
- ・ 6,111 円／時間（税込）（手取り 5,488 円）
- ・ 法律相談等委託業務：5,400 円／30 分
- ・ 28 条に基づく業務委託、親権喪失の審判および親権停止の審判の申立てに係る業務等：相談 32,400 円、資料作成 32,400 円、出廷等 10,800 円
- ・ 常勤弁護士：給与として支払、契約弁護士：無償
（※「弁護士会・弁護士団体との契約あり」と回答するも、未記入）
- ・ 助言：20,000 円／回
- ・ 定期相談：5,000 円／時、28 条請求の代理人業務等：15 万-30 万円／件
- ・ 30,350 円／日
- ・ 助言および援助業務：9,000 円／時間、28 条 1 項、2 項に規定する家裁への申立てに係る代理業務：新規 187,000 円／件、更新 94,000 円／件
- ・ 定期：9,400 円／2 時間、随時：10,500 円／件
- ・ 25,000 円／日
- ・ 相談：5,400 円／30 分
- ・ 相談：20,000 円／月、28 条申立等依頼：86,400 円／件
- ・ 行政職常勤一般職員として設定している
- ・ 15,000／時間×2 時間
- ・ 26,000 円／月
- ・ 5,000 円／30 分
- ・ 615,600 円／年
- ・ 30,000 円／月、訴訟代理人の選任および委任：100,000 円（税込）／件
- ・ 相談業務：10,000 円／時間（謝金）

- ・ 5,000 円 / 30 分
- ・ 10,100 円 / 日、28 条 1 項審判委任：120,000 円

7 児相弁護士に依頼している業務について

7-9-1. 訪問調査事例の詳細

- ・ 家裁提出の「陳述書」作成のため、被虐待（ネグレクト）の小学校低学年男児が日中・夜間預けられていた民間の幼児教室の代表者へ、当該児童の様子および不安定な保護者の様子を聞き取るため訪問。
- ・ 弁護士を緊急介入担当主幹として配置しているため、その職務内容としての同行もあるが、主な事例として、一時保護が必要な場合の学校等、立入調査、医療ネグレクトの場合における医療機関などがあります。
- ・ 28 条ケースで、児相での面談を拒絶し続ける保護者について審問後に家裁から家庭訪問を検討するよう勧められ、かつ保護者が児相代理人弁護士の同席を求めたため。
- ・ 児相弁護士も担当ケースを持っている
- ・ 法的説明が必要なときや、対応困難な親の場合には弁護士が同行することがある
- ・ 体重増加不良と発達遅滞の精密検査の拒否による医療ネグレクトの 1 歳児の一時保護のため、立入調査、親権停止等も視野に考えていることを保護者に影響力のある親族に説明に行く際、同行した。
- ・ 立入調査
- ・ 弁護士同席で、一時保護の正当性について法的根拠を説明

7-14. その他児相弁護士が行っている業務

- ・ 仙台弁護士会と県児相との意見交換会の連絡調整
- ・ 児相主催の研修会における講師
- ・ ケースについての法的な判断、対応に関する助言指導
- ・ 刑事司法（虐待者の逮捕・送致）案件において、法（児福法 11・12 条、虐防法 5 条）に基づく情報提供依頼書による事件記録閲覧謄写等の業務に係る検察庁との窓口
- ・ 個別ケースに係る法的対応、司法手続に関する助言、指導
- ・ 法的な疑義への助言
- ・ 法律学習会（研修）年 4 回
- ・ 法的対応が必要なケースワークに対する助言
- ・ 不服申立てにかかる書類の作成
- ・ 口頭意見陳述の参加
- ・ 研修講師

- ・家裁との連絡会議参加
- ・司法面接（バックスタッフ）参加
- ・相談事例集の作成
- ・家庭復帰の際の会議への参加
- ・法的助言および援助
- ・職員研修で講話をおこなう
- ・法的対応で疑義や疑問がある場合に、不定期にその都度アポをとって相談を受けていただいているのみ
- ・課の統括業務
- ・予算、決算
- ・議会対応
- ・報道対応
- ・親権代行など法律的な相談

⑧ 児相弁護士による相談体制をとるメリットについて ⑧その他の記述

- ・関係機関に法的対応について正確な説明ができる
- ・上記回答は職員が相談するメリットだが、実務は別途依頼でほとんど依頼できていない状況
- ・法的対応業務については、児相弁護士の仕事と役割分担することにより、CW がそれ以外の業務に専念できる
- ・親権等、法律に関する疑問が生じた時にすぐに相談できること
- ・職員への法務研修
- ・個人情報保護に対する対応
- ・行政不服申立てに対する対応
- ・外部の弁護士への対応や連携がスムーズ
- ・子どもにとっての最善の利益が最優先される

⑨ 児相弁護士による相談体制をとる際の課題について ⑧その他の記述

- ・依頼する内容とそれに見合う報酬を設定すること
- ・非常勤弁護士や契約弁護士が所属する弁護士事務所が、児相設置自治体を相手取った訴訟の代理人となったことについて、自治体の法務担当から疑義を出されたことがある。
- ・①について、職員が直接電話やメールで相談を実施しているため、支払手続が欠略することもある
- ・⑦について、福祉司は「作成するのは弁護士」と認識している現状（争点整理や家事審判手続

を想定した CW の意識が希薄化する危惧)

- ・①：現在は児童虐待に理解のある弁護士のため、定期相談以外でも対応してくれるが、弁護士が変わった際、同様の勤務条件の維持が可能か課題である
- ・費用面、その他様々な条件を考えれば、常勤での雇用は難しく、県弁護士会においては非常勤でも定期的に児相へ赴ける弁護士を確保することは困難との見解である。国の準ずる措置をどうかクリアしていけるのか、常勤以外での配置とせざるを得ないといったところである。
- ・①：県の規定に基づくため、業務内容に比べ少額
- ・現行の方法を実施することにより、当センターの取扱う様々なケースに対して、最適な専門性を持った弁護士の専任が行えるとともに、複数の弁護士が受任することにより児童福祉に精通した弁護士の人材育成が可能となっている。
- ・特定の弁護士の配置を充実（勤務時間の拡大）をすることにより、弁護士会への法律相談の委託予算が削られ、弁護士会との協力関係が薄くなるのが危惧される
- ・異動先や昇任ポストが不明確
- ・常勤弁護士配置の場合、配置される弁護士側に弁護士活動に支障が出るのが予想され、任期付きであっても応じてくれる弁護士がいるかどうかは課題（具体的には、3年間の任期付採用となった場合、前1年間は採用前の業務処理で新規事件等受託できず、一班弁護士復帰後しばらくは空白が生じるため任期付採用前の状態に戻るには一定期間必要というもの。全期間通じての所得保証が必要)

10 児相弁護士に依頼したい業務について

- ・実際のケースワーク
- ・業務に関する法律相談
- ・保護者や関係機関・団体等に対する法的な説明
- ・法的文書作成と家庭裁判所審問への出席
- ・保護者代理人や捜査機関との面接への同席
- ・法律・権利関係の職員研修の講師
- ・受理会議・援助方針会議等への出席および法的見地からのスーパーバイズ
- ・申立書作成、保護者面接への同席等が可能となれば、児童福祉司の業務が軽減されると思います。
- ・研修の講師や助言者としての役割
- ・児福法 28 条、親権停止・喪失などの家事審判手続きの委託
- ・申立書等の裁判所提出書類の作成、裁判所との連絡調整等
- ・警察からの子どもの事情聴取等の要請に係る調整、立ち会い
- ・保護者および代理人弁護士との面接等の対応（必要なケースについて）

- ・保護者面接への同席（設問 7・8 にあるような事項について、弁護士から説明してもらう）
- ・児福法 28 条に係る請求に関する相談（手続き）
- ・親権に関する相談
- ・未成年後見人に関する相談
- ・その他相談に伴う法的対応等
- ・28 条申立等各法的な手続き
- ・日常的に CW していくなかで「法的な立場からどうなのか」ということをすぐに確認したい
- ・家裁への申立書作成、その後の審問、調査官対応
- ・28 条以外の児童福祉にかかる行政訴訟等の手続き（臨検を含む）
- ・性的虐待の被害児に対する権利の説明等子どもへの関わり
- ・非虐待親や非 DV の親への法的側面からのエンパワメント
- ・未成年後見人、親権停止、28 条等さまざまな家裁申立ての書類作成全般
- ・医療ネグレクトへの対応
- ・損害賠償（施設・保護所）
- ・無国籍問題
- ・戸籍問題
- ・28 条ができるかという相談
- ・援助方針会議への参加および法的専門性を持っている立場からの意見、助言
- ・日々のケースワークに対する法的な助言、解説
- ・司法手続きに関する助言
- ・紛争解決に向けた対応、助言
- ・困難なケースの面接やケース会議への同席
- ・家庭裁判所や警察との調整
- ・不当要求に対する助言、対応
- ・28 条申立、親権停止の適否および未成年後見人申立への助言、書類等の作成
- ・裁判所、警察、保護者および法定代理人（弁護士等）への対応、相手方弁護士への対応方法に関する助言
- ・親権や監護権など法律の関わる場所での保護者との面談、説明
- ・医療ネグレクト等児童虐待の判断が難しい場合における法的助言
- ・児福法 28 条申立等の法的手続き
- ・ケースワーク上の法的諸問題の相談
- ・申立書類及び告訴状の作成
- ・審問の出席および刑事告訴する際の警察への出頭
- ・保護所が保護者の弁護士と児童相談所に来所した際の対応
- ・保護者が職員を訴えた場合の弁護
- ・児童が保護者を訴える場合の、その代理人（扶養請求等、児童相談所長が申立てできない案件

について)

- ・ 法的手続に関する助言および書類作成支援
- ・ 職権一時保護における保護者への説明
- ・ 刑事告訴の適否に関する助言
- ・ 触法少年の家裁送致についての支援
- ・ 児相が申立てする法的書類の作成
- ・ 法的対応時などの保護者対応
- ・ 児相の援助等への職員へのアドバイス
- ・ 緊急受理会議、判定会議、援助方針会議の参加
- ・ 職権一時保護の法的判断の根拠
- ・ 保護者への説明
- ・ 現状の体制で不満はないが、現状の体制を維持した上で、1回／週など弁護士が児相に勤務してくれるとなおよい。
- ・ 法的対応全般について、必要書類の作成、審判対応等
- ・ 職権による一時保護を保護者に伝える場面の立会い
- ・ 家事審判申立書類の作成
- ・ 家裁の承認を得るべき案件（28条申立て、親権停止等）に関する相談および資料作成
- ・ 行政処分の不服申し立てに対する回答に関する助言、資料作成等
- ・ 警察の児童通告における法的根拠の正当性の判断
- ・ 一時保護の司法関与が強化された場合の助言、資料作成等
- ・ 立入調査・臨検等の法的行政手続き場面の立会い、面接への同席
- ・ その他法的な判断を必要とする場合の相談
- ・ 裁判所への申立て書類の作成
- ・ 審判等への立ち合い
- ・ 保護者面接への同席
- ・ 行政訴訟になったときの法的対応や親権停止の手続き等弁護士に担ってもらうことでスムーズな対応が図れる。また、それらに伴う保護者への説明等を弁護士からおこなうことで、当事者にとってもわかりやすいと思われる。
- ・ 保護者への直接の説明
- ・ 少年法に係る重大事案（逆送致等）の相談や対応
- ・ 裁判所からの個人情報開示命令等への対応に係る相談
- ・ 特別養子縁組に係る法的対応の相談等、法的対応についての相談や代理人対応など
- ・ 一時保護、児童福祉指導、28条申立、立入調査、面会制限等の法的対応についてのスーパーバイズ
- ・ 児童福祉司等と共に保護者等に面接し、説明する等の業務
- ・ 家裁への申立てなどの書類作成

- ・ 諸々の法律相談への対応
- ・ 臨検捜索、職権一時保護などに関する法的判断と調査、保護への同行および保護者対応
- ・ 個別ケース会議への出席
- ・ 所内会議（受理、判定、援助方針会議）への出席
- ・ 対応の困難な保護者との面接
- ・ 援助方針会議での助言
- ・ 職権一時保護の説明、行政処分の教示
- ・ 虐待の告知の際の同席
- ・ 業務に関連した法律の解説や研修
- ・ 管内要保護児童対策地域協議会会議での助言
- ・ 保護者や代理人弁護士に対する法的対応の説明
- ・ 法的助言および援助方針会議への参加
- ・ 場合により、面接への同席
- ・ 法第 28 条適用の可能性や手続き全般に関する対応や助言
- ・ 臨検捜索や家裁送致等、手続き全般についての対応や助言
- ・ 訴訟や情報公開請求等への対応や助言
- ・ その他法的判断が求められる事例への対応や助言
- ・ 28 条申立等の法的手続きに関する助言や資料作成
- ・ 児相の手続きに反対している保護者や指導に応じない保護者に対し、法的知識を前提とした説得的指導
- ・ 法的判断が必要なケースや関係機関との調整が必要なケースについて、弁護士を交えての協議
- ・ 説得や対話が必要な保護者や、児童虐待の予防、児童の保護に対する協議義務の意識の薄い関係機関等に対する弁護士という専門家の立場からのアプローチ
- ・ 28 条申立書の作成をはじめとする各種申立て書類の作成
- ・ 法 28 条、親権停止・喪失等の申立書類の作成および審問出席
- ・ 触法少年等の家裁送致書の作成および審問出席
- ・ 一時保護の告知等保護者面接の際の同席
- ・ 法 28 条等の申立書作成
- ・ 県の代理弁護士としての対応
- ・ 審問への出席
- ・ 保護者への法的説明
- ・ なお、相手側に弁護士がつく場合、最初の関わり方から注意を要することも有る。
- ・ 親権のない保護者から一時保護されている児童への面会希望があった場合の対応等、法的な判断が難しいケースの相談等
- ・ 裁判所提出書類の作成、添削および審問に関するもの
- ・ 情報公開に関しても書類添削

- ・保護者が弁護士に依頼した案件の対応
- ・7-1～7-13 全ての業務
- ・審判申立書類作成
- ・職権一時保護時の保護者説明
- ・受理会議、援助方針会議等所内会議への参加（法律問題の解説および家事、少年事件の見通しの説明・助言等）

11 児相弁護士による相談体制を整えるために必要な条件について⑧その他の記述

- ・弁護士にとって児相に勤務したことがキャリアの向上につながるような価値観（考え方）が法曹界に広がること
- ・長期間（複数年単位で）児相を担当できること、その間に複数配置等により他弁護士の育成が可能となる必要がある
- ・現在の相談体制で特に支障は感じていません
- ・業務の都合上、弁護士会へ加入いただいているが、会費が高額であり、弁護士個人の負担が大きい。会費の支援や減免措置の依頼等、支援を考える必要がある

3. アンケート調査票

平成 28 年度 課題研究

「児童相談所における弁護士の役割と位置づけに関する研究」

全国児童相談所弁護士相談体制調査 質問票

【注記】

1. 弁護士に関する名称は、以下の定義にそって使用しております。
 - ・児相弁護士・・・常勤・非常勤・契約等を問わず、児童相談所専属の弁護士
 - ・本庁弁護士・・・庁内の法務部に配置されている弁護士
 - ・弁護士・・・児相弁護士、本庁弁護士を問わず、弁護士一般
2. 2～7は、すべて平成 28 年 4 月 1 日現在での状況をご回答ください。

子どもの虹情報研修センター

2016 年 9 月 5 日

全国児童相談所弁護士相談体制調査 質問票

記入年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

児童相談所名： _____

回答者のお名前・役職： _____

※ご回答について確認をさせていただきたいとご希望の場合、回答者の方のお名前を記載いただけますと幸いです。ご記入いただいたお名前はこの目的のためだけに使用するものであり、匿名でも結構です。

1 貴自治体における「児童虐待」に関する受付・対応等件数について

以下の各項目について、該当する数字をご回答ください。なお、1-4.～1-8.については、請求年度と承認年度が異なる場合にも、請求した事例についての結果を請求年度の「うち件数」としてご記入ください。

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---|-----------|-----------|
| 1-1. 虐待相談受付件数 | 件 | 件 |
| 1-2. 虐待相談対応件数 | 件 | 件 |
| 1-3. 保護者の同意のない一時保護件数 | 件 | 件 |
| 1-4. 児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号請求件数 (うち承認件数) | 件 (件) | 件 (件) |
| 1-5. 児童福祉法第 28 条第 2 項請求件数 (うち承認件数) | 件 (件) | 件 (件) |
| 1-6. 親権停止請求件数 (うち承認件数) | 件 (件) | 件 (件) |
| 1-7. 親権喪失請求件数 (うち承認件数) | 件 (件) | 件 (件) |
| 1-8. 管理権喪失請求件数 (うち承認件数) | 件 (件) | 件 (件) |
| 1-9. 後見人選任件数 | 件 | 件 |
| 1-10. 後見人解任件数 | 件 | 件 |
| 1-11. 面会通信制限件数(児童虐待防止法 12 条 に基づく行政処分に限る) | 件 | 件 |
| 1-12. 住所情報の制限件数 | 件 | 件 |
| 1-13. 出頭要求件数 | 件 | 件 |
| 1-14. 立入調査件数 | 件 | 件 |

2 貴自治体における弁護士体制について

該当する番号に○印をつけてください。()内は数字をご記入ください。

2-1. 児相弁護士による相談体制はありますか。

| | |
|-----|------|
| ①はい | ②いいえ |
|-----|------|

①「はい」の場合

2-1-1. どのような相談体制をとっていますか。人数が特定できる場合は()にご記入ください。

| | |
|---------------|------|
| ①常勤配置 | ()人 |
| ②非常勤配置 | ()人 |
| ③弁護士個人との契約 | ()人 |
| ④弁護士会・弁護団との契約 | ()人 |

2-1-2. 「2-1-1.」の相談体制はいつから始まりましたか。

| |
|------|
| ()年 |
|------|

②「いいえ」の場合

2-1-3. 本庁弁護士への相談体制はありますか。

| | |
|-----|-----|
| ①あり | ②なし |
|-----|-----|

2-1-4. 2-1-3.で①「あり」と答えた方にお聞きします。本庁弁護士にはどのような相談体制をとっていますか。

| | | | |
|---------------|----------------|---------------|------|
| ①常勤弁護士 に相談 | ②非常勤弁護士 に相談 | ③契約弁護士 に相談 | ④その他 |
|---------------|----------------|---------------|------|

3 中央児童相談所の児相弁護士による地域児童相談所への相談体制について

中央児童相談所でのみ児相弁護士による相談体制をとる自治体にご質問します(児童相談所を単独に設置する政令市・中核市等を除く)。 中央児童相談所の児相弁護士は、どのような体制のもとで地域児童相談所を支援していますか。支援体制について教えてください。 ※自由記述

例：相談事例があるときに、児相弁護士が勤務する日に中央児相に予約を入れて出向き、相談す

| |
|-------|
| |
| |
| |
| |

4 弁護士との連絡窓口について

貴自治体における弁護士との連絡窓口はどこですか。具体的にご記入ください。

| |
|---------------------------------|
| 例：地域児童相談所の虐待専任組織、中央児童相談所の管理課 など |
|---------------------------------|

※児相弁護士と何らかの相談体制をとっている自治体は、このまま「5 児相弁護士の採用方法・雇用形態について」にお進みください。それ以外の自治体は、「9 児相弁護士による相談体制をとる際の課題について」(p.9)にお進みください。

5 児相弁護士の採用方法・雇用形態について

児相弁護士の採用方法、雇用形態について、該当する番号に○をつけてください。

5-1. 児相弁護士の採用はどのような方法でおこないましたか。

| | | |
|-----|---------|-----------------------|
| ①公募 | ②弁護士会推薦 | ③その他 （具体的にご記入ください） |
|-----|---------|-----------------------|

5-2. 「**常勤弁護士**」による相談体制をとる自治体にご質問します。常勤弁護士に任期はありますか。

| | |
|-------|-------|
| ①任期つき | ②任期なし |
|-------|-------|

5-2-1. 「**①任期つき**」の場合、任期は最長で何年ですか。数字をご記入ください。

| |
|---|
| 年 |
|---|

5-3. 「**非常勤弁護士**」による相談体制をとる自治体にご質問します。非常勤弁護士の勤務日数は、月当たり何日ですか。**非常勤弁護士が複数いる場合は、**該当する選択肢すべてに○をつけてください。

| | | | | |
|-------|-------|-------|---------|------|
| ①1回/月 | ②2回/月 | ③3回/月 | ④4回以上/月 | ⑤不定期 |
|-------|-------|-------|---------|------|

5-3-1. **①～④**を選択された自治体にお聞きします。弁護士1人・1回あたりの勤務時間は何時間ですか。数字をご記入ください。

| |
|----|
| 時間 |
|----|

5-4. 「契約弁護士」との相談体制をとる自治体にご質問します。契約弁護士の勤務日数は、月当たり何日ですか。契約弁護士が複数いる場合は、該当する選択肢すべてに○をつけてください。

| | | | | |
|-------|-------|-------|---------|------|
| ①1回/月 | ②2回/月 | ③3回/月 | ④4回以上/月 | ⑤不定期 |
|-------|-------|-------|---------|------|

5-4-1. ①～④を選択された自治体にお聞きします。弁護士1人・1回あたりの

勤務時間は何時間ですか。数字をご記入ください。

時間

6 児相弁護士への報酬について

児相弁護士への報酬について、どのような業務にいくらを報酬を設定していますか。

例. 日額〇〇円、電話1件〇〇円、申立書作成1件〇〇円 など

7 児相弁護士に依頼している業務について

以下の各項目に関し、児相弁護士と児童相談所職員とが主としてどのように業務分担をおこなっているか、該当する番号に○をつけてください。なお、過去に一度でも実績があれば、当該実績の内容でご回答ください。実績のない設問には、現段階で予定している内容でご回答ください。

7-1. 児童福祉法第28条申立てについて

7-1-1. 申立て書類の作成

| | | | |
|-----------|-----------------|----------------|---------------|
| ①児相弁護士に依頼 | ②職員が記入し児相弁護士が添削 | ③職員が記入の際に助言を得る | ④児相弁護士はおこなわない |
|-----------|-----------------|----------------|---------------|

7-1-2. 審問

| | | | |
|-----------|-----------|-------------------------|---------------|
| ①児相弁護士に依頼 | ②職員と児相弁護士 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士に出席を依頼 | ④児相弁護士はおこなわない |
|-----------|-----------|-------------------------|---------------|

7-1-3. 調査官対応

| | | | |
|-----------|-----------|----------------------|---------------|
| ①児相弁護士に依頼 | ②職員と児相弁護士 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士も参加 | ④児相弁護士はおこなわない |
|-----------|-----------|----------------------|---------------|

7-2. 親権停止・喪失、管理権喪失について

| | | | | |
|-----------------|-----------|-----------------|-------------------------|---------------|
| 7-2-1. 申立て書類の作成 | ①児相弁護士に依頼 | ②職員が記入し児相弁護士が添削 | ③職員が記入の際に助言を得る | ④児相弁護士はおこなわない |
| 7-2-2. 審問 | ①児相弁護士に依頼 | ②職員と児相弁護士 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士に出席を依頼 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 7-2-3. 調査官対応 | ①児相弁護士に依頼 | ②職員と児相弁護士 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士も参加 | ④児相弁護士はおこなわない |

7-3. 未成年後見人申立てについて

| | | | | |
|-----------------|-----------|-----------------|-------------------------|---------------|
| 7-3-1. 申立て書類の作成 | ①児相弁護士に依頼 | ②職員が記入し児相弁護士が添削 | ③職員が記入の際に助言を得る | ④児相弁護士はおこなわない |
| 7-3-2. 審問 | ①児相弁護士に依頼 | ②職員と児相弁護士 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士に出席を依頼 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 7-3-3. 調査官対応 | ①児相弁護士に依頼 | ②職員と児相弁護士 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士も参加 | ④児相弁護士はおこなわない |

7-4. 臨検・捜索について

| | | | | |
|------------------|-----------|-----------------|-------------------------|---------------|
| 7-4-1. 申立て書類の作成 | ①児相弁護士に依頼 | ②職員が記入し児相弁護士が添削 | ③職員が記入の際に助言を得る | ④児相弁護士はおこなわない |
| 7-4-2. 裁判所への説明 | ①児相弁護士に依頼 | ②職員と児相弁護士 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士に出席を依頼 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 7-4-3. 実施時の弁護士参加 | ①あり | ②なし | | |

7-5. 触法少年等(虞犯を含む)の家裁送致(強制的措置許可申請を含む)について

| | | | | |
|-------------------------|-------------|-----------------|-------------------------|---------------|
| 7-5-1. 送致書の作成 | ①児相弁護士に依頼 | ②職員が記入し児相弁護士が添削 | ③職員が記入の際の助言を得る | ④児相弁護士はおこなわない |
| 7-5-2. 審問 | ①児相弁護士に依頼 | ②職員と児相弁護士 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士に出席を依頼 | ④児相弁護士はおこなわない |
| 7-5-3. 子どもに付添人がついた場合の対応 | ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |

7-6. 刑事告訴について

| | | | | |
|--------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 7-6-1. 告訴の適否に関する判断 | ①すべてのケースについて児相弁護士へ相談 | ②判断に迷うケースはすべて児相弁護士へ相談 | ③判断に迷うケースの一部を児相弁護士へ相談 | ④判断に迷うケースであってもほとんど児相弁護士へ相談しない |
| 7-6-2. 告訴状の作成 | ①児相弁護士がおこなう | ②職員が記入し児相弁護士が添削 | ③職員が記入の際の助言を得る | ④児相弁護士はおこなわない |
| 7-6-3. 警察への出頭 | ①児相弁護士がおこなう | ②児相弁護士が職員に同伴する | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |

7-7. 刑事手続きの説明について

| | | |
|---------------------------------|-----|------|
| 7-7-1. 貴児童相談所における非加害親への裁判手続きの説明 | ①する | ②しない |
|---------------------------------|-----|------|

7-7-1-1. 「①する」の場合
非加害親に対する裁判手続の説明

| | | | |
|-------------|--------------|----------------------|---------------|
| ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
|-------------|--------------|----------------------|---------------|

| | | |
|--------------------------------|-----|------|
| 7-7-2. 貴児童相談所における子どもへの裁判手続きの説明 | ①する | ②しない |
|--------------------------------|-----|------|

7-7-2-1. 「①する」の場合
子どもへの裁判手続の説明

| | | | |
|-------------|--------------|----------------------|---------------|
| ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
|-------------|--------------|----------------------|---------------|

| | | |
|--------------------------------|-----|------|
| 7-7-3. 貴児童相談所における子どもへの裁判の経過の説明 | ①する | ②しない |
|--------------------------------|-----|------|

| | | | | |
|------------------------------------|-------------|--------------|----------------------|---------------|
| 7-7-3-1. 「①する」の場合 子どもへの裁判の経過の説明 | ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
|------------------------------------|-------------|--------------|----------------------|---------------|

7-8. 保護者面接について

| | | | | |
|------------------|-------------|--------------|----------------------|---------------|
| 7-8-1. 職権一時保護の説明 | ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
|------------------|-------------|--------------|----------------------|---------------|

| | | | | |
|------------------------------|-------------|--------------|----------------------|---------------|
| 7-8-2. 保護者が保護者の弁護士と共に来た場合の対応 | ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
|------------------------------|-------------|--------------|----------------------|---------------|

| | | | | |
|------------------|-------------|--------------|----------------------|---------------|
| 7-8-3. 施設入所の法的説明 | ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
|------------------|-------------|--------------|----------------------|---------------|

| | | | | |
|------------------|-------------|--------------|----------------------|---------------|
| 7-8-4. 行政処分の教示説明 | ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中心で、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
|------------------|-------------|--------------|----------------------|---------------|

| | | | | |
|--------------|-------------|--------------|----------------------|---------------|
| 7-8-5. 虐待の告知 | ①児相弁護士がおこなう | ②職員と児相弁護士で実施 | ③職員中で心、必要に応じ児相弁護士が協力 | ④児相弁護士はおこなわない |
|--------------|-------------|--------------|----------------------|---------------|

7-9. 訪問調査に児相弁護士が同行したことはありますか。

| | |
|-----|-----|
| ①ある | ②ない |
|-----|-----|

7-9-1. 「①ある」の場合
どのような事例で同行されましたか。

7-10. 個別ケース検討会議について

| | |
|------------------|--------------|
| ①児相弁護士も出席することがある | ②児相弁護士は出席しない |
|------------------|--------------|

7-11. 児童福祉審議会へ諮問をおこなう場合の、児相弁護士の関わり方について

7-11-1. 児相弁護士への相談

| | |
|---------------|-----------------|
| ①児相弁護士へ相談している | ②児相弁護士へ相談はしていない |
|---------------|-----------------|

7-11-2. 児相弁護士の諮問への出席

| | |
|------------------|--------------|
| ①児相弁護士も出席することがある | ②児相弁護士は出席しない |
|------------------|--------------|

7-12. 行政訴訟が提起された場合、児相弁護士と本庁弁護士のどちらが対応しますか。

| | | |
|------------|-----------|----------|
| ①児相の弁護士が対応 | ②本庁弁護士が対応 | ③決まっていない |
|------------|-----------|----------|

7-13. 各会議への児相弁護士の参加について

7-13-1. 緊急受理会議

| | | | |
|-------|---------|----------|-------|
| ①原則参加 | ②定期的に参加 | ③必要に応じ参加 | ④参加せず |
|-------|---------|----------|-------|

7-13-2. 受理会議

| | | | |
|-------|---------|----------|-------|
| ①原則参加 | ②定期的に参加 | ③必要に応じ参加 | ④参加せず |
|-------|---------|----------|-------|

7-13-3. 判定会議

| | | | |
|-------|---------|----------|-------|
| ①原則参加 | ②定期的に参加 | ③必要に応じ参加 | ④参加せず |
|-------|---------|----------|-------|

7-13-4. 援助方針会議

| | | | |
|-------|---------|----------|-------|
| ①原則参加 | ②定期的に参加 | ③必要に応じ参加 | ④参加せず |
|-------|---------|----------|-------|

7-14. その他児相弁護士がおこなっている業務があれば、ご記入ください。 ※自由記述

8 児相弁護士による相談体制をとるメリットについて

児相弁護士による相談体制をとるメリットは何ですか。該当するものすべてに○をつけてください。

※複数回答

- ①法的課題に的確に対応できる
- ②家庭裁判所への審判申立などの書類作成に精通している
- ③保護者や代理人弁護士に、法的な対応について正確な説明ができる
- ④裁判官や調査官、検察官とのやりとりがスムーズ
- ⑤児童相談所職員の法的対応力が向上した
- ⑥児童相談所職員が自身のソーシャルワークに対し、自信や安心感を持つことができるようになる
- ⑦紛争解決の見通しを立てることができる
- ⑧その他(具体的にご記入ください)

[]

9 児相弁護士による相談体制をとる際の課題について

児相弁護士による相談体制のある自治体および児相弁護士による相談体制のない自治体にお聞きします。児相弁護士による相談体制をとる際の課題は何ですか。あるいは、児相弁護士による相談体制をとる際に課題であったことは何ですか。該当するものすべてに○をつけてください。

※複数回答

- ①勤務条件(報酬)
- ②サービス関係(兼職制限)
- ③児童福祉に精通した弁護士がみつからない
- ④弁護士会との協力関係が保障されない
- ⑤児相弁護士を育成するプログラムがない
- ⑥定期的に配置するほどの相談がない
- ⑦児童福祉司の申立書作成能力の低下
- ⑧その他(具体的にご記入ください)

[]

10 児相弁護士に依頼したい業務について

児相弁護士による相談体制のある自治体および児相弁護士による相談体制のない自治体にお聞きします。児相弁護士にどのような業務を依頼したいですか。(現時点で既に児相弁護士がおこなっている業務を除く) ※自由記述

| |
|---|
| ----- ----- ----- ----- ----- |
|---|

11 児相弁護士による相談体制を整えるために必要な条件について

児相弁護士による相談体制のある自治体および児相弁護士による相談体制のない自治体にお聞きします。児童相談所における弁護士による相談体制を整えるために、どのような条件が必要だとお考えになりますか。該当するものすべてに○をつけてください。 ※複数回答

| |
|---|
| ①勤務条件(報酬) |
| ②服務関係(児相弁護士に関する兼職の容認) |
| ③児童福祉に精通した弁護士が身近な地域にいる |
| ④弁護士会との連携、協力関係 |
| ⑤児相弁護士を育成するプログラム |
| ⑥本庁弁護士に依頼するのではなく、児童相談所が新たに児相弁護士を置くことに関する庁内全体の理解 |
| ⑦児童相談所への弁護士配置に関する国の補助金の増額 |
| ⑧その他(自由にご記入ください) |
| []] |

質問は以上です。ご協力誠にありがとうございました。

平成28年度研究報告書

児童相談所における弁護士の役割と
位置づけに関する研究

平成29年8月31日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 影山 孝
共同研究者 池田 清貴
金子 祐子
浜田 真樹
久保 樹里
信田 力哉
川松 亮
富田貴代子
根岸 弓

印刷 (有)創文社 TEL. 045-716-0018

